

令和3年9月定例会会議録（第1号）

令和3年9月9日 木曜日 午前10時00分開会
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会
委員長 武田清治

選挙管理委員会
委員長 小関紀夫

農業委員会
委員長 浅沼玲子

農業委員会
委員長 横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦
査査主任 小松真子

議事日程（第1号）

令和3年9月9日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第12号令和2年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

（上程、提案説明、採決）

- 日程第 5 議案第49号新庄市教育委員会委員の任命について

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 6 議案第50号和解及び損害賠償の額の決定について

（一括上程、提案説明）

- 日程第 7 議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益の処分及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 日程第13 議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

- 日程第14 決算特別委員会の設置

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第15 議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第54号字の区域の変更について
- 日程第19 議案第55号市道路線の認定について
- 日程第20 議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第21 議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第22 議案第45号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第46号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

開 会

高橋富美子議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
それでは、これより令和3年9月新庄市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

高橋富美子議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において八鍬長一さん、石川正志さんのお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

高橋富美子議長 日程第2 会期決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長佐藤卓也さん。
(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 おはようございます。
それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。
去る9月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集され

ました令和3年9月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております令和3年9月定例会日程表のとおり、本日から9月24日までの16日間と決定いたしました。また、会期中の日程についても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告1件、令和2年度決算の認定等7件、補正予算5件、議案7件、請願4件の計24件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日報告1件の後、議案第49号の議案1件につきましては、人事案件でありますので、提案説明の後、委員会の付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第50号の議案1件につきましても、同様に提案説明の後、委員会の付託を省略し、本日の本議会において審議をお願いいたします。

議案第37号から議案第43号までの令和2年度決算の認定等7件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして、審査をしていただきます。

議案第44号から議案第48号までの補正予算5件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月24日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第51号から議案第55号までの議案5件につきましては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託をし、審査をしていただきます。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答

弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月

24日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月9日から9月24日までの16日間と決しました。

令和3年9月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	9月9日	木	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(1件)の説明。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。決算(7件)の一括上程、提案説明。決算特別委員会の設置。議案(5件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(5件)の一括上程、提案説明。
			決算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	9月10日	金	本会議	議場	午前10時	一般質問 山科正仁、山科春美、庄司里香、石川正志、佐藤悦子の各議員
第3日	9月11日	土	休 会			
第4日	9月12日	日				
第5日	9月13日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤卓也、叶内恵子、小嶋富弥、八鍬長一の各議員
第6日	9月14日	火	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	9月15日	水	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 8 日	9 月 16 日	木	決 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	令和 2 年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の審査、下水道事業会計決算の審査
第 9 日	9 月 17 日	金	決 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	令和 2 年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の審査、下水道事業会計決算の審査
第10日	9 月 18 日	土	休 会			
第11日	9 月 19 日	日				
第12日	9 月 20 日	月				
第13日	9 月 21 日	火	休 会			本会議準備のため
第14日	9 月 22 日	水				
第15日	9 月 23 日	木	休 会			
第16日	9 月 24 日	金	本 会 議	議 場	午前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（5 件）の質疑、討論、採決。

日程第 3 市長の行政報告

高橋富美子議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。9 月定例会、よろしくお願いいたします。

昨日の夕方は大変寒く、今日はまた29度ぐらいになるということで、寒暖の差が激しい時期ですが、体調には十分に気をつけてまいりたいと考えております。

それでは、新庄まつりについて御報告申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、戦後初の中止となったところであります。新庄まつり実行委員会では、昨年からの新型コロナウイルス感染症が収束しない中ではありましたが、今年は何とか新庄まつりを実施したいと各関係機関から御意見をいただきながら、安全・安心に実施できる手法について協議を重ねてまいりました。実施に対し、様々な御意見はございましたが、内容を大幅に縮小して実施に至り、無事終了したところであります。

新庄まつり実行委員会事務局では、新庄まつりを実施するに当たり、まつり関係者と地域住民が感染防止に努め、安全・安心なまつりの開催を実現するための感染防止対策として、開催規模の判断を山形県注意警戒レベルに応じて決定することとした新型コロナウイルス等感染拡大防止ガイドラインを作成し、協議を進めてまいりました。

また、今年の山車は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、例年の20台から15台となりました。宵まつりと本まつりの山車行列は中止となりましたが、24日、25日ともに自主運行とし、飾り山車は例年実施している町なかでは行わず、各町内若連の山車小屋に展示する行事予定となりました。

直前まで協議が続きましたが、8月20日に県独自の感染拡大防止特別集中期間が設定されたことにより、規模を縮小して実施することとなりました。

露店会場は全面中止、山車の自主運行は2時間から1時間に短縮、小若の引手はなしとなり、神輿渡御行列は30人程度で、最上公園から吉川町天満宮跡への往復とし、2時間弱の内容となりました。

8月24日は天候の影響もあり、山車小屋から出ず、運行しない町内も散見されましたが、25日は多くの山車が自町内付近を運行していました。

神輿渡御行列は予定のルートを無事往復し、復路では神輿にかけていたビニールを外し、今年修復された神輿が沿道の皆様に披露されました。

26日は各町内山車小屋で飾り山車とはやしの披露が行われ、それぞれ近隣の方がその様子を楽しんでいたようであります。

来年の新庄まつりの内容については未定であります。これからの新型コロナウイルス感染症の拡大状況による実施の規模やまつり実施における感染防止対策の様々な取組、また各関係機関との協議が必要になるものと想定されます。

今後も新庄まつり実行委員会への支援を通じ、取り組んでまいりますので、さらなる御理解と御協力をお願いし、本年の新庄まつりの報告とさせていただきます。

日程第4報告第12号令和2年度 新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

高橋富美子議長 日程第4報告第12号令和2年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第12号令和2年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、昨年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので、数値はございません。

実質公債費比率につきましては7.2%となり、前年度の8.0%より0.8%縮小しております。

また、将来負担比率につきましては18.0%となり、前年度の25.8%より7.8%減少しております。

次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき、一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての公営企業会計で不足額はございませんでした。

以上、令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

高橋富美子議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5議案第49号新庄市教育 委員会委員の任命について

高橋富美子議長 日程第5議案第49号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第49号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員4名の方のうち、1名の方が令和3年9月30日をもって任期満了となることから、新たに任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は、阿部浩悦氏で、任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間であります。

参考として経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していく上で、誠にふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第49号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第6議案第50号和解及び損害賠償の額の決定について

高橋富美子議長 日程第6議案第50号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第50号和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

損害賠償の原因につきましては、令和3年1月6日午後1時20分頃、市立本合海小学校において、校舎の屋根より落雪があり、相手方の車両が破損したものであります。このたび、相手方との仮示談が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について議会の議決を求めるものであります。

和解及び損害賠償の相手方は、新庄市大字福田字福田山711-85、佐川急便株式会社新庄営業所で、損害賠償の額は63万1,400円であります。

今後、本件のような事故が発生しないよう、冬期間等の施設の管理について再確認するとともに、学校に対しての周知を徹底してまいります。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) この和解額また損害賠償の手続、そういったものについては調べまして適切に行われたと判断しておりますが、今、市長もおっしゃいましたが、再発防止が一番これはネックになってくる件だと考えています。

今後、このようなことがないように注意していくということですが、その再発防止について、教育委員会では学校側含めて、どのような協議を今進めているのか、そういったことを確認しておきたいと思っております。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 学校施設の安全管理についての御質問でございます。学校施

設につきましては、やはり学校生活を運営していく基盤でございますので、日頃から安全・安心な日常管理に努めているところでございます。特に冬期間、屋根からの落雪等に備えまして、雪庇の除去ですとか、進入禁止の措置を行い、危険防止を行っているわけですが、学校側にも注意喚起を促しながら、日頃より周知を図っているところでございますので、今後もこのようなことがないように努めてまいりたいと考えてございます。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) これまでも注意喚起ということは行われてきたと承知しております。もう少し具体的にどういった注意喚起を行っていくのか、そこのところをもう少ししっかりと御返答いただかないと、また同じことが起こるのではないかと感じておりますので、もう少し具体的にどのような注意喚起を行っていくのか、そして具体的な対策をどうしていくのか、その点をもう一度お伺いします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 やはり昨年豪雪でございますけれども、屋根の構造的な問題もございまして、日頃より注意深く見ていくことが大事かと思っております。特に雪庇とかつららが落ちやすい状況、特に気温が緩むような場合ですと、そういったことが起こりやすくなりますので、朝は除雪車が入って除雪するわけでございますけれども、その後きちんとした進入禁止の措置を行っていくとか、そういったことも含めて、学校側にも再度通達してまいりたいと考えてございます。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 再発防止というのは必須です。これは行政であればなおさら強く、手厳しく、再発防止が起こらないように措置を講じていかなければならないことだと思っておりますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思っております。以上で終わります。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案7件一括上程

高橋富美子議長 日程第7議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案につきましては会計課長より、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について及び議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての2議案につきましては、上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から承りました御意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私からは説明は以上であります。御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 続いて、会計管理者兼会計課長荒田明子さんより説明願います。

会計管理者兼会計課長荒田明子さん。

（荒田明子会計管理者兼会計課長登壇）

荒田明子会計管理者兼会計課長 おはようございます。

それでは、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで5議案につきまして、お手元の令和2年度歳入歳出決算書を基に御説明申し上げます。全体で277ページ

となっております。

初めに、5ページを御覧ください。

会計別歳入歳出決算総覧でございます。

全会計の状況は、一番下の合計欄に記載しております。予算現額350億6,284万2,000円、収入済額341億4,933万8,506円、支出済額319億9,774万2,225円。

一番右側を御覧ください。予算現額に対する収入率は97.39%、執行率は91.26%でございます。なお、一般会計で翌年度繰越しがありますので、後ほど御説明申し上げます。

続きまして、8ページを御覧ください。会計ごとの歳入歳出決算書でございます。

初めに、一般会計の歳入でございます。

1款市税から12ページの22款市債までとなります。歳入合計につきましては、予算現額273億9,910万9,000円、調定額268億2,659万1,692円、収入済額260億7,011万8,263円、不納欠損額3,539万1,440円、収入未済額7億2,108万1,989円であります。

不納欠損額が生じておりますのは、9ページに戻ります。ここからページが前後しますので、よろしく願いいたします。

9ページ、1款市税、11ページ、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、21款諸収入となっております。

収入未済額が生じておりますのは、再度9ページに戻ります。1款市税、11ページ、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、16款県支出金、21款諸収入となっております。

次に、14ページを御覧ください。一般会計の歳出でございます。

1款議会費から16ページの14款予備費までとなります。歳出合計につきましては、支出済額245億7,525万8,458円、翌年度繰越額18億3,308万7,270円、不用額9億9,076万3,272円であります。

なお、翌年度繰越額が生じておりますのは、15ページに戻りまして、2款総務費、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費、16ページ、10款教育費、11款災害復旧費となっております。

表の下には歳入歳出差引残額を記載しており、14億9,485万9,805円となっております。また、そのうち6億8,000万円を財政調整基金に繰入れしております。

次に、18ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入の1款国民健康保険税から8款国庫支出金までの歳入合計につきましては、予算現額33億4,062万5,000円、調定額40億1,787万8,172円、収入済額38億2,432万9,733円、不納欠損額が1款国民健康保険税5,406万8,417円、収入未済額は1款国民健康保険税、7款諸収入合わせまして1億3,948万22円となっております。

次に、20ページを御覧ください。歳出でございます。1款総務費から8款共同事業拠出金までとなります。

歳出合計につきましては、支出済額32億5,180万7,364円、翌年度繰越額はなく、不用額8,881万7,636円であります。歳入歳出差引残額は5億7,252万2,369円となっております。

次に、22ページを御覧ください。交通災害共済事業特別会計でございます。

歳入の1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの歳入合計につきましては、予算現額569万1,000円、調定額と収入済額が同額の575万9,413円であります。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、24ページを御覧ください。歳出でございます。

1款事業費の支出済額333万9,338円、翌年度繰越額はなく、不用額235万1,662円あります。歳入歳出差引残額は242万75円となっております。

次に、26ページを御覧ください。介護保険事

業特別会計でございます。

歳入の1款保険料から10款諸収入までの歳入合計につきましては、予算現額が38億6,056万9,000円、調定額38億267万2,362円、収入済額37億9,030万7,102円、不納欠損額は1款保険料の463万1,850円、収入未済額は1款保険料、2款分担金及び負担金、10款諸収入を合わせまして773万3,410円となっております。

次に、28ページを御覧ください。歳出でございます。1款総務費から8款予備費までとなります。

歳出合計につきましては、支出済額37億2,029万5,489円、翌年度繰越額はなく、不用額1億4,027万3,511円であります。歳入歳出差引残額は7,001万1,613円となっております。

次に、30ページを御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計でございます。

歳入の1款保険料から6款国庫支出金までの歳入合計につきましては、予算現額4億5,684万8,000円、調定額4億6,051万2,335円、収入済額4億5,882万3,995円、不納欠損額は1款保険料の33万5,400円、収入未済額は同じく1款保険料135万2,940円となっております。

次に、32ページを御覧ください。歳出でございます。

1款総務費から4款諸支出金までとなります。歳出合計につきましては、支出済額4億4,704万1,576円、翌年度繰越額はなく、不用額980万6,424円であります。歳入歳出差引残額は1,178万2,419円となっております。

続きまして、40ページを御覧ください。40ページからは、会計ごとの歳入歳出決算事項別明細書を記載しております。会計ごと歳入歳出の順となっております、259ページまでとなります。

次に、262ページを御覧ください。ここからは、実質収支に関する調書でございます。

262ページの一般会計におきましては、4の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越

明許費繰越額が1億5,112万1,558円となっております。そのため、3の歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は13億4,373万8,247円となります。また、6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は6億8,000万円となり、財政調整基金に繰入れしております。

令和2年度は一般会計以外に翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、263ページからの特別会計の3の歳入歳出差引額と5の実質収支額は同額となっております。

次に、268ページを御覧ください。

財産に関する調書でございます。公有財産、物品、債権、基金について記載しております。

以上、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書についての御説明といたします。よろしく願いいたします。

高橋富美子議長 次に、上下水道課長矢作宏幸さんより説明をお願いいたします。

上下水道課長矢作宏幸さん。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

矢作宏幸上下水道課長 おはようございます。

それでは、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について御説明申し上げます。別冊の令和2年度新庄市上下水道事業会計決算書を御覧願います。

2ページ、3ページをお開きください。決算報告書になります。

収益的収入及び支出の収入につきましては、決算額11億1,973万3,225円となり、予算額に対し492万5,225円の増になります。支出につきましては、決算額10億8,246万9,873円となり、不

用額は1,580万7,127円になります。

4ページ、5ページの資本的収入及び支出の収入につきましては、決算額5,651万9,689円となり、予算額に対し1万5,689円の増になります。

支出につきましては、決算額3億6,070万4,693円となり、不用額は1,216万9,307円になります。

6ページ、7ページの損益計算書につきましては、当年度純利益が2,880万2,436円の黒字となり、当年度未処分利益剰余金は8億3,043万1,664円となっております。

8ページ、9ページの剰余金計算書につきましては、当年度の残高として資本金は60億6,643万3,127円、資本剰余金は528万4,825円、利益剰余金は11億938万209円となっております。

8ページ下部の剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は8億3,043万1,664円となっておりますが、建設改良積立金に2,800万円を積み立て、5億9,745万6,431円を資本金へ組入れし、処分後の残額2億497万5,233円を令和3年度へ繰り越すものでございます。

建設改良積立金に積み立てます2,800万円については、令和2年度純利益に相当する額を積み立てるものであり、資本金へ組入れする5億9,745万6,431円は、平成26年度から適用されました地方公営企業会計の制度変更により発生した未処分利益剰余金であるため、このたび、より分かりやすい決算内容とするため資本金へ組入れを行うものです。

次に、資本剰余金が528万4,825円となっておりますが、43万6,882円を資本金へ組入れし、処分後の残額484万7,943円を令和3年度へ繰り越すものでございます。

このたび処分する資本剰余金は、用地取得時に受けた国庫補助金を資本剰余金として計上し

ていたものであり、令和2年度にこの土地を処分したことから資本金へ組入れするものでございます。

地方公営企業法の規定に基づき、利益及び資本剰余金の処分につきまして議決をお願いするものでございます。

10ページ、11ページの貸借対照表につきましては、資産合計は113億8,773万693円、右側の負債合計は42億663万2,532円、資本合計は71億8,109万8,161円となり、負債、資本合計は10ページの資産合計と一致しております。

13ページからは決算附属書類を記載しておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

38ページ、39ページをお開きいただき、決算報告書について御説明申し上げます。

初めに、公共下水道事業について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、決算額9億9,132万5,728円となり、予算額に対し973万2,728円の増になります。支出につきましては、決算額9億2,815万9,597円となり、不用額は1,613万4,403円になります。

40、41ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、決算額3億9,785万9,200円となり、予算額に対し347万4,800円の減になります。

支出につきましては、決算額6億9,097万6,706円で、不用額は76万4,294円になります。

42、43ページの農業集落排水事業について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、決算額9,432万8,840円となり、予算額に対し11

万9,840円の増になります。

支出につきましては、決算額9,185万289円となり、不用額は91万8,711円になります。

44、45ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、決算額3,532万2,900円となり、予算額に対し60万2,900円の増になります。支出につきましては、決算額5,452万8,723円となり、不用額は100万4,277円になります。

46、47ページの損益計算書について御説明申し上げます。公共下水道事業につきましては、当年度純利益が5,226万691円の黒字となり、当年度未処理欠損金は6億2,884万2,059円となっております。

続きまして、48、49ページの農業集落排水事業につきましては、当年度純利益が77万8,551円の黒字となり、当年度未処分利益剰余金は77万8,551円となっております。

50、51ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、当年度末残高として、資本金は1億1,888万2,000円、資本剰余金は6,546万7,878円、未処分利益剰余金はマイナス6億2,884万2,059円となっております。

50ページ下部の欠損金処分計算書につきましては、利益等の処分はございませんので、そのまま令和3年度へ繰り越すものでございます。

52、53ページの農業集落排水事業につきましては、当年度末残高として資本金は1億8,876万1,217円、資本剰余金は872万8,248円、未処分利益剰余金が77万8,551円となっております。

52ページ、下部の剰余金処分計算書につきましては、利益等の処分はございませんので、そのまま令和3年度へ繰り越すものでございます。

54、55ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、資産合計は127億7万1,315円、右側の負債合計は131億4,456万3,496円、資本合計はマイナス4億

4,449万2,181円となり、負債資本合計は54ページの資産合計と一致しております。

続きまして、56、57ページの農業集落排水事業につきましては、資産合計は12億1,156万801円、右側の負債合計は10億1,329万2,785円、資本合計は1億9,826万8,016円となり、負債資本合計は56ページの資産合計と一致しております。

60ページからは、決算附属書類を記載しておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算並びに議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司さん。

(大場隆司代表監査委員登壇)

大場隆司代表監査委員 それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開き願います。

地方自治法の規定により審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、実質収支に關す

る調書、財産に関する調書及びその中の各基金の運用状況について、石川正志委員共々審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、新庄市監査基準に準拠し、審査に付された令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、法令その他の規定に沿って処理されているか、決算件数は正確であるかを審査の着眼点として、歳入歳出簿、その他関係帳簿、収入支出証書類を照合調査するとともに、関係職員から説明を受け、また定例監査の結果を参考にして審査を行いました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施しておりますので、省略いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれの設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確であり、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要は2ページから32ページにわたり記載してございます。その主要な点は、33ページ、34ページの第7むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思っております。

33ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位として説明させていただきますので御了承ください。

第7むすびでございます。なお、むすびにつきましては、記載のとおり読ませさせていただきますので、よろしく願いいたします。

第7むすび。令和2年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入が341億4,933万

9,000円で、前年度に比べ50億8,297万1,000円、17.5%増加し、歳出が319億9,774万2,000円で43億3,646万8,000円、15.7%増加している。

その結果、当年度の形式収支は、歳入歳出差引残額21億5,159万7,000円を計上している。この額から翌年度に繰り越すべき財源1億5,112万2,000円を差し引いた実質収支額は、20億47万5,000円の黒字となり、前年度に比べ6億7,768万7,000円、51.2%増加している。前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、一般会計では5億9,796万9,000円の黒字、特別会計では7,971万8,000円の黒字、全会計では6億7,768万7,000円の黒字となっている。

一般会計では、歳入が260億7,011万8,000円で、前年度に比べ67億9,160万1,000円、35.2%増加している。これは主に市債、繰越金などが前年度に比べ減少したが、国庫支出金、繰入金、寄附金などが増加したことによるものである。

財源別内訳では、自主財源は、前年度に比べ22億4,870万6,000円、29.0%増加し、自主財源と依存財源の構成比率が38.4%対61.6%となり、自主財源の比率が前年度より1.8ポイント低くなっている。自主財源の根幹をなす市税収入は、前年度に比べ3,846万5,000円、0.8%増加している。これは主に、たばこ税が1,557万5,000円、4.5%減少したものの、個人市民税が8,223万1,000円、5.5%、固定資産税が3,504万3,000円、1.7%、軽自動車税が887万5,000円、7.8%増加したことによるものである。

一方、依存財源は、前年度に比べ45億4,289万5,000円、39.4%増加している。これは主に、市債が4億8,777万円、22.6%減少したものの、国庫支出金が45億3,148万5,000円、178.3%、地方交付税が3億240万円、6.7%増加したことによる。

歳出は245億7,525万8,000円で、前年度に比べ61億2,481万6,000円、33.2%増加している。これは主に、消防費、災害復旧費、教育費は減

少したが、総務費、土木費、商工費、民生費などが増加したことによるものである。歳出の中には、他会計への繰出金8億8,671万7,000円が含まれており、その主なものは、介護保険事業特別会計へ5億2,439万2,000円、国民健康保険事業特別会計へ2億3,947万2,000円、後期高齢者医療事業特別会計へ1億2,273万6,000円となっている。

特別会計では、令和2年度より公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行したため、歳入歳出とも減少している。

歳入は80億7,922万円で、前年度に比べ17億863万円、17.5%減少している。歳出は74億2,248万4,000円で、前年度に比べ17億8,834万8,000円、19.4%減少している。これは後期高齢者医療事業特別会計では、前年度に比べ増加したが、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に加え、国民健康保険事業特別会計が減少したことによる。

不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせ、9,442万7,000円で、前年度に比べ5,520万2,000円、140.7%増加している。これは、一般会計では、諸収入で88万4,000円、94.0%減少したものの、市税では1,851万8,000円、133.1%、分担金及び負担金では284万6,000円増加し、特別会計では主に公共下水道事業の公営企業会計への移行で333万5,000円減少したものの、国民健康保険事業では3,787万2,000円、233.8%増加したことによる。不納欠損処理に当たっては、滞納者の状況を十分に把握し、引き続き慎重かつ厳正な取扱いに努められたい。

収入未済額は、一般会計が7億2,108万2,000円、特別会計が1億4,856万6,000円、合わせて8億6,964万8,000円となり、前年度に比べ2億9,594万5,000円、51.6%増加している。

一般会計では、前年度に比べ、分担金及び負担金が310万4,000円、43.6%減少したが、国庫

支出金が3億7,821万3,000円、568.9%、市税が846万円、3.7%、県支出金が577万6,000円増加したことなどにより、収入未済額は3億9,163万5,000円、118.9%の増加となっている。

特別会計では、国民健康保険事業で6,297万6,000円、31.1%、公共下水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計への移行で2,901万8,000円減少したことなどで9,569万円、39.2%の減少となっている。

また、税外収入の収入未済額は、保育所入所負担金などが大きな割合を占める分担金及び負担金は310万4,000円、43.6%の減少、諸収入の収入未済額は、生活保護費等返還金の増加などにより199万円、8.7%の増加となっている。

収入未済額の合計は、一般会計では国庫支出金の影響により増加となっているが、分担金及び負担金では減少している。特別会計では国民健康保険事業特別会計等の減少により全体として減少している。歳入確保とともに、負担の公平性の観点から、引き続き収納対策に取り組み、縮減に向け一層の努力を期待するものである。

市債残高は154億8,794万4,000円となり、前年度に比べ67億9,702万2,000円、30.5%減少している。これは、一般会計で義務教育学校建設事業債の増加などにより3億1,649万1,000円増加し、特別会計では公共下水道事業と農業集落排水事業が公営企業会計へ移行したことなどにより、減少となっている。後年度の元金償還金を考慮し、市債の適正な発行に努められたい。

平成21年4月に全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、令和2年度決算では7.2%となる見込みで、前年度に比べ0.8ポイント低くなっている。一方、財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率は93.6%となる見込みで、前年度に比べ2.2ポイント低くなっている。

今後の財政運営を見通すと、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の

減少で歳入の縮小が避けられない。一方、歳出においては、人口減少対策事業費や少子高齢化に伴う社会保障費等の増加により、厳しい財政状況が続くと見込まれる。また、毎年のように発生する大規模な自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症のような不測の事態に対応するための財源確保が不可欠と思われる。持続可能な財政基盤の確立に向け、中期財政計画を実践し、限られた財源を有効に活用しながら、継続的かつ安定的な行政サービスの提供のため、健全な財政運営に努められたい。

令和3年度は、新たに策定された第5次新庄市総合計画のスタートの年となっており、将来像を『「住みよさ」をかたちに 新庄市』を実現するため、8つのまちづくりの柱、重点プロジェクトに取り組むこととしている。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大で、その対策に直面しており、地域経済の回復のための支援策も引き続き行っていく必要がある。

このような中で、第5次新庄市総合計画に掲げる諸施策の実施に当たっては、安定した財政運営が不可欠である。安全・安心な市民生活の維持を図りながら、『「住みよさ」をかたちに 新庄市』を実現するため、継続的な健全財政の堅持に努められることを望むものである。

次に、別冊の令和2年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書を御覧ください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状態にあると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は7.2%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較すると0.8ポイント低くなっております。

将来負担比率は18.0%となっており、早期健全化基準である350.0%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると7.8ポイント低くなっております。

以上が令和2年度一般会計及び特別会計の決算審査並びに財政健全化審査の概要と意見でございます。よろしくお願いたします。

同じようにお配りしております上下水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定により審査に付されました上下水道事業会計の決算審査について御報告申し上げます。

審査の方法は、新庄市監査基準に準拠し、決算書類及び決算附属書類が地方公営企業法及びその他関係法令に準拠して作成され、財務状況及び経営成績を適正に表示しているかを検証し、併せて公共性と経済性が確保されているかを審査の着眼点として、関係職員から説明を受け、例月出納検査の結果を参考にするなどの方法により審査を行いました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施いたしました。

審査の結果でございます。審査に付されました決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令に基づいて作成され、上下水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示しており、決算の計数は正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細につきましては、水道事業会計は2ページから11ページ、下水道事業会計は13ページから29ページに記載してございます。また、その主要な点につきましては、水道事業会計は12ページ、7、むすび、下水道事業会計は30ページ、むすびで言及しておりますので、こちらで説明させていただきます。

それでは、12ページをお開き願います。

なお、金額につきましては、1,000円単位として説明させていただきますので、御了承ください。

むすびでございます。なお、むすびにつつま

しては記載のとおり読ませていただきます。

7、むすび。令和2年度水道事業会計の決算審査の概要は、以上のとおりである。

給水状況については、給水世帯は1万3,209世帯で前年度に比べ34世帯増加し、給水人口は3万3,178人で447人減少している。行政区域内人口（令和3年3月末現在・外国人を含む）3万4,524人に対する普及率は96.1%であり、前年度に比べ0.1ポイント向上している。

また、水道料金徴収の対象となる有収水量は325万7,344立方メートルで前年度に比べ4万4,970立方メートルの増加となっている。総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.3%で、継続した老朽管の更新や漏水調査による修繕工事により、前年度と同率となっている。しかしながら、全国平均より低い状況が続いており、無効無収水量の削減に向けた漏水防止対策等に積極的に取り組まれ、さらなる向上に努められたい。

経営状況を見ると、収益的収支は前年度と比べ、給水収益などが増加したものの、他会計補助金、他会計負担金、加入金の減少により収益が423万5,000円（0.4%）減少し、費用は減価償却費、原水及び浄水費などが増加したものの、雑支出、配水及び給水費などの減少により、1,843万4,000円、1.8%減少している。その結果、当年度純利益は2,880万2,000円となっている。

令和2年度の給水人口は、全体として減少傾向にあり、また節水志向の高まりから今後給水収益の大幅増収が見込めない状況にある。県広域水道受水費は、平成30年度から新たな給水協定を締結しており、3億12万5,000円で、前年度より120万5,000円増加しているが、営業費用の31.1%を占めており、今後も動向を注視しながら、中長期的な見通しの下、継続的な負担軽減に取り組まれたい。

給水原価と供給単価を比較すると、1立方メ

ートル当たりの給水原価は265円15銭、供給単価は258円50銭で、料金回収率（供給単価÷給水原価）は97.5%で100%を下回っている。効率的な経営に努力されたい。

また、営業未収金は過年度分が2,603万円で、前年度に比べ361万1,000円少なくなっており、現年度分は1,789万9,000円で、前年度より479万2,000円少なくなっている。未収金については依然として高い水準にあり、負担の公平性を確保するよう関係機関との連携を図り、改善に向けて、より一層の努力を期待するものである。

資本的収支においては、前年度と比較すると、資本的収入は出資金が増加したものの、工事負担金などの減により9,553万3,000円減少し、資本的支出は建設改良費の減により5,569万6,000円減少している。その結果、資本的収支の不足額は3億418万5,000円となり、前年度に比べ3,983万8,000円増えている。この不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金により補填されている。老朽化した施設、設備については、効率的な維持、更新を行い、人口減少社会に対応した投資に努められたい。

財政状況においては、資産合計は、固定資産の減により、前年度に比べ3億3,026万6,000円、2.8%減少している。負債合計は、企業債の減などにより前年度に比べ3億8,852万7,000円減少し、資本合計は、自己資本金、利益剰余金の増により前年度に比べ5,826万1,000円、0.8%増加している。

水道は生活に重要なライフラインであり、常に安全で安心な水道水を安定的に継続供給することが求められる。危機管理体制の確立を図りながら、効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努められることを希望するものである。

次に、下水道事業会計の30ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位とし

て説明させていただきますので、御了承ください。

むすびでございます。なお、むすびにつきましては、記載のとおり読ませさせていただきます。

むすび。経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）に、公営企業会計を適用していない下水道事業等の会計の適用を促進する旨が明記され、平成27年1月の総務大臣通知、公営企業会計の適用の推進について等の要請を受け、令和2年度より公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が公営企業となり、今回より公営企業の一事業者として、下水道事業会計の決算審査を行っている。

下水道事業の公共下水道事業は、平成元年10月に供用開始し、供用開始から31年が経過し、令和3年3月末で認可区域719ヘクタール、整備面積は535.8ヘクタールとなっており、整備率は74.5%、管理延長は10万6,140.33メートルとなっている。普及率は55.2%で、前年度より0.6ポイント増え、水洗化率は81.5%で1.4ポイント増えている。年間総処理水量は前年より11万290立方メートル増加し、243万5,410立方メートルで、下水道使用料金徴収の対象となる年間有収水量は175万9,140立方メートルで、前年より6,720立方メートル減少している。有収率は72.2%となり、前年より3.7ポイント減少している。

農業集落排水事業は、昭和61年度に昭和地区において供用を開始し、昭和62年に塩野地区、平成4年度に山屋地区、平成11年度に萩野地区、平成13年度に仁田山地区で供用を開始し、現在5地区において供用されており、昭和地区は供用開始から34年以上が経過している。処理人口は1,855人で、水洗化率は88.7%で、前年より0.3ポイント減っている。年間総処理水量は30万8,648立方メートルで、前年より2万8,625立方メートル減り、年間総有収水量は24万5,000立方メートルで、前年より2万8,000立方メー

トル減少している。有収率は79.4%で、前年より1.5ポイント減っている。

どちらの事業とも有収率が低い状況にあるので、不明水対策の調査や修理工事等に取り組み、有収水量の増加に努められたい。

経営状況を見てみると、下水道事業会計は公営企業会計の当初から6億8,110万3,000円の決算金を計上している。令和2年度は営業収益の3億6,978万4,000円に対し、営業費用が8億8,820万9,000円となり、営業損失が5億1,842万5,000円となっている。一般会計からの補助金3億5,182万9,000円を含む営業外収益6億7,924万6,000円により、経常利益が5,957万7,000円となり、その結果、当期純利益は5,303万9,000円を計上し、年度末処理欠損金は6億2,806万4,000円となった。

現状の経営は、一般会計からの繰入金に大きく依存した状況にある。県内13市において、低い普及率の改善に向け、未接続世帯の啓発による下水道への接続促進や下水道使用料の改定を含めた検討を行い、収入の確保に努められたい。

また、今後の整備に当たっては、各種分析を行いながら慎重に進めていくべきである。

下水道は、公共衛生の向上や公共用水池の水質保全を行うなど、市民の安全・安心で快適な生活を支えている。これからも市民に対し、良質で安定したサービスが提携できるよう、経営基盤の確立を図りながら、持続可能な下水道事業となることを期待する。

以上が令和2年度上下水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。よろしくお願いたします。

次に、別冊の令和2年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書を御覧ください。

経営健全化審査意見につきましては、水道事業、下水道事業の各会計とも資金不足は生じておらず、健全な状況にあると認められます。

以上が、令和2年度公営企業会計の決算並び

に経営健全化の審査の概要と意見でございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

日程第14 決算特別委員会の設置

高橋富美子議長 日程第14決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第43号までの令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算及び新庄市下水道事業会計決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

高橋富美子議長 これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決

算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

議案5件一括上程

高橋富美子議長 日程第15議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第19議案第55号市道路線の認定についてまでの議案5件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第55号市道路線の認定についてまでの議案5件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたことに伴い、新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の2条例につきまして、必要な改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、3月に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、内閣府令と同様に、保育所等の業務負担の軽減や保育所等を利用する保護者の利便性の向上の観点から、保育所などにおける記録の作成や保存や保護者等への説明、同意等のうち、書面で行うこととされているものについて、書面に代えて電磁的な方法による対応を認めることとするとともに、必要な文言の整理を行うものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、3月に公布された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、厚生労働省令と同様に、家庭的保育事業者等の業務負担の軽減やサービスを利用する保護者の利便性の向上の観点から、事業者等における記録の作成、保存や利用者等への説明、同意等のうち、書面

で行うこととされているものについて、書面に代えて電磁的な方法による対応を認めることとするとともに、必要な文言の整理を行うものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第54号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、一般国道13号泉田道路及び一般国道47号新庄古口道路の整備に伴う事業用地の一部に、字の区域に含まれていない国有林野が存在し、国道整備事業の施行に当たっては、当該国有林野の表示登記を行う必要があること、また、表示登記を行うに当たっては、登記を行おうとする土地が字の区域内に含まれていることが必要となるため、当該国有林野を本市の字の区域内に含めることについて、国土交通省山形河川国道事務所長より依頼があったことを受け、本市の字の区域を変更し、当該国有林野を本市の字の区域内に含めることとするため、提案するものであります。

変更しようとする字の区域は、泉田道路の事業用地として、新庄市十日町字鬼首山及び新庄市大字泉田字前横根山の区域、また新庄古口道路の事業用地として、新庄市大字升形字前波山及び新庄市大字升形字痘越渡の区域であります。

変更箇所及び変更前、変更後の字の区域につきましては、別紙位置図のとおりといたします。

次に、議案第55号市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、施設の移管などにより、市道として認定する必要が生じたことから、道路法第8条第2項の規定により、6路線の認定について御提案するものであります。

初めに、桧町19号線、桧町20号線、前野3号線及び前野4号線につきましては、民間の宅地開発により整備された路線であり、市に帰属されたことから新規に認定するものであります。

次に、千門町1号線につきましては、最上広

域市町村圏事務組合が管理する旧教育センター跡地の一部で、現況が隣接する住宅の生活道路として利用されている部分について、新規に認定するものであります。

最後に、向平線につきましては、国道13号と市場や病院へ連絡する市道を結ぶ路線を新規に認定するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 これより、ただいま説明のありました議案第51号から議案第55号までの議案8件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第51号についてお尋ねいたします。

市の保有する個人情報の提供先を、総務大臣だったのを、内閣総理大臣に変えるというのが大きいところですが、なぜ総務大臣で駄目だったのか、なぜ内閣総理大臣に変えなきゃならなかったのか、お願いします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 この部分につきましては、総務大臣を内閣総理大臣に改めるという改正につきましては、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更するというところで、それに伴いまして文言の整理をした形になってございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 所管の変更という理由のようですが、本当に個人情報保護というところが守れるのかというのが一番大事かと思えます。そういう意味で、所管が変わることで、個人情報保護が本当に守れるのか。なぜ総務大臣から内閣総理大臣という、ほかの省庁全部含め

たところまでいかれるようなところに、市の保有する情報を大きいところに集めなければならぬのか、その点についてはどうですか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 今回、議員方に提案している条例の改正につきましては、国の情報提供ネットワークシステム、第21条、総務大臣は委員会と協議して情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものというところが改正されまして、第21条、内閣総理大臣は委員会と協議してという形で、法律が変わったことに伴いまして、文言の整理を行うものでございますので、その点のところについて御意見をいただければと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 大事なところは、市民の個人情報が市にたくさん集められるわけです。それが総務大臣という、総務関係の小さなところに、必要ところが集められていたものが、なぜ内閣総理大臣という全てを所管するようなところにまで持っていかなければならないのか、その点についても一度御認識を伺います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 今回、市で提案しています条例につきましては、国で審議されて整備された法律に伴いまして、必要不可欠な条例の整備を行うということでございますので、その点をよろしく願いいたします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 議案第52号、そして議案第53号、そして最後の議案第55号について質疑いたします。

まず、議案第52号、議案第53号は、デジタル

化の推進によって整備されてきたものであると理解しているのですが、新庄市内において、この条例の改正によって、議案第53号の家庭的保育事業者は何件対象があつて、あわせて議案第53号と議案第52号が変更になることで、先ほども説明はありましたが、その事業者、あとは対象の父兄であつたり、そこに対する変更によつての利便性ですかね。変更となるところによつての変わる部分を再度伺いたいと……、効果です。この基準の変更によつての効果、どのように変わっていくのか、再度伺っておきます。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 まず、議案第53号の家庭的保育事業につきましては、新庄市内におきましては、小規模保育事業所ということでございますので4事業所でございます。

こちらにおきまして、例えば家庭的保育事業の設備及び運営に関する条例の中で、そうした電磁的方法で対応するということが予想されるものにつきましては、例えば施設において、保護者の方に重要事項説明を行うこととなっております。重要事項説明と申しますのは、その施設に関する運営の方法であつたり、運営方針であつたり、それから提供する保育の内容、それから保育料などの費用ですとか、利用に関する事項や留意点、緊急時の対応など、そういったところを説明しなければならぬということになっております。これまでは入所説明会などのときに面談を行いながら、各保育施設において、そういったところをパンフレットに記載されているような事項ということになるのですけれども、説明を行い、小規模保育事業所においては、それについて保護者の方から同意書をもらうということになっております。

私ども監査に伺うのですけれども、その同意

書も各保育を提供してほしいと希望した保護者の方から、同意書を頂いているというのを確認してまいっているような状況です。

利便性につきましては、そうした説明事項を、例えばメールのようなものですか、そういったもので見ていただき、例えば同意したというようなものを、お返事をいただくというようなことになろうかと想定しているのですけれども、その説明の際に、例えばお子さんのことについて、アレルギーはないでしょうかとか、健康状態についてですとか、そういった面談等も行っているというような状況ですので、デジタル化の利便性もさることながら、対面で保護者の方とお話をすると、そういった機会も必要だということもあるかと思しますので、そういったところは各園の考え方ということもあるのかなと思つているところではございます。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まずは、デジタル化に伴う変更が大きい改正であるかと理解したのですが、この国からの解説を見ますと、第51号、第52号に対して、第51号であれば、この中の例えば第53条の前までです、これに関しては内閣省令第23号ということで3月に発出があつて、そしてあとは自治体が公布の日ということで、その後、この電磁的記録等についてなのですが、これは家庭的保育事業の第53号の議案も同じなのですが、この議案の中では第50条以降のところですね。こちらに関しては、全国様々な多くの自治体を見ますと、国の施行期日が7月1日ということで、それに合わせて全体の変更を6月定例会に提案して、例えば第52号であれば第53条、第53号であれば第50条に値するところに関しては、7月1日に公布とするというか、実施されていくと、期日を設けた提案の仕方がなされていたなと思つたのです。

新庄市の場合、様々な手続もない状況があつ

て、9月定例会に提案ということになったと思うのですが、遅れたというわけではないと思うのですが、どういう状況が担当課もしくは行政の中で、この提案の進め方について、どういう流れがあったのか、そのことをお伺いしておきたいということと、すみません、先ほど申し上げた第55号のところをもう一度併せてだっただけですが、今回6か所の道路が市の所有となると、市で管理する、市道となるという中で、これまでですと民間が開発しまして、規定にのっとった幅員確保をした。もし例えば行き止まりの場合、展開広場を設けるであったりとか、そうでなければ寄附ということは市で一切受け取っていただけなかったと認識しております。この部分だけでなく、市内全域を見ますと、6メートル幅員があって、展開広場がその土地の形状によって設けられないであったり、そういった場合、一部私道のまま残っている部分があります。そういったところも今後、市としての寄附を受け付ける規定が整備されて、そして受け付けるのだということ、今回これで表していると理解していいのでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらの議案についてのこの議会への提案の時期についてということの御質問かと思えます。

まず、この家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準を定める条例に関するこちらの関係の法令と、それから教育保育施設、こちらの第52号関連の法令につきましては、1回目には、まず3月に公布されているところがございます。この3月に公布された内容につきましては、文言の整理ということですので、影響は少ないだろうということで、大きな改正のときに一緒に改正しようといった考えがございました。この

2回目の公布につきまして、特定教育・保育施設の2回目の公布が、こちらにつきましては8月2日でございます。こちらの電磁的対応ということで、教育保育が対応するべきところでございますので、家庭的保育事業、こちらの2回目の公布が1回目の公布の次の日ということではありましたが、内容的には市町村によって参酌すべき事項ということになっておりましたので、第52号を改正するに当たり、併せて改正することといたしましたものです。以上です。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 議案第55号の市道の認定についての議案についての御質問をいただきました。

御質問の内容といたしましては、これまでも民間の開発によって発生した道路について、行き止まり道路については、これまで認定してこなかったのではないかとということでの質問だったと思えます。

今回を含めまして、市道の認定につきましては、市道認定要綱に基づいた規定にのっかっているもの、準じているものについて認定を行うという提案をさせていただいております。従前から行き止まり道路についての認定を見送ってきた案件については、これまでも数あるところではあるのですが、それぞれの案件につきましては、開発の前に、開発業者の方と一緒に事前協議という協議をさせていただいております。その協議の中で、工区分けをされているものについて、次期工期の中で路線が接続されるというものにつきましては、その接続の後に道路の寄附をもらうということで協議を調べていたこともございましたので、そういう案件につきましては、まだ寄附をもらっていないという案件も、まだ残っているものもあると認識しております。

近年、取り残されていた寄附を受けていない

案件について、不動産業界もなかなか回転が鈍くなっている状況も踏まえて、その道路の権利の関係で沿道の方々の利害関係が阻害されてしまうような案件があったものですから、その件を契機にいたしまして、開発行為が完成した時点で、できるだけ市が寄附を受けられるものについては寄附を受け、その張りついている住民の方に利害関係の支障が出ないような形で処理をしたいと考えて、近年事務を行っているところです。

今回の案件につきましても、開発が完成したものに付きましては、行き止まりの部分を含めて、道路の部分、寄附を受けて、認定できる部分については認定を行うという形で処理するというので、今回提案させていただいたところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

2 番 (叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番 (叶内恵子議員) まず、第50号、第53号については、この市の特定教育・保育施設及び特定地型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のほうは8月に発出されてきたということで、5月中、6月中、国のほうもコメントを国民から取るような手続を進めていた。この大きい改正に合わせていこうとしたという理解でよろしいでしょうか。ただ、参酌基準の中で、国が定める内容、そのまま活用しても新庄市としては問題がないと判断したという理解でよろしいでしょうか。

あと、第55号につきましても、この19号線、20号線については、近年の開発であるということの中から、今、課長がおっしゃったところは理解ができるのですけれども、ある程度。この前野3号線については、これはもう20年超だと思っております。例えば、延長した前野4号線の部分は、1本向こうの幹線の通りからずっと入ってこられます。これは4メートル道路ぐらい

だと思っているのですけれども、入って行って、ぶつかって、3号線と接続しているということは分かるのですけれども、この3号線の細い4メートル道路のぶつかりと、多分6メートル道路かなと思うのですが、このぶつかりの十字路の南側が原野になっていますよね、この図面というところの下側が。そうすると、ここから先の開発の、何らか検討があるから、この部分に関しても市道認定したんだという理解なのでしょうか。行き止まりのところ、なかなかちょっと納得し切れる説明で、発言でなかったかなと思ひまして、再度お願いしたいなと思ひます。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 前野3号線の行き止まり道路の先の未利用地の部分についての開発計画があるかどうかという質問でよろしかったですかね。この案件につきましても、おっしゃるとおり、十数年前に開発された道路でございました。その当時から、現開発地の南側についても開発の計画を持って事業を進めたところではあったのですけれども、その後、地権者の方との協議の中で、なかなか進まないこともあって、そのままなかなか進んでいないということが現状としてございました。その段階で、事前協議の中では、開発道路が接続された暁に、道路の移管を行って、市道認定を行うという協議をさせていただいていたところですが、その事業計画がなかなか進まないことを受けまして、このたび改めて、その開発部分の道路について再確認を行って、できたところまでの道路の寄附を行って、認定を行うということで協議が調いましたので、今回提案をさせていただいたところでございます。以上です。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 先ほど議員おっしゃいました第52号、第53号の提案時期につきましては、おっしゃるとおり、第53号が参酌すべき内容ということでありましたので、第52号の8月2日の公布に合わせまして、今回改正を行ったという形でございます。

高橋富美子議長 ほかにございませんか。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） 私からも市道認定についてお伺いします。

先般、産業厚生委員会で現場を4か所、6号線ありますけれども、現場としては4か所、民間の宅地造成に伴って造られた道路が、箇所数では2か所、4路線ですか。あと、もともと何十年も前にあった道路が2か所で、私ちょっと確認しておきたいのは、民間が造った道路というのは比較的新しい道路なので分かるのですが、向平線と千門町1号線ですか、ここは相当前に造られた道路と分かるのですが、これはいつ頃から市では寄附してもらい、認定しなきゃならないかなという、いつ頃から思ったというか、考えてきたのかなと。その時期をちょっと教えていただきたい。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市道認定の路線についての御質問をいただいたところです。その中の2路線、千門町1号線及び向平線についての市道の寄附の状況について御質問いただいたところです。

千門町1号線につきましては、まだ土地の所在については、最上広域市町村圏事務組合の所有となっております。今回、教育センターの解体に伴いまして、用地の売却の検討がされているということで、現在生活道路として使われている形状を何とか維持する必要があるということで協議を行いまして、認定に向けての手順を

踏んできたところでございますので、こちらについては今年度に協議を始めたものでございます。

また、向平線につきましては、今手持ちがございませんので、はっきりした年次はお答えできないのですが、病院と市場を通す道路、当時市道認定したところでございますが、その時点から土地の権利につきましては、市へ所在が移っているという状況でございましたので、その当時、路線といたしまして、道路と市場を結ぶほうを優先して認定をかけておいたということで御理解いただければと思います。以上です。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） 常任委員会でも同じ発言をするかもしれませんが、私が思うのは、先ほど課長答弁で、近年という文言、言葉で寄附を受けるようにしてきたという、さっき発言があったのですけれども、私も当然だと思っているのです。特に新しく宅地造成をして造られた道路、条件によっては、事前に市との協議と言いますけれども、県との開発行為の手引には、道路だとか、水道だとか、下水だとかいうのは、完成した次の日、速やかに所管する地方公共団体に寄附をするという条文があります。ただ、市は私、それを分かっているんだらうけれども、事前にストップをかけてきた、今まで。いや、行き止まり道路はもらえないんだと。行き止まり道路だからもらえないというのは、どうも私もちょっと腑に落ちないところがあって、そこにはやっぱり民間の住宅なり店舗なり、もしかすると工場かもしれません。市民が市民活動をしているわけです。そういう意味で、平等な市民サービスを受ける権利があると感じています。

特にひどいのは冬の除雪です。市道だったら自然に来ますけれども、私道、生活道路、その道路はほとんど申請しないと来ないということ

なので、そういった観点からすれば、開発行為に沿った道路は速やかにもらおうと。近年ももらうようにしてきたのだということですけれども、私はそれをもっと前に進めてほしいと思っています。よって、これからもまだ既存の寄附されていない道路がいっぱいあります。私も知っていますけれども、課長も御存じだと思いますけれども、そういった部分を積極的に市でもらって、住民サービスに努めてもらいたいと思います。以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 今、押切議員から御発言があったわけでありまして。近年ということでありましてけれども、やはり新庄市における大きな課題は雪という問題であります。その中で、今おっしゃったように、同じ生活をしている市民に大きな差別、区別をしてはいけないという方針に基づいて、ただしこれまでの経過もございますので、全てが1からゼロまで全部受けると、受けるといふ、市の財産が増えるということは、市の管理が増えるということ、またこれにも税金が入っていくということで、どこを選別するかと。都市整備との協議をきちんとして、町の開発があるという状況が確認された場合と、一方的に作場道などがされて、何の協議もなく誘致されたということで、これを即市道にしないとい

うことでは大きな差があるのだろうと。市民生活に供するような形だということに対しては、十分な協議をして、やはり冬の除排雪ということを考えて、市の負担も大きくなりますけれども、市民生活を応援するという観点で、積極的ではないです。ではないですけれども、十分に協議しながら、開発された道路も市道として、除排雪という大きな目的のために受け入れているということをお理解いただきたいと思います。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって総括質疑を終結いたします。

日程第20議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

高橋富美子議長 日程第20議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案及び請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております令和3年9月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

令和3年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案(7件)	○議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

付託委員会名	件名
	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について ○議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について
総務文教常任委員会 議案(1件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
産業厚生常任委員会 議案(4件) 請願(4件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第54号字の区域の変更について ○議案第55号市道路線の認定について ○請願第2号米の需給調整に関する請願 ○請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願 ○請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げを求める意見書提出についての請願 ○請願第5号米の需給調整に関する請願

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議案5件一括上程

高橋富美子議長 日程第21議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第5号)から日程第25議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算5件について、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第5号)から議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算5件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第44号から議案第48号までの令和3年度新庄市一般会計及び特別

会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第44号、一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ4億1,216万3,000円を追加し、補正後の予算総額を196億4,839万3,000円とするものであります。

7ページからの歳入についてであります。15款国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を増額するとともに、接種体制確保事業費補助金の額を減額しております。また、16款県支出金におきましては、灯油購入等助成費に充てます低所得者世帯の冬の生活応援事業費補助金や、保育料無料化に向けた段階的負担軽減交付金などを計上しております。さらに18款寄附金におきましては、ふるさと納税寄附金について、今年度のこれまでの実績から、今後の見込額を推計し、2億円の増額補正をしております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

1款から全体を通して人件費に係る予算を補正しておりますが、4月の人事異動に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して市民から寄せられました相談や要望などに対応したものをはじめ、学校や各公共施設、道路、側溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

2款総務費には、ふるさと納税事業費を増額補正しております。また、3款民生費には、県の補助を受けて実施いたします灯油購入費等に係る助成費や、長引くコロナ禍において生活が困窮している世帯を応援するための生活子育て応援臨時給付金を計上しております。

4款衛生費におきましては、現在進めております新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する旅費を整理するとともに、増額補正しております。

6款農林水産事業費におきましては、春先の

霜やひょうの被害に対する各種支援事業費を計上しております。

8款土木費におきましては、住宅リフォーム総合支援事業費補助金の増額補正や個人が購入する小型除雪機等に対する補助金を新たに計上しております。

続きまして、27ページからの議案第45号、介護保険事業特別会計補正予算及び議案第46号、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の2特別会計補正予算について、また議案第47号、水道事業会計補正予算及び議案第48号、下水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては、財政課長及び上下水道課長に説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

(荒澤精也財政課長登壇)

荒澤精也財政課長 議案第44号、一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4億1,216万3,000円を追加し、補正後の総額は196億4,839万3,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

続きまして、7ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、15款国庫支出金でございますが、1項2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を増額するとともに、2項3目の接種体制確保事業費補助金を減額して整理してございます。

16款県支出金でございますが、2項1目総務

費県補助金におきまして、今年度の市町村総合交付金の額が確定したことによる減額補正を行っております。また、8ページ、2項2目民生費県補助金になりますが、県事業として実施いたします保育料負担軽減の財源といたしまして、保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金を新たに計上しております。

次に、18款寄附金でございますが、ふるさと納税寄附金について、今年度のこれまでの実績から今後の見込額を推計し、2億円の増額補正を行っております。

20款繰越金につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして、前年度繰越金1億2,600万9,000円を補正しております。

続きまして、9ページからの歳出について御説明申し上げます。

まず、1款から10款までを通して、人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動に伴う職員給与費や会計年度任用職員報酬の各款の調整によるものでございます。

また、各款を通して市民から寄せられました相談、要望などに対応したものをはじめ、学校や各種施設、道路、側溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

初めに、2款総務費についてでございますが、1項6目財産管理費において、財務書類作成に係る業務委託料を新たに計上しております。10ページ、7目企画費には、歳入でも申しあげましたふるさと納税事業費2億円を補正しております。このうち、まちづくり応援基金積立金は8,050万円ほど増額いたしまして、今年度の積立予算額は5億1,171万円となるものでございます。

続きまして、13ページ、3款1項1目社会福祉総務費には、県の補助を受けて実施いたします、低所得者世帯に対する灯油購入費等に係る助成費を計上しております。また、生活・子育て応援臨時給付金6,926万円につきましては、

長引くコロナ禍において生活が困窮している世帯を応援するため、世帯構成に応じて給付金を給付するものでございます。

14ページの3款2項1目児童福祉総務費には、歳入でも申しあげましたが、保育料負担軽減事業交付金を新たに計上しております。

15ページ下段から16ページにかけまして、4款1項1目保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、これまでの事業実績と今後の見込額を精査いたしまして、事業費の組替えと増額補正を行っております。

17ページの6款1項3目農業振興費のうち、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、農業団体のトラクター購入費に対する補助金を新たに追加するもので、全額国費によるものとなっております。また、果樹園芸振興事業費の各種補助交付金につきましては、いずれも春先の霜やひょうの被害に対する支援事業となっております。内容といたしましては、次期作支援といたしまして、パイプハウス新設に対する補助金や、農薬、肥料等の購入に対する補助金となっております。

次に、19ページ、7款1項4目企業誘致費の雇用促進奨励金でございますが、該当する市内企業に対して支給するため、補正するものでございます。

8款土木費におきましては、全体を通しまして、市道の維持補修に係る経費の増額補正や、公園及び住宅等に係る修繕費などを追加補正しております。このほか、20ページの4項1目都市計画総務費におきまして、住宅リフォーム総合支援事業費補助金の今後不足見込分を増額補正しております。また、21ページの6項2目雪総合対策費におきまして、生活道路排雪事業費補助金の補助限度額引上げに伴う増額補正を行うとともに、小型除雪機等の購入費用に対して5万円を限度に補助を行います小型除雪機等

購入費補助金を新たに計上してございます。

最後に、22ページからの10款教育費につきましては、全体を通しまして、小、中、義務教育学校及び社会教育施設に係る維持補修費の増額補正を行っております。また、24ページから25ページにかけての5項3目公民館費におきましては、八向地区公民館の改修に係る測量設計業務委託料を計上してございます。26ページ、5項11目社会体育費の社会体育総務事業費におきましては、コロナ禍により、今年度の実施を見送りました新庄ハーフマラソン大会等の負担金の減額補正を行っております。

以上で一般会計を終わります、特別会計に入らせていただきます。

27ページを御覧ください。

議案第45号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ37万8,000円を減額し、補正後の予算総額を37億8,646万5,000円とするものでございます。

34ページからの歳出では、職員給与費及び会計年度任用職員報酬の補正のほか、1款総務費に報酬改定に伴うシステム改修業務委託料を計上するものでございます。

39ページを御覧ください。

最後に、議案第46号、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、補正後の予算総額を4億5,077万7,000円とするものでございます。

42ページを御覧ください。

歳出に、保険料還付金を増額補正するとともに、その財源といたしまして、歳入に繰越金を計上するものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

矢作宏幸上下水道課長 それでは、議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、別冊の令和3年度新庄市上下水道事業補正予算書（9月）により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良事業費について補正するため記載しております。

第3条、収益的支出の補正であります。第1款水道事業費用を1万4,000円増額し、10億7,280万9,000円とします。これは、人事異動等に伴い職員給与費を減額するほか、今年度実施した漏水調査の結果を踏まえ、漏水修理費を増額するものなどであります。

第4条、資本的支出の補正であります。第1款資本的支出を529万2,000円増額し、3億9,439万円とします。これは、人事異動等に伴う職員給与費の増額と、第二庁舎の設備修繕費を増額するものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億4,806万6,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額5,984万8,000円から415万7,000円を減額し、5,569万1,000円とします。

なお、3ページ及び4ページには、補正予算の実実施計画を記載しておりますので、御確認願います。

議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補

正予算（第1号）については以上となります。

続きまして、5ページをお開き願います。

議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良事業費について補正するため記載しております。

第3条、収益的支出の補正ですが、公共下水道事業の第1款下水道事業費用につきましては、502万1,000円を増額し、計9億2,916万6,000円とします。これは、主に人事異動等に伴う職員給与費の増額と、処理場関連の薬品費の増額であります。

また、農業集落排水事業の第1款下水道事業費用につきましては、95万9,000円を減額し、計9,088万3,000円とします。これは、人事異動に伴う職員給与費の減額であります。

6ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の補正ですが、公共下水道事業の収入第1款資本的収入につきましては820万円を増額し、計5億932万4,000円とします。これは、企業債のうち、工事の増額に伴う下水道事業債の増額に伴い、計上するものです。

また、支出の第1款資本的支出につきましては988万5,000円を増額し、計7億9,063万4,000円とします。これは、管渠布設工事に関連する工事請負費の増額であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億9,966万1,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条、企業債の補正につきましては、既決限度額2億3,730万円に820万円を増額し、計2億4,550万円とします。

最後に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、職員給与費を12万3,000円減額し、6,438万2,000円とします。

なお、7ページから9ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第48号までの補正予算5件につきましては、委員会への付託を省略し、9月24日金曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

明日9月10日金曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時00分 散会

令和3年9月定例会会議録（第2号）

令和3年9月10日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 小関紀夫

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦
主任 小松真子

議事日程（第2号）

令和3年9月10日 金曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 山科正仁 議員
- 2番 山科春美 議員
- 3番 庄司里香 議員
- 4番 石川正志 議員
- 5番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和3年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 正 仁	1. 道の駅設置事業について 2. コロナ禍における財政運営について	市 長
2	山 科 春 美	1. 「地域づくり」について 2. 「人づくり」（地域リーダー、後継者の育成）について	市 長 教 育 長
3	庄 司 里 香	1. 市民の暮らしを守るために 2. 夏休み期間の子どもの水難事故について 3. 交通弱者（買い物難民）を無くすために 4. 長引くコロナ感染症拡大で疲弊する市民への救済策の 行方について 5. 新庄まつりを終えて 6. 本市の工業団地の今後について 7. 市内の施設の課題について	市 長 教 育 長
4	石 川 正 志	1. ふるさと納税制度の今後の展開について 2. 市職員採用方法について	市 長
5	佐 藤 悦 子	1. コロナから命を守るために 2. 若者が住みやすい街づくりを 3. 米価下落対策、食糧支援制度の充実について 4. 災害は人災、気候変動対策を地域から	市 長 教 育 長

開 議

高橋富美子議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。
これより一般質問を行います。
今期定例会の一般質問者は9名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。
本日の質問者は5名です。

山科正仁議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、山科正仁さん。
（10番山科正仁議員登壇）
10番（山科正仁議員） おはようございます。
議席番号10番、市民・公明クラブ、山科正仁です。通告書に従いまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。
まだ現在コロナ禍、収まらない状況で、大変な状況でございますので、マスクをつけたままということで質問させていただきます。
現在、今も申し上げましたとおりコロナ禍が蔓延しているという状況です。それに次ぐ市民

の関心事となっております、いわゆる道の駅設置に関しての質問となります。

現在、事業として推進しておりますエコロジーガーデン整備、これを一環として設置するという1つのパターンと、まだ町村と協議段階にも入っていないんですが、北のゲートウェイ構想による高規格道路のインターチェンジ付近、それに設置と、その2つの論点からの質問となります。

最初に、通告にあります、エコロジーガーデンにおける道の駅についてであります。

これまでも何度も説明を受けておりますけれども、現時点でその後の仮の修正点とかを含めた次の事項をお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、設置事業の詳細な目的、期待する効果、それはどのようなものか。

2つ目は、現時点で事業の進捗状況、これはどうなっているのかという2点をお伺いいたします。

次に、北のゲートウェイとなる道の駅についてであります。こちらも2点ほどお伺いします。

1点目は、設置を実現する上で不可欠な要件であります県及び最上郡内町村との協議、この進捗状況、協議の進み方、今後の見通しと、どのような戦略を持って臨んでいくのか、またいるのかという点でございます。

2点目は、設置を考える会、それから経済団体などからの市民活動が起こっております。この実情から考えまして、設置推進団体等からの設置要望についてどのような対応を行ってきたのか、また今後どのように関係を構築していくのか、この2点をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、山科正仁議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、道の駅を設置するエコロジーガーデンのことについてであります。これまでも何度も申してきましたが、平成25年に10棟が登録文化財として登録され、耐震改修とともにカフェやオフィスとしての活用もなされるようになり、新たに利用する市民や関係者が一段と増えております。産直まゆの郷は間もなく開業20年を迎えますが、年間延べ10万人以上の利用者が訪れるようになり、地域に愛され、地域外からも買物に訪れる、最上を代表する施設になりました。また、平成24年から活動しているイベント、kitokitoマルシェは、1日2,000人以上訪れるマルシェとして成長し、地域外からの来訪も多くなっております。

このような中、施設をさらに充実させるために要望されているのが駐車場やトイレの整備であり、道の駅の手法を活用することで市の負担が軽減されるとともに、今後北側エリアの活用計画と併せてさらなる集客効果をもたらすものと考えております。

また、エコロジーガーデン隣接の道の駅は、国道を所管する国土交通省との一体型での整備について、市が考えるスケジュールを示しながら協議を行っております。

今後も整備内容の精査や整備区分の修正などについて協議を進めていくこととしておりますが、既存の地域連携施設を活用した目的道の駅として、本市固有のまちづくりと情報発信の拠点として整備を進めていきたいと考えております。

次に、新庄インターチェンジ付近についての質問ですが、これまで県の主導により最上管内8市町村の間で検討会が行われてまいりましたが、これまでに決定した内容はございません。

市としては、高速交通網の整備の進行に伴う物流の拠点として、またトイレ施設の有用性や広域情報発信の拠点利用など機能の付加が期待されていると認識しております。しかし、検討

会で示された内容の施設規模や収支構造、設置場所、経営母体などが大きな課題であると考え、将来の大きな財政負担とならないよう、整備費用の検討や維持管理費用の負担割合などについて協議を重ねる必要があります。

また、インターチェンジ付近への設置の要望については、市としての考え方を示した回答をさせていただいております。

今後、経済団体との情報交換会も行いながら、県と管内8市町村での協議の中で慎重に進めてまいります。

市民団体からの要望についてはどうするのかというのは、議会で発言している以上の答弁はございません。以上であります。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 御答弁ありがとうございました。

皆さんお分かりのとおり、今、国道13号高規格化が進んできておりまして、ちょうど私の自宅の窓からも工事状況が一目瞭然であります。かなりのスピードで進んでおりまして、金山町との境界、山を割っていまして、予定どおり進めば来年度には開通すると、金山でも追っかけて開通するということが進んでおります。

私はそれを鑑みまして、高規格道路ができた後の交通量の減少、特に北部の減少というのが顕著になると考えております。前例としましては尾花沢市の名木沢辺りを考えてもらえば分かるんですけども、ほとんど車が通らなくなったということで、地元の知り合いにも聞いたところ、今まで道路ができる前は100だったものが今は30ぐらい、その30も地元の人しか通らないという現状だと。唯一、モーテルに入りやすくなったなんていう人もいますけれども。そんな程度になってしまっております。そういうことが我々の北部でも起こると非常に危機感を持っております。

そこでお伺いしたいんですが、道の駅手法を使おうが、使うまいが、とにかくエコロジーガーデンの整備というものを考えた場合に、そこに集客するための、交流人口を増やすための、インターチェンジからの、インターチェンジができてからの誘導策を考えた整備になっているのかという点をお伺いしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 国道13号、東北中央道の工事の進捗に合わせて交通量の減少が懸念されるということで、大変危機感もあるという内容での御質問かと思っております。

東北中央道の整備によりまして、既存の国道13号の交通量が減少していくということにつきましては、国土交通省の調査の中でも試算されておるところでございます。減少する車両の多くは物流関係の車両であろうということをごちからでは想定しているところでございますが、これまでエコロジーガーデンを利用されてきた方々につきましてはこれまでどおり目的地としてエコロジーガーデンへの通行については変わりなく利用いただけるものと考えているところでございます。

また、今後の駐車場の設備、また施設への乗り入れやすさや駐車のしやすさなどを踏まえまして、ますます利便性の向上を図ることによりまして、今後の利用者の拡大についても大いに期待しているところでございます。

また、これまでエコロジーガーデンの中のイベントの際に臨時的駐車場などで使われておりました北側エリアにつきましても、今後新たな魅力を加えるようなアクティビティーができるフィールドとして整備を検討しているところでございますので、こちらの利用者の増加についても大いに期待しているところでございます。

こちらを踏まえまして、交流人口の拡大に向けての対策を組んでいきながら整備に向けて取

り組んでいきたいと考えております。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 御答弁ありがとうございます。

私が言わんとしているのは、交通量が激減して寂しい集落というか、そうならないようにしたいと。そのためにも、エコロジーガーデンの整備によって集客される人、秋田から来れば例えば昭和インターで降りて、そこからずっと萩野地区を回って、昭和の地区を回って、いろいろな名所があればそこを回ってエコロジーガーデンに寄って帰るというパターンとか、山形方面から来れば新庄北インターで降りて、ぐるっと回って新庄市内、それこそ歴まちの新庄の歴史を見ながら、それから秋田に帰っていくとか、そういうパターン、構想を考えてちゃんとした整備をやっていかないと、ただ単に交付金を使えるからといって整備するだけでは何の意味もないということだと思います。例えば高速のインターを降りてすぐ、誘導灯をつけるとか、県道でしようから県との協議が必要なんでしょうけれども、新庄にこういうところがありますよということを考えたような整備をしないとダメだと思いますので、その辺はよろしくお伺いしたいと思います。

あと、その目的、今、課長がおっしゃいましたけれども、来場者の増によって施設を充実させるという考えがあるということで、駐車場の拡大、そしてトイレの新設、これがメインになっていると思います。その答弁でしたが、これがより現実的で妥当な面積や規模なのかという点がまず1つ疑問に残ります。

なぜかという、今後の計画として今おっしゃいましたが、北側エリアを整備するという話でございました。ということは、北側エリアを整備すれば北側エリア用の駐車場も欲しくなるという考えかと思えます。どうしても距離的に

遠くなるということで、そうすれば北側エリアと既存のエリアを合わせた分で十分駐車場を確保できるのだろうかという考えが起こるわけですね。その辺も敷地内で完結させる駐車場の整備という考えはあるのかどうか、そういうのは柔軟に考えられるのかという点をお伺いしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今後、さらなる利活用を想定した整備に向けて、現在の計画の規模が現実合っているのかどうかということでの御質問だと思います。

現在計画している整備の内容につきましては、これまでイベント等で利用されてきた実際の使われ方を踏まえまして、必要な駐車台数を200台と想定して現在整備計画を進めているところでございます。この規模に関しましてはこれまでのイベントの実績を想定したものとなっておりますが、それ以外に日常的な使われ方といたしまして、産直まゆの郷やカフェ、オフィスなどの利用に合わせまして現在確保されております50台程度の駐車場枠につきましては、ほぼ日常的に利用されている状況でございます。

さらに、昨年整備されました施設によりましてホールやギャラリーという利用形態ができましたので、現在コロナ禍ということでもなかなか利用の状況も芳しくない状況ではありますが、利用の本格化、活用される状況となれば100名程度の集客能力があるということでございますので、そのお客様のための駐車台数も必要になるということで考えたところでございます。

また、北側エリアの活用につきましても現在検討を進めておりますが、今後の整備につきましては、広いフィールドを子供さんたちが安心して活用できるような形での整備を念頭に計画を進めるということも考えておりますので、人と車の分離を念頭に今検討を進めているところ

でございます。こちらにつきましても現在計画している駐車場の部分から利用していただくような形となると思いますけれども、こちらについては利用者の安全性を確保するというところで、既存の施設への駐車場ということではなく、分離するような形での整備を考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) ありがとうございます。

ここから質問することは用地買収とも絡みが出てきますので、しっかりした回答をお願いしたいんですが、国道との接道というのが道の駅設置の要件とはなっていないということをお聞きしましたが、市道と接道の場合と国道と接道の場合の明確な違いを教えてくださいたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 道の駅登録について、国道の接道については、直接の義務というか、条件ということにはなっておりません。そちらにつきましては当然市道やら県道やらというところに接している道の駅もございますので、要件に合致していないということは御理解いただいているところだと思っております。

その際の違いということでございますが、道の駅の内容といたしまして、道路利用者が休憩などで利用する施設として、接する道路の道路管理者が整備する施設の部分が含まれております。この接する道路の管理者が道路施設として整備する部分につきましては道路管理者が整備費用の負担を行うということが原則として考えられるわけでございますが、現在新庄市で考えている場所につきましても国道に接することで、現在考えているエリアの全体の7割ほどが国道を管理するための道路施設として考えており、

その残った部分について市が整備する範囲として国土交通省と協議を進めているところでございます。

それを踏まえまして、市の負担を大きく圧縮して整備をすることができるということで、今現在国土交通省と協議を進めているところでございますので、この辺を御了解いただければと思っていますところ。以上です。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） まとめて言うと、国道と接道すれば7割は国が持ってくれて、3割の施設整備に関する負担が市にある、大まかですが、市道と接道した場合は100%を市が負担しなければならないんですね。分かりました。

質問が戻りますけれども、先ほどの北側エリア、それも子供のための遊具とかそういう関係だということをお伺いしましたが、駐車場は近くでもいいと思うんです、現実的な話なので、ここで別にしなくてもいいんですけれども。実際は駐車場というのはよく考えて、広くすればいいだけじゃなくて、雪のことを考えれば、小さくても融雪工事がなっているほうがずっといいわけですよ、こっち側は。その辺も考えて予算の使い方を考えていただきたいと思います。

それから、今、市の負担ということが出ましたが、答弁でも市の負担軽減を目的とした道の駅手法を使うという話でした。

今ちょっと問題になっていることは、都市整備課で出したチラシというか、クエスチョンNo.3だったんですけれども、総予算の5分の1程度の一般財源で賄うことが可能だよということを明記していますが、これの確たる根拠というのを伺いたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回全戸配布させていただきました新庄市の道の駅に関してのチラシに

つきまして、市の費用負担について5分の1というところでの記載をしたところでございます。

こちらの根拠ということですが、今現在まだ確たる根拠というところまで行っているかと言われるとなかなか難しいところはございますが、今回記載させていただいた内容につきまして説明をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、国道に接することで、国が直轄で整備する部分と市が整備する部分の費用につきましては分けられると考えていただければと思います。国が整備する部分として、現在整備計画書というか、市で考えている市の整備案について、国道からの接する部分、乗り入れ部分と駐車場への誘導、駐車場内での回遊ルートなどを考えますとおおむね7割程度は国が、道路管理者として国が整備する部分として考えているのが7割程度だったということで、7割を直轄で整備される部分として国と協議している内容でございます。残り3割の部分につきましても、こちらについては市が整備する範囲となるわけですが、この中から1割程度、交付金を活用した中での整備を行いたいということでございます。そういう中身を踏まえまして、全体の8割ほどを国の直轄部分として整備をお願いできればということで協議を行っているところでございます。

また、全体の整備費用、これまで6億5,000万円ということでチラシにも記載されてあるところでございますが、こちらにつきましては高速道路の標準的な整備費用を算出するための根拠として使われている資料を基にして、全国的に基準となっている標準単価を基にして算出したものでございます。

この内容につきましても、国土交通省との協議の中で全体費用の圧縮についても検討が可能なのではないかという御意見もいただいているところでございますので、この圧縮に向けて実費の積算をこれから進めていくということで考

えているところでございます。

全体を合わせますと当初の6億5,000万円の5分の1という記載をさせていただいたところでございますが、それから比較しますと全体の工事費、整備費用の圧縮も踏まえるとそれ以下に圧縮できるのではないかとということで検討を進めているところでございますので、御了解いただければと思っております。以上です。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 確たるものではないよという御説明かと思えます。

確たるものでないというのがちょっと先歩きして、完全なものだということで市民の中で広がってきております。要因に、総工費の単価のはじき、標準積算単価からはじいたということで、本当の標準的なものだという判断は、急にばんと出されると市民の人は分からない。ましてや建設に携わったことのない人とか、建築関係、工事関係をやったことのない人、積算ということ自体が何のことやらと、イコール総工費じゃないのという形で取られてしまうので、積算の仕方も、公の単価というか、民間と違って積算の率が大きいのはしょうがないので、かなり大幅な見積りなんだよということをしっかり示さないと数字だけ独り歩きして、5分の1程度の縮小なるということも明言してしまうと、明言というか、こういうふうに出してしまうと、じゃあ500万円とすれば5分の1なら100万円で済むのかと簡単に考えてしまうので、その辺はしっかりした数字と根拠が出てから表明すべきであって、あまり安易に出さないほうがいいんじゃないかなと私は思います。

本当は、これが確たるものと言えば、返事をもらえば、それは市長と副市長もちゃんと責任を負うような返事だったのかと確認したかったんですけども、確たるものでないということで返事をいただきましたので、しっかりと、

このことは非常に重い項目だと思いますので、市長と副市長もしっかりと責任を持って単価をはじき出したという点も確認してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、北のゲートウェイと道の駅という点です。こちらはかなり悩ましい課題かなと思っております。なぜかという、8市町村の協議と検討というのが必要になって初めて成り立つということだと思います。最終的に単独でやるという手もあるでしょうけれども、基本的にはやはり8市町村みんなでやる、広域的にやるという事業だと思います。

この検討会というのが開かれておるということを先ほどお聞きしましたが、それは何ら決定した内容はなかったということでした。そういう答弁でしたが、町村の反応を知りたいと思うんですが、全く無関心なんでしょうか、それとも関心はある程度示すんですけども踏み切れていないという内容なのか、また本市、新庄市側の熱意というのが、本当に北のゲートウェイをやりたいという熱意を持って検討会に臨んでいるのか、これをお伺いしたいと思います。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 今現在、県が進めています北のゲートウェイについての進捗状況ということでございますけれども、昨年度2回、施設部会ということで、各市町村の副市長、副町長、副村長が集まって2回会議が開かれたところであります。その中で、県から事業スキームとか総事業費、市町村での負担額、そして店舗での想定する売上高というものが示されています。

1回目の中で店舗での売上高ということで示されたのは道の駅米沢と同額の12億円以上の売上高ということで示されました。会議の席上、12億円ということですが、米沢の周辺には福島の商圈とか山形の商圈がありますので、課題ではないかという意見を申し上げたところ

であります。

そして、2回目の中でその売上げを8億円程度ということで示されたところでありますが、それでも1日にならずと真冬でも200万円以上の売上げを確保するというような整備条件になっていたところであります。

その中での課題ということですが、この運営がどの程度の売上げを想定して、回るか回らないかということが大きなポイントということになってくると思いますし、最終的には各市町村の負担金の額を各町村がどう捉えるかということでもありますけれども、8市町村ともこの事業スキームを進めることに同意するというような意見はございませんでした。

今段階、恐らくほかの町村も同じかと思えますけれども、北のゲートウェイを新庄インターチェンジ付近に建設するのであれば、どういう事業規模で、どういう負担額で、どういう施設ですのかの整理が必要ではないかと恐らく考えているのではないかと思います。そのことが直接各町村の負担金の額ということに直結してくるところでありますし、今後北のゲートウェイについてどういう介入の仕方をするのか、今段階、市として注視しているところでございます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） ありがとうございます。

伺った感じ、無関心に近いのかなという感じを受けます、市町村含めてですけれども、当市も含めてですけれども。向かっていくという意欲がなければ全然進まないと思うし、理想論を語るレベルでもまだないのかなと、こうしたいね、こうしたいねと。ただ県が示された道の駅米沢のパターンを紹介してもらって、売上げはこんなにありますよという段階では、全然テーブルにもっていないなと思っておりました。お伺いしておりました。

ただ、なぜこうなのかという点なんですが、先ほども言いましたけれども、経済団体と情報交換をやっていると伺いました。経済団体と情報交換を行っている。推進団体、つまり考える会もありますけれども、そっちの会との協議はまだ、やっていないというのはおかしいですけれども、いろいろな意味で密な話はしていないんじゃないかなと思います。情報交換はもちろん経済団体ともやるべきだと思いますが、推進団体ともいろいろな協議を重ねていくことが大事じゃないかなと思うんです。無視していればいいというか、そういう話ではなくて、かなり内容的にも計画にのっとったいろいろな情報も聞いておりますし、今後の市としてその関係の在り方、経済団体と推進団体との関係の在り方としてどのようなことを取っていく、展開していくかというのを、その気持ちをお伺いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 経済団体からは一昨年に申込みがありまして、昨年4月に、第一義的にはエコロジーガーデン、第二義的には北のゲートウェイと言われるインターチェンジ付近という回答をしているわけであります。その後、経済団体が様々な動きがあるという話も聞いておるわけですが、直接計画云々に関する情報は正式にいただいているわけではございません。今後どのような形で進むのかというふうに思います。

議員は、推進団体、考える会ということをおっしゃいましたが、そういう団体が存在するという事も承知しておりません。考える会という方が要望に来たということはございますが、回答を望むというお話はありません。要望を置いていきますということだったので、それを受け止めたということでもあります。

推進する会というのは今初めて聞いたところでありまして、その方々がどのような考えであ

るのか私は承知しませんが、考える会の方々は100%否定しておりますので、こちらからは最初に「やるんだ」と、「それは無駄だ」と、「無駄です」と否定されているわけであります。ですから私は議会での答弁以上の回答はできないということを言っております。外で回答しますと、中で何を言ったということの繰り返しになるわけであります。議会制民主主義の中で決定権があるのは議会であります。議会にきちっと説明をするというのが私のスタンスであります。

また、その人たちの要望を聞かないのかということであれば、議会を通しての要請書あるいは要望書、陳情書ということが上がってきて、各議員と様々な議論の中で、市と要望者の違いがどこにあるのかという段取りを踏むべきではないかと。一方的にチラシを配って、あれはおかしい、これはおかしいということで、それに全て合わせるということは、逆に言えば議会制民主主義を無視しているということになってくるだろうと思います。

以上申し上げましたが、議会が市民を代表する会であるということに変わりはないと思っておりますので、そのことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 推進団体というか、おっしゃるとおり、考える会でございますけれども、いろいろな行動というのがありまして、経済団体の行動、考える会の行動というのがあります。市民の立場に立って考えた場合、どちらがどちらだということはないです。市長がたしかおっしゃったことで、きちんとした手順を踏んだ上で、すみ分けのできる、話ができる、であれば協議にのるでしょうし、完全にこっちは駄目だ、こっちはいいという両極端の話ができないのは、それは承知しております。

ただ、早期に、同じ思いで、例えばゲートウ

エイもやる、エコロジーガーデンもやるという両立でいった場合、どうしても北のゲートウェイはまだまだ先かなという感じがします。せめて酒田市に通じて丁字路になってから、その辺からの開始かなという気がします。

北のゲートウェイ構想というのを実現化するための私が持っている案なんです、一応基金とかを設立してそこをストック場にしておく。推進団体、経済団体もあります。それから市民の運動もありますから、ある程度の寄附金とかいろいろな意味での集金機能というか、そういうのがつくれると思うんです。それを期待してちょっと活動を大きくバックアップしてやれば、その基金にストックしておいたものを活用した運用というのが将来的に可能じゃないかなという考えがあるわけなんです。基金を設立しておいて、それは北のゲートウェイ設置のためだけの基金ということで、それが新庄市民のやる気のパロメーターになって、町村に見せられるんじゃないかなと、新庄市ではこれだけの基金残高があるんだということを示すということ、それを一つの手として、これは私が考えることでありますが、そういう考えも持っていれば早期に実現する可能性も出てくるんじゃないかなと思います。

その上で、いろいろ手法としてはPPPとかありますけれども、PPPの中でも一番の強力なPFIという手法を使えば、そのときに経済団体はもちろん入ってくるでしょうし、そのときに基金が生かされると。そして基金の内容が、経済団体とか運動団体の方々が寄附したものであればその方々を運営の基盤にしていくこと。これまで行政が道の駅をやって失敗した例というのがほとんど、70%80%ぐらいが行政主導でやって道の駅が失敗するというのを確認しています。したがって、いろいろな意味で民間にも負担願った上での運営というのも考えていくべきかなと思っております。道の駅については以

上といたします。

それでは、次はコロナ禍における財政の運営についてという点になります。

コロナ禍が収束を見せません。この現状は、識者というか、研究なさっている方から言わせると、もしかすると2027年頃まで続くんじゃないかという予想も出ているわけであります。

このような中で、将来的な市政の財政運営をどのように行っていくのかと。確かに国策としては救済のための交付金が多数出ている現状であります。しかし、細部にわたった市民に対応できる救済の必要性というのはもちろんあるわけでありまして、市独自の救済措置、今後必要になってくるだろうと思っております。そこで、次の事項をお伺いしたいと思っております。

まず1つ目は、今までのコロナ禍における財政確保対策の状況、それから今後の市税等減少に対する対策をどのように考えているかという点であります。

先日、監査委員から総括というか、まとめがありました。そんな悪くはなっていないと、令和3年、2年とかはそうなるもそんなに悪い現状ではないという報告は受けましたが、今後予想される点でどのように対策を考えていくのかという点と、まずその点でお伺いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 それでは、コロナ禍における財政運営、将来に向けた考え方ということになるのかと思っておりますけれども、コロナ禍における財政運営については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本市が取り組む様々な対策に係る事業費に加え、昨年は豪雨災害や豪雪なども重なったことから、これらの財源確保は大変厳しい状況でありました。

このような中、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金や新型コロナ緊急包括支援交付金をはじめとした様々な国からの財政

支援によりまして、コロナ禍においても適切に本市の役割を果たしているものと考えております。しかしながら、先行きについても感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれておりますので、感染予防対策や経済対策など、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分行えるよう財源確保については引き続き国に対してしっかりと要望してまいります。

また、市税につきましては、コロナ禍における収入の減少などもあり、収納率向上が大変厳しい状況でございますが、コンビニ、スマホ収納や口座振替などをさらに広くお知らせすることで、より一層納めやすい環境の整備と収納率の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況でございますが、今年度の臨時交付金の交付限度額は2億2,300万円ほどとなっておりますが、さらに先日4,800万円ほどの追加交付の通知があったところであります。この臨時交付金につきましては、当初予算に計上しております地域経済活性化商品券発行事業や、やまがたGo To Eatキャンペーン登録事業者応援給付金事業及び6月補正予算で計上いたしました事業者緊急支援給付金事業などに活用しております。

また、追加交付分の4,800万円につきましては事業者支援限定となっておりますので、今後支援策を検討いたしまして事業化を図ってまいります。

最後に、財政調整基金の取崩し状況についての質問ですが、令和2年度におきましては新型コロナウイルス関連の感染予防対策や経済支援策に加え、豪雪も重なったことから、多額の財源が必要となり、13億円を超える取崩しを行ったところであります。今年度につきましては当初予算の財源として1億5,000万円の取崩しを見込んでおりました。しかしながら、コロナ禍が長期化した場合の各種対策や冬期の降雪状

況などによってはその財源としてさらに財政調整基金の取崩しが必要となる可能性もありますので、今後もこれら不測の事態に対応できるだけの残高を確保していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 答弁ありがとうございます。

現状として、先ほど申し上げましたけれども、市長の答弁にもありました。国への依存が大変大きいという感じがします、今現状は。

市単独の今後の対応策、財政計画の修正とも考えて、今現状に照らし合わせて、将来的なものとしてどのような変更点というか、対策を考えるかという点をまず1つお聞きしたいと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 コロナ禍における財政の運営ということで、やはり国への依存が大きいという中で、これにつきましては国を挙げて緊急的に取り組むべき課題ということでございますので、その辺は国でしっかりと支援してもらう必要があるだろうと。

その中で、市単独の対応策ということで、議員も御存じのとおり、一会計年度に入ってくる市の収入というのは限られておりますので、この範囲で対応するか、または不足する分については基金の取崩しということも考えながらやっつけていかなければならないと。その辺については当然基金残高の減少に配慮しながら、対策の必要性、緊急性などを考慮して検討していく必要があるだろうと考えてございます。

実際に財政計画の修正ということでございますけれども、コロナ禍における対策というのは現状の緊急な課題を解決するために必要な対策

を実施しておりますので、あらかじめ財政計画に織り込むような部分ではなかなか難しいということでございますので、実際全く盛り込まないということではないでしょうけれども、その部分については、来年度、令和4年度当初の中でもそれぞれ事業者支援の枠の中で考えていきたいと思っております。以上です。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） ありがとうございます。

国への依存が大きいということで、いわゆる新型コロナウイルス感染症、地方創生臨時交付金、このことだと思いますが、これの活用状況というのがどうなっているかという点も1つあります。各種の事業をやっておりますけれども、その効果の検証をどのように行って、いわゆるばらまきのものではなくて、ちゃんとした効果検証というのを行って、またどういう効果を生んで市民のサービス向上になっているかという点をお伺いしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 地方創生臨時交付金の活用につきましては、大半が商工観光課で所管する事業者支援、給付金事業、それから様々な款において対応された子育て、貧困者への給金等があったと思います。

我々商工観光課が所管する事業におきましては、緊急性を要する、何とか事業者を助けたいという思いから各種の給付金を支給してきたところでございます。過年度からの倒産状況等を勘察しますと、コロナだったから極端に増えたという状況ではなかったと認識しております。また、それについては、商工会議所に委託をしました調査によって、この給付金があったおかげで何とかできたという声も聞いておりますし、ただ、今までやった全ての事業で足りたということではないと思っておりますので、先ほど市長の答

弁でもありましたけれども、追加の交付金が交付されるということで、また新たな事業支援ということを構築しながら今後の支援にも役立てていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） ありがとうございます。

交付金という性格上どうしても使い道が国の指針に沿ってくださいという形で、自由に使えないと、活用が縛られているのでそれは仕方ないという話なんですけれども。ただ、これが継続していけるのかなと、もしコロナがさっき言ったように2027年、28年、30年と延びていった場合に、支援策というのが果たして国からの交付金だけで賄えなくて、プラス市単独の、市独自のいろいろな支援策というのが必要になってくるということが考えられるわけなんです。新庄市の現状と合わせた支援策というのを単独で国抜きで考えていくような、今のところは大丈夫なんでしょうけれども、今後を考えていった場合に、課長なら分かるでしょうけれども、今までやったのにプラスここがあったらいいねというような恐らく支援策があると思うんです。いわゆる「お決まりの」ではなくて、新庄市に合った支援策という点がもしあれば、ぜひお聞きしたいと思ひます。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 これまでやってきた給付金事業は全てよかったということであると言いつつも、ほかの業種に関して給付できなかったということもあります。交付金を活用したほか、先ほど財政課長が言われたとおり、市の基金を取り崩して様々行ってきましたけれども、これを全ての業種に対して満遍なく配れるのかといったことは、これはかなり無理があるということは議員の皆様も承知していただいている

と認識してございますが、これを新たに給付金によらない事業構築をするということになりますと、市民みんなでその事業者を支えるスキームづくり、そういったものを構築していくべきだろうと考えてございますので、そういったことも含めながら事業構築を考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 税配分の公平性というか、分配理論といいますか、公平にするというのは確かにイコール不公平みたいな感じになるんですけれども、取りあえず弱者、今を救ってにおいて、そっちの方が強くなったらまた弱者を支えるという行ったり来たりの世界というか、そういうことも考えていかなければならないと思っております。

今、基金の取崩しというのがありました、今後財政調整基金の取崩しが必要となる可能性があつて、その対処のために残高確保の必要性があると先ほど答弁の中にありましたけれども、残高確保というのは具体的にどのような手法を取り入れるのかという点をお聞きしたいと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 財政調整基金の件だと思ひますけれども、実際に剰余金の部分が発生した場合、決算の剰余金の2分の1以上の積立てを行うということが示されてございますので、このたびも6億8,000万円ほどその分を財政調整基金に積み立てることになってございますので、その辺の部分については当然コロナに限ったことではないんですけれども、災害であつたり豪雪であつたりそういった部分の支出も考えながら、基金についてはきちんと確保していきたいと思っております。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 最後になりますが、令和元年度決算とか、まだ認定されておりませんが、令和2年度の決算、令和3年度の予算を確認しますと、市税、固定資産税、地方消費税交付金、地方交付税、これに大きなずれはないようでした。市民に説明するとして、今現在、現時点では過度な不安というのは、市民の方から問合せがあったときに、そんなに新庄市はまだ今のところは大丈夫だという回答でよろしいでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 経常収支比率関係については90%を超えているところがありますが、ただ実質公債費比率であったり将来負担比率であったりの部分については県でも逆にいいほうでございますので、その辺についてはきちんと財政運営をしていきたいと思っております。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

山科春美議員の質問

高橋富美子議長 次に、山科春美さん。

(7番山科春美議員登壇)

7番(山科春美議員) おはようございます。

9月定例会の2番目に質問させていただきます。議員番号7番、新起の会の山科春美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは通告に従い質問させていただきます。

現在、コロナ禍で地域でも集まる機会がなく、孤独を感じている人が多くなってきているようです。また、地域を回っていると、以前は回し物を持ってきてくれる方や集金の方なども回ってきてくれることもありましたが、今は誰も来なくなって寂しくなったなという声も聞かれます。

また、少子高齢化を迎える日本は、肩車型社会という、かつて経験のない社会に突入しようとしております。肩車型社会とは、高齢者1人を支える現役世代が限りなく1人に近づいた社会です。少子高齢化の進行により2060年頃には高齢者1人を支える現役世代の人数は1.3人になると予想されております。時代を遡ると1960年では11.2人となっており、この時代は胴上げ型社会と言われております。この時代の後から少子高齢化が進み、2020年は高齢者1人を支える現役世代の人数が2.06人となっています。現在は人数が減ったということで、騎馬戦型社会と言われるようになりました。このままいくと肩車型社会ということですが、そこに突入する前に、今から自助、共助、公助が円滑に働くように地域づくりについて考えていかなければならないと思います。

1つ目の質問ですが、地域づくりについてということで、第5次新庄市総合計画の中で新庄市を取り巻く状況に示されているように、地域社会の人と人とのつながりの希薄化、地域課題の多様化、複雑化の傾向がある今、行政だけの取組だけではなく、様々な団体と今まで以上に連携して地域課題を解決する必要性や地域間での支え合いが必要とされています。

また、7月末に区長と市長のまちづくり会議が行われ、地域の代表の区長との話し合いが行われました。そこを踏まえて、今後市が取り組もうとしている地域づくりの内容、方向性についてお伺いいたします。

1つ目が、地域づくりのモデル地区数は現在13地区あるようですが、どのような活動が行わ

れていますか。

2つ目が、地域づくり推進交付金はどのように使われていますか。

3つ目が、地域コミュニティー活性化推進事業は今年度2件の採択があったということですが、どのように使われていますか。

4番目、設立予定の地域づくり協議会は具体的にどのようなものをつくろうとしていますか。また、地域と目標を共有するための方策をどのようにお考えですか。

そして、質問の2つ目ですが、地域リーダー、後継者の育成ということについて質問です。

先日の区長と市長のまちづくり会議において、地域をまとめるベテラン区長の実践から生まれた知恵に満ちた言葉を学ぶことができたと同時に、今年の4月から区長に就任された若い区長が町内会だよりを書いて回し、地域コミュニティーの一助としているという話も聞きました。区長の成り手不足とも言われている中、ベテラン区長の地域を守っていきたいという思いをもって活動してきた知恵を今後若い区長に受け継ぐことと、また地域をまとめてよきものにしていくという創造性の高い役割であることを共有することが地域リーダーを育成する上で大切だと思われま。

そこで質問ですが、1つ目が、地域の活性化を願う区長の中には職員地域担当制度への期待を大きく持っておられる方もおります。コロナ禍ということもあり、活動ができなかったということも聞いていますが、今後の活動についてお伺いいたします。

2つ目、地域づくりは地域住民の意識の高揚が重要ということで、それを実現するために区長向けや一般向けの研修も行っていると思いますが、参加された方の声はどのようなものだったでしょうか。

3つ目、各種団体で後継者不足により存続が危惧されています。後継者不足解消のために、

興味関心のある方を市報などで募集するなども考えられます。市は、団体等の後継者不足の問題をどのように認識されて、どのように関わっていかれるかについてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、コロナ禍ということで、訪れてくれる方がいないということで、孤独感を味わっている、独り生活が多い、寂しいということ、私の周りにおいても同様の感じがしているところでございます。8月のお盆前は大変高温が続きまして、独り暮らしの方が非常に心配されて、車が動かなかったもんですから、どうしたんだろうということで見かけました。私がいなくに救急車で運ばれていったと、よかったなと思いました。あのままだったら恐らく熱中症でお亡くなりになったかなと。今は病院で、施設に行かれる、それが近所に2名いたということで、独り暮らしあるいは独居高齢世帯の中で、やはり地域のコミュニティーがとても大事だなと。近所の方々がまだお互いに声をかけ、見守り合っているので、救急車を呼んでくれたりしたので、大変ありがたいなと思っているところでございます。

それでは、地域づくりについての御質問であります。地域づくりによる連合組織とは、地域の関係性が強い複数の町内会から成る組織でありまして、連合組織では世帯員の人数や年齢などの基礎調査や避難訓練などを含めた地域活動に対する意識調査を実施して、地域の現状について把握しております。その結果を踏まえて、防災訓練の実施や避難マニュアルの策定、レクリエーション大会の開催、町内会だよりの発行などを行っております。

地域づくり推進交付金ですが、これは連合組織の活動を支援するために交付しております。昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、連合組織の地域づくり活動が延期、中止となっており、交付団体数が少なくなっている状況にあります。

次に、地域コミュニティ活性化推進事業につきましても、今年度は山屋地区連合会と福田町内会の2団体ははっぴや太鼓を購入する事業を実施し、地域の各種行事において活用しております。市といたしましては、地域の活性化が図られたと考えております。

最後に、中学校区ごとを対象範囲とする地域づくり協議会を形成するために、これまで区長などへの研修会やワークショップを実施し、住民自治の意識醸成に努めてまいりました。具体的には、5つの中学校区ごとに地域課題を解決するための話合いの場、そして防災や福祉などの共通課題を克服するための活動組織をつくりたいと考えております。

地域と市が目標を共有するために、1つの例として、単一町内会では実施が困難となっている避難訓練と敬老会などの行事を市と地域づくり協議会が共同で行うことで、少子高齢社会における地域の絆を強めていけるのではないかと思います。

具体的には、今ブロック協議会との話合いの中でお願いしていることは、中学校単位における避難訓練を敬老会と一緒に重ねてできないかということをご希望いただきたいと思います。それぞれブロック協議会の中で各集落に下りていって、何人、敬老会に参加するかというとき、市が協力できるのはその輸送などをどのようにしてそこに行くのか、敬老会という名の下での避難訓練ということが大事であると、こうしたことを積み重ねることで、いざというときに高齢者の避難を素早くできるのではないかと提案しているところであります。コロ

ナが終わりましたら、ぜひ避難訓練の内容も変えながら、参加しやすい、そして助けるというか、お世話する方々も、これは敬老会ではなく避難訓練だというよりも、敬老会に行こうと言ったほうが、言葉はちょっと不適切かもしれませんが、そんな形で外へ出る、学校に連れていくということができればいいなということで、今後地域との絆を強めていければと思っております。

次に、人づくり、地域リーダー、後継者の育成についてであります。特に地域担当職員制度につきましても、平成20年度より地域と市が互いに協力し、地域コミュニティの活性化に取り組むことを目的として実施しています。市の全地区を対象として、職員の居住する地区などを担当地区として配置し、地域の中に職員が入ることにより地域とコミュニケーションを図り、互いに情報を共有しながら地域資源の発掘や地域課題の把握をしてまいりました。

コロナ禍ということもあり、昨年度、今年度につきましても区長への担当職員の挨拶や情報共有などの機会が持てない状況であります。また、地域担当職員制度に対する区長の考え方も多様でございます。期待を大きく持っておられる区長や、担当職員が誰なのか把握できればよいという区長もおられますので、一律的な制度運用ということではなく、各区長の意向と現状の地域のニーズに沿った制度の運用を検討してまいりたいと考えております。

地域づくりの研修につきましても、平成25年度より地域リーダー講座を実施してまいりました。講座の開始当初は区長や地区の役員などの参加が多く、地域の様々な課題解決の糸口につながったとの御意見がございました。また、ここ数年、若い世代の参加にも力を入れ、地域や世代を超えたつながりの必要性をより早い年代から意識していただく取組を行い、講座後のアンケートでは参加者から、幅広い年代が参加し

ていたもので、それぞれの立場からの話や意見を聞くことができ大変有意義な研修会だったとの御意見や、地域防災をテーマに避難所運営を仮想体験できる講座が参考になったとの御意見もいただいております。

各種団体の後継者不足に関する御質問につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

また、地域の中で、最近の話であります、うちの町内の若い方がスノーバスターズを形成したいと、お年寄りの皆さんを見ていると冬は大変困っていると、我々若い人たちが何かボランティアできないだろうかという相談を受けまして、ネックになるのは事故が起きたときの保険制度だということがございましたので、その程度なら町内で十二分にかかる予算があるので、今年から取り組んでみてはということがございました。若い方々もそういう意識がかなり高くなっているということもありますので、その辺もしっかりと地域づくりに生かせたらなと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、各種団体の後継者不足についての御質問にお答えします。

現在、地域で活動している団体に限らず、いろいろな場面において担い手不足が言われており、後継者育成について議論されております。また、構成する会員等の高齢化や新規会員が加入しないことなどから、後継者不足により団体の存続にも関わってきているとのお話もお聞きしております。第5次総合計画の施策の中で生涯学習環境の充実と文化・芸術の振興を掲げておりますので、個人の活動や団体における活動の推進に関わっていきたくと考えております。

後継者の発掘については、各団体の活動に興味を持っていただくことから始まりますので、

各団体の要望をお聞きしながら市報等で活動内容やイベントなどの情報を市民の皆様を紹介し、団体の活動に興味を持っていただいた方々とその団体等を結びつけていきたくと考えております。以上であります。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) 御答弁ありがとうございます。

地区の連合組織、モデル地区が13地区あってということで、そしてまた連合組織の中で基礎調査、意識調査も行われているということで、そういったことにまちづくり推進交付金も使われているとか、防災の活動とかにも使われているということで、いろいろ教えていただきました。ありがとうございます。

市民協働推進計画の中なんですけれども、現在の地域づくり協議会の推進に当たる市民協働推進委員会というのがありまして、令和2年度の事務事業評価の中で市民協働推進委員報酬というものもあったんですけれども、どのような活動をされているのでしょうか。また、この中にある新庄市職員協働推進委員会というのも今どういうふうにされているのかお聞きしたいと思います。

これは計画ですので、今度は実行に移すための市民協働の指針がこれからできるのかどうかなんですが、そのあたりもお聞かせください。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 市民協働の部分で御質問いただきました。こちらの新庄市協働推進計画につきましては、平成18年から令和2年まで15年間という長きにわたり、恐らく当初は協働という言葉自体もなかなか市民、市職員にもなじみのないものだったのかなと思っておりますけれども、おかげさまで15年間続けてきて、様々な活動の部分で、市、職員、市民が一緒になっ

てできることをやってきたのかなと思っております。例えば自主防災組織への支援とか、例えばkitokitoマルシェとかエコロジーガーデンの交流プロジェクトにおける部分、味覚まつり、そばまつり等への市民参加等、市と一体的にやっけていく新しいイベントの創出とか様々させていただきました。その中で毎年度市民代表の方々から意見をいただいたり、市の推進員でお互いに振り返りをしながらしたところです。

先ほど質問にありましたように、計画を立てて、その事業に対して計画をする時代ではなくて、こういう時代ですので、むしろ山科議員がおっしゃいましたように、私どもがしっかりした指針をつくって、職員にもマニュアルという形で、これから事業をしていく上でこういう指針で市民と一緒にやっていきましょう、職員はこういう心がけでやりましょうといったもの、それを今年度つくりたいと思って今作業に着手しておりますので、その辺はどうぞ御理解いただきたいと思っております。以上になります。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

そういう指針というのがこれからできるということですので、市職員はじめ、また市民の目にも触れることと思っておりますので、共に協働というのをしっかり考えていきたいなと思っております。

ある区長からこんなお話をいただきました。その方は、市長と区長のまちづくり会議でも話をされていた方なんですけれども、その方は民生委員もされている方ですが、現在独り暮らしのお年寄り、独居老人が町内に増えてきて、今後どのような対応をしていったらいいかということで苦慮されているということです。何か近所のアパートに住んでおられる方が暑さで熱中症に近い症状が出ている中で、その区長は朝昼晩と見守りをされていたそうなんです、市の担当課に電話したところ、市としては何も対応

できないということでしたけれども、その中でも市の職員がアパートまで来て状況を見てくださって、ありがたかったということです。

一方、最近、山形県健康福祉部地域福祉推進課から区長宛てに、令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員の活動についてという文書で、災害が発生したとき、避難情報の発令中に地元住民の見守り等の活動を行う必要がある場合は、民生委員が自ら対応するのではなくて、その状況を自治体に伝達することが重要という内容で書かれてあったそうです。

九州で民生委員の方が、大雨のとき、近所の独居老人の方が早く来て、助けてと言ったら、区長が行ってあげたんでしたけれども、結局2人とも亡くなってしまったと。そういったこともあつての発令だと思うんですけども、何かあつたとき、また災害のときとか、助けられる命も助けられないようでは本当に悲しいことだと思います。それゆえに自主防災組織も必要になってくると思います。

今後、高齢化が進む中、独り暮らしの御老人など、また経済的困難な方で自助ができなくなっている方に対して緊急的なことが起きたら、市としてはどのように対応されるかお聞きしたいです。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 まず民生委員に対する県からの通知のお話がありましたが、民生委員は日頃の見守りということを中心にお願いしております。当然そこから得た情報を市に提供していただいてということで、連携して取り組んでいくということに協力していただいているという形になっております。

その中で、独り暮らしの高齢者ですとか障害をお持ちの方ですとか、地域に支援を必要とし

ている様々な方がいらっしゃると思います。市としては、災害時に1人で避難できないような方ですとかそういった方に支援ができるように、名簿の作成というのを行っております。ただ、こちらに関しては御本人の意向を確認した上で名簿となっておりますので、支援が必要な方全員が名簿に載っているというわけではないですけれども、そちらを活用しながら、市としては災害などが起こったときに安否の確認を行うなどの支援を行っていきたくて考えております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 名簿なども作っているということでしたので、何かあったとき、日頃、御近所の方と接してない方とか不安になる方も多いと思いますので、ぜひ対応をよろしく願います。

今後できてくる地域づくり協議会なんですけれども、中学校単位でできるということなんですけど、最初の段階としては防災とか敬老会からということなんですけど、今後、自治会とか地域の婦人会、老人クラブ、子ども会、また衛生組合、防犯協会とか個別に活動していたのが地域づくりを目的として連携協働していく組織形態も必要なのではないかと思っております。地域づくり協議会がそのように発展していったらいいんじゃないかなと思います。

以前に一般質問させていただきましたけれども、一体型地域運営組織ということで、地域人材と資源を集約することによって合意形成の容易さとか行政とのワンストップ機能による効率化など様々なメリットを享受し、地域が求める本当に必要なものを住民が自ら考え、暮らしの課題を住民自ら解決していく仕組みが構築されるということなんですけれども、市としては将来そちらに移行していくというお考えでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 地域づくり協議会をまず立ち上げるために、先ほど市長が申し上げましたように、少子高齢化社会の中で、山科議員がおっしゃるように、なかなか人も来ていただけない、自分も行けないというそんな社会が2年ほど続いてしまいましたけれども、今我々が地域に入って、人が外に出たり集まったり、地域の人の顔を見れるためにはどうしたらいいかということで、令和元年度に高齢者の移動サービスについて、高齢者の移動の足の確保をどうするかというアンケートを取らせていただいて、昨年、この議会でも紹介しましたけれども、5つの中学校ごとのブロック会議でそういった形で高齢者の足の確保を通じて地域の人たちが一緒になって活動できるものをつくれないうことで入っているところでございます。そうしたことから、今年も地区に入りまして、高齢者の方々というか、公共交通の不足している地域にもぜひ活動ができるような支援ができないかと思っております。

地域づくり協議会につきましては、防災、敬老、そういったものを市と協働する組織体をつくりながら、そこに協力できる、今おっしゃいましたような防犯とか、例えば警察なんかでも様々なトラブルが複雑化しているようなことをそこで指導できたりとか、様々な団体がそこに参加できて、みんながそういった知識を共有して地域の間をつなげるような、そんな組織になればいいのかなと思っております。そういうことのために今これから取りかかってまいりますので、都度御報告できればいいかなと思っております。よろしく願います。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ぜひよろしく願います。

それでは、人づくりに入らせていただきます。

地域づくりのためのリーダー養成ということで、地域づくりを行う上で、現状でいることの危機感、先ほど言った、これから肩車型社会がやってくるんだよとか、そういった現状でいるとそのままになるので、その打開策を考えていかなければいけないねとか、また危機感だけじゃなくて、今後の地域の在り方、自分たちでこのようにしていきたいねという何か理想の共有が必要だと思います。

市でも地域リーダー講座を行っていただいています。そこで学んだことを地域に戻ってアウトプットすることも大切であると思います。例えば地域リーダー講座の一環として、受講した方がその気づきを地域の皆さんで話をしようといった何かの企画もセットにして、話ができる機会があればいいと思います。3回の企画にして、1回目が受講で、2回目が計画で、3回目はそれぞれ地域で企画などをしてやろうみたいな、そんな企画があればいいなと思います。

そして、地域に戻って、このままの状態では地域運営も大変になるよねとか、新しい地域運営が必要ですよとか、また仲間や住民同士で将来の地域づくりについて勉強しようかといったところ、地域づくりを何とかしたいと有志が出てきて、このようにしていきたいねというイメージが共有されることによって、自分たちの地域は自分たちで守っていくという意識も膨らんでくると思います。そのとき地域担当職員もその地区に入っていただいて、そのことも語れる場ができれば、行政と市民が一体となって地域づくりも考えられて、その中から地域リーダーも生まれてくると思いますけれども、地域リーダーの発掘について、市としてはどのようなお考えでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 地域リーダー、まちづくりを進めるリーダー的な方を育てていくという

ことで、講座をさせていただいております。私は昨年1回しかまだ経験ないんですけども、事例を御紹介しますと、防災に関して自分たちの考え方を共有するHUGゲームというのがあります。避難所運営のシミュレーションでした。ある地区に体育館があります。その中にどうやったら、どこに、例えば赤ちゃんのお世話をする部屋をつくったらどうだろうか、女性の方から見た目線で調理をする場所はどこがいいだろうとか、男性であれば土のうとかどこに置いたらいいだろうとか、そんなことをやって、大変参考になったという事例がありました。ただ、それを実際に持ち帰ってどこに活用しているかという部分までは追求していませんけれども、そういった形で防犯に関しては大変皆さん共感されたり、考えもしなかったと、自分たちが避難したらみんなでどうやって避難所を運営するのだろうか、考えもしなかったということで、参考になったという声を聞いております。

それで、山科議員がおっしゃっていることを今後地域づくりの中で参考にさせていただきたいと思います。

今日の山形新聞なんですけれども、議員も御覧になったかと思うんですけども、新庄本宮1区の住民の中で、新庄まつり基金で起こったわけなんですけれども、その史跡としての丸仏を守る会が今年度立ち上がったということでございます。この町内においては約130世帯340人ほどが暮らしているんですけども、近隣から移り住む方、新顔の方もいて、新たな地域コミュニティをつくる意味合いでも立ち上げたということでございました。うちでも広報で取材させていただいて、御紹介したいと思っています。会長は「歴史ある史跡を大切にし、活動を通して住民同士の団結心を高めたい」と。これも一つの地域コミュニティをつくっていくきっかけだろうと思っています。

我々は今、歴史まちづくり法に基づいた歴史

的風致維持向上計画をつくっているんですけども、区長に、皆さんの町内での宝物、自慢するものは何ですかというアンケートをさせていただきました。様々出てきました、新庄の宝と考えているもの。今後、歴史まちづくり法を進めていく上で、市民の方々にも史跡や歴史、そういった新庄の宝物についてアンケートなどをしながら、歴史まちづくり法につきましては、物があるだけではなく、活動が続いているということが非常に重要になります。活動するということはそこにコミュニティーが出てきますので、そうしたところのまちづくりの部分からも新たなコミュニティー、リーダーが出ていただきたいなど。以前にも歴史まちづくりでお答えしたんですけども、そんなことも考えて我々は期待しているところでございます。いただいた御意見等も参考にさせていただければいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ぜひよろしく願いいたします。

福祉の分野も入ってくるようなあれなんですけれども、地域包括ケアシステムということで、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援を一体的に提供する体制というのが今後どんどん発展していくと思うんですが、その予防の部分で高齢者の社会参加、地域の老人会、サロン、ボランティアも積極的に行われるようになってくると思います。介護保険制度ができる前は家族や地域の人たちで見守っていたところ、介護保険制度ができてから介護は専門家がするものと思われる節が出てきたところが弊害なんだと前に聞いたときがあるんですけども、しかし地域包括ケアシステムでは、今後専門職

の方も高齢化で人材も不足してくると考えられる中、システムの中ではこれからの高齢者支援は地域で支え合って見守り体制を推進していくということで、地域のお店とか宅配業者とか地域の人々みんなが高齢者を支援していく方向になっていくと聞いておりますが、一層地域の役割が大きくなってくると思いますが、そのような方向でよろしいでしょうか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 地域包括ケアシステムに関する御質問でしたが、議員がおっしゃるように、介護予防という観点で地域で取り組むという形、そういったシステムを構築するというものが地域包括ケアシステムということになっております。議員がおっしゃるように、老人クラブですとかサロンですとかそういった形で、地域で見守り体制を築きながら介護予防に取り組んでいくということになっておりまして、国では令和5年度までにこちらの地域包括ケアシステムの構築ということを市町村に指示しているわけですけども、新庄市としては今のところなかなかそういった地域で見守りを行うという部分の体制がまだまだ整っていないということが実情でして、サロンはそれぞれの地域で増えつつありますが、老人クラブにおいては残念ながらクラブ数が毎年少しずつ減っているような状況になっております。そういった状況の中で地域での見守りということになりますので、そういった団体が育たないことには今の現状ではなかなか難しいと感じておりますので、まずはそういう団体の育成ということに力を入れながら地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) ありがとうございます。

本当に福祉の分野とか地域づくりの分野とかいろいろな分野で地域が関わってくると思いますので、連携してやっていけるような方向でこれからも進めていっていただけたらと思います。

次なんです、今後、地域の役割が本当に大きくなってくると思っています。行政が縦のラインだとしたら、地域の自治会はじめそういった地域包括システムもそうなんです、各種団体が横で活動されていて、それをつなぐ十字の部分がこれから地域づくり協議会とか一体型地域運営組織に当たる部分になるかと思うんですけども、地域づくりも、やらされ仕事ではなくて、自分たちでつくり上げていくという創造性の高い仕事であることを認識し、共有することが大切だと思います。その十字をつなぐところをうまくコーディネートしていく地域リーダーの養成が必要だと思います。

その中で、またある区長の言葉なんですけれども、現状の言葉なんです、「現在、自助ができない人が増えている。地域のつながりがなくなり、自助ができない人が出てきて、公助の部分が大きくなってきている。しかし市の財政や職員数の減少から考えて、行政としてできることも限られている。公助にも限りがある。地域のつながりがないので、何に困っているかが分からなくなってきた。共助が今必要になっているが、何十年にもわたって地域のつながりがなくなってきたわけで、それを復活させるのは難しい。しかし、難しいが、地域のつながりを再度つくっていかねばならない。そのためには市も、今後財政が厳しくなることも含めて市ができることは限りがあるということを市民に伝えた方がいい」とおっしゃっている区長がおりました。区長の成り手不足や人がいないという言葉も聞かれますが、その区長によると「人材はたくさんいる。何か地域のためによく

してきたいという人材はたくさんいるんだ」と言っていました。また、第5次新庄市総合計画『「住みよさ」をかたちに 新庄市』というのを見てみると、市は全部やれるんだな、してくれるんだなみたいに思ってしまう節があるということも言っておられました。

市も今後少子高齢化で財政が厳しくなることも含めて、市ができることに限りがあるということをも市民に伝えて、さらに協働を進めていってはどうかということで、その件についてどのようにお考えか教えてください。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 ありがとうございます。

昨年、第5次新庄市総合計画をつくる際に、6月議会で皆様方から御審議いただきましたけれども、その際に、これからのまちづくり、市の課題として必ずぶら下がってくるものが少子高齢化だということで私が説明させていただきました。そういったことを市民の方々も、まちづくり会議の中でもそういった話題が大変出ているなと思っております。だからこそ、それを克服するというか、その中で新庄市のよりよいまちづくりをするために総合計画をつくっております。昨年度、御説明したように、1つの課だけでは連携できないので、施策に対する関係課等もこちらで書いておりますけれども、職員が意識してできるようにという形で計画を進めておりますので、その計画をしっかりとやって、また市民の方々にもいろいろな場で、まちづくり会議等に私たちも入りますので、お伝えできるものをお伝えして行って、いいまちづくりをしたいなと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) ぜひよろしく願います。

最後、後継者のところなんです、以前、市内議員が将来に残すべき宝として新庄の自然についてということで、福宮のチョウセンアカシジミを守る会のこともお話しされていましたが、私も、守る会の方、チョウセンアカシジミが出る時期にそこに行って見せていただいて、守る会の方とお話をする機会があって、その中で後継者の問題をすごく心配されておりました。現在4人のメンバーが中心となって活動されていて、ほかに十数人のメンバーが周りにいるんですけども、しかし自分たちで後継者をつくっていききたいけれども、限界がある、地域の小学校で子供たちにチョウセンアカシジミについて勉強会を行い、子供たちは関心を持ってきている、市の職員の方々からも様々な応援をいただいている、歴史センターにもチョウセンアカシジミの写真を応接室に飾っていただいた、皆さんが応援してくださっていますけれども、その後の後継者問題がすごく心配だということで、実際日々の保護活動を行っているのがその4人の方が中心ということなんです、高齢化で、一人でも欠けたらこの活動ができなくなってしまうということで、自分たちでも後継者への声かけを行っているけれども、ぜひ市でも、関心ある方、保全活動に関わってくださる方をPRしてもらえないかということでした。そのような団体も増えてくると思いますが、先ほどの答弁でPRをしてくださるということでしたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

庄司里香議員の質問

高橋富美子議長 次に、庄司里香さん。

(8番庄司里香議員登壇)

8番(庄司里香議員) 9月定例会一般質問3番目であります。議席番号8番、起新の会の庄司里香でございます。早速、通告書に従い質問を始めたいと思ひます。

1. 市民の暮らしを守るためにということで、本市の福田工業団地内で経営されております木質バイオマス発電所は、カーボンニュートラルの視点から見てもSDGsでの取組においても本市として再生クリーンエネルギー開発の観点からも重要と思われております。このような次世代エネルギー供給企業と連携協定を結び、市民の災害時における非常電源を確保することで、市民の安心に寄与することは大切なことであると思ひます。また、企業側としても、市民に向け、再生エネルギーの供給会社としてその存在を市民に知ってもらふよい機会だと思ひます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひますが、その可能性について伺ひます。

2. 夏休み期間の子供の水難事故についてです。毎年、夏休みのたびごとにテレビや新聞で伝わってくる不幸な水の事故、今年の夏は、8月現在、県警による発表では海や川、用水路などの水難事故は18件、当事者数は25名、発生したうち死者は10名、けが人は5名、前年度比で死者数は同じですが、件数は3件増え、当事者は10名増え、けが人は3名増加しているとのこと。特に水難事故は、水泳だけではなく、釣りやキャンプなど洋服を着たまま水に入り、溺れることが少なくないと思ひます。その中で、ライフジャケットを着装していたらと

考えると、浮輪では命を守ることは難しいと言わざるを得ません。小中学校の水泳の授業の中で、服を着ての水泳法やライフジャケット着用の重要性を知ってもらうことは大切だと考えます。親子での夏休みの過ごし方の注意点として、海や川での事故についてのお話はされているとは思いますが、市として子供たちの安全を守る上でのお考えを伺います。

3点目です。交通弱者（買物難民）をなくすためということです。市内の循環バスは交通弱者対策として一定の効果は上げていると思われませんが、まだ地域の中で「運転免許を返上したいが、通院や買物の不便さを考えると返上できない」という声を多数聞かれます。市内の店舗でも車での移動販売や自宅まで週に何便か来る共同購入システムなどもあり、まだまだ周知されていないのかもしれませんが、買物難民を救う手だては幾つかできていると思います。しかしながら、いずれも決定打とはならないのが実情かと思われまます。市として次の手段に打って出るときだと思います。東京池袋のあの高齢ドライバーによる悲惨な事故が本市で起こらないためにも、また市内のタクシー業者は他県からのビジネスマンや観光客の激減に限界との声も聞いております。デマンド（乗合タクシー）やサブスク定額制度のタクシーの導入を考えるチャンスと捉えるべきではないでしょうか。市としてのお考えを伺います。

4点目です。長引くコロナ感染症拡大での疲弊する市民への救済策の行方についてです。

（1）長引くコロナ禍の中、活力の低下した市内商店街の商店や飲食店への支援体制はどのようなのでしょうか。また、本当に困っているところに支援は届いているのでしょうか。そして、相談窓口寄せられている声は吸い上げられているのでしょうか。このことについてお伺いいたします。

（2）全国では昨年3月から行われている国に

よる特例貸付制度の申込みが250万件を超えているとのこと。日本の母子世帯の就業率は8割を優に超え、OECD加盟国で3番目に高いと言われております。それにもかかわらず、貧困状態にある独り親の割合も2番目に高いと言われております。本市においても長引くコロナ禍による子育て世帯の減収の状況はどのようなのでしょうか。関係各位の相談体制は整っているのでしょうか。また、今後の支援の方向性についてもお伺いしたいと思います。

5番です。新庄まつりを終えてということですので。昨年度は中止となった新庄まつり、今年度は小規模ではありましたが開催できたことは、ひとえに関係各位の御協力のたまものと思っております。まずは開催できたことを喜びたいと思っております。ありがとうございました。

露店の中止やその他、山車運行の縮小など、8月20日時点では本市は感染拡大とは言えないものの、病床の切迫は日を追うごとに強まり、市民の不安を少しでも減らすためにも、まつりの開催方法としてはぎりぎりの決断だったと考えます。まずは開催までの経緯と次年度に向けた課題等あればお聞かせください。

6番目になります。本市の工業団地の今後についてです。現在、市内に2か所ある工業団地は、残すところ1区画となって久しいのですが、現在の状況をお聞きします。全体で何社あり、何名の方が働いておいででしょうか。

7番、市内の施設の課題についてです。今年度当初案より市立中部保育所の建て替えの計画が策定されております。大変老朽化が著しく、不具合が多いと聞いておりますので、早い時期にという市民からの声もあります。スピード感をもって計画を早めてほしいと思っております。保育施設としては泉田保育所も同じように老朽化が深刻ですし、民間立とはいえ認定こども園の施設も同様に不具合が、利用されているお子さんの保護者の方々からも改善してほしいとい

う声もいただいております。また、日新地区の学童も老朽化がひどく、定員数もマックスの90名とのこと。保育の無償化により保育ニーズが高まっているものの、実情は待機児童数などを考えてもかけ離れていると言わざるを得ません。働く親御さんにとって、なくてはならないこのような施設です。現状ではどうなのかをお尋ねいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、庄司市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、市民の暮らしを守る次世代エネルギー供給企業と連携協定を結び、非常用の電源とすることの可能性についての御質問でございますが、議員御承知のとおり、本市の中核工業団地で操業している木質バイオマス発電所は、平成30年12月から稼働し、電力の安定供給、森林の再生と保全、林業の活性化や雇用創出、そしてカーボンニュートラルによるクリーンエネルギーの供給など、ふるさとの循環型社会づくりに寄与しております。

御質問でございます発電所からの電力を非常用の電源として災害時に活用されてはいかがとのことでございますが、この施設で発電された電力は高圧の送電線を経由して電力会社に送られることから、非常用の電源として活用するには電力会社の認可や送電するための新たな機器や設備の整備が必要であり、多くの課題があると考えております。

災害時に停電が発生した場合の電源の確保につきましては、災害時の協力に関する協定をエネルギー事業者である東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターと締結しており、この協定に基づき、電力確保の協力を要請し、優先順位を見極めながら医療機関や避難所等におけ

る電源確保と復旧作業を優先的に行っていくこととなっております。

また、自助の取組として、自主防災組織等の立ち上げに際し、自主防災組織等育成事業費補助金を活用していただき、発電機の購入を行うことで、身近な場所で電源を確保することができるよう進めております。

御質問いただきました災害時の電源確保につきましては、市でも危惧しているところがございますので、町内会あるいは一般家庭の電源確保の支援策を考えてまいります。

今回御提案いただきました発電事業者との協定につきましては、さきに申し上げたような課題もございますので、事業者と情報交換を行いながら非常時の活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、夏休み期間の子供の水難事故については教育長より答弁しますので、よろしく願いいたします。

次に、交通弱者をなくすための御質問でございますが、まず市営バスまちなか循環線については、通勤や通学に合わせたダイヤ改正、満70歳以上の方と高校生の使用料を半額の100円にするなどの見直しを図り、令和2年度実績で4,841名の利用があり、令和元年度と比較して1.8倍の増と、効果が出始めていると感じております。

一方で、議員がおっしゃるとおり、通院や買物の不便さを感じている方もいらっしゃる認識しております。本市では高齢者が年々増加し、交通弱者が増加傾向にあります。また、免許返納者も増加傾向にあり、これまで自家用車での移動が中心だった市民の方が公共交通を利用できるように支援を行う必要があると考えております。

こうしたことから、現在、市内におけるバス、鉄道不在地域に向けたデマンド型乗合タクシーの導入について検討しております。デマンド型

乗合タクシーは、タクシー事業者が保有するタクシー車両を活用し、自動車の定員内で予約した方を乗り合いで目的地まで輸送する事業になります。そのため、今後もタクシー事業者を含めた関係機関と連携し、該当地区の住民の方からの御意見をお聞きしながらデマンド型乗合タクシーを導入できるよう検討してまいります。

次に、長引くコロナ感染症拡大で疲弊する市民への救済策の行方についての御質問であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者への支援につきまして、令和2年度より継続して実施しております。新庄市やまがたGo To Eatキャンペーン登録事業者応援給付金事業に加え、6月議会で御可決いただいた新庄市新型コロナウイルス感染拡大影響事業者緊急支援給付金事業を実施し、市内事業者の事業継続を図るため、市独自の経済対策を展開してまいりました。また、資金繰りに苦慮している事業者への支援策として、事業者が融資を受ける際、信用保証協会より通常の保証枠とは別枠で保証が受けられるセーフティネット貸付に必要な認定を市で行っております。

これまで地域の経済情勢を把握し、関係機関と連携しながら支援体制を構築してきたところでありますが、それでも事業継続に苦慮している業界や給付金の対象とならなかった業種からの要望などを伺っております。そうした声を真摯に受け止め、今後の経済対策の事業構築に生かしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、子育て世帯の収入の状況につきましては、状況を把握することは難しいところがございますが、昨年度実施した新型コロナウイルス感染症関連の給付金支給事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したと申出があった独り親世帯は106世帯であり、対象となった348世帯の30%となっております。

なお、保育施設等を利用している世帯については、例年9月に10月分の利用者負担額を前年の収入によって算定しておりますが、目立った減収の傾向は見られないところであります。

また、相談の状況についてであります。昨年度、子育て推進課に寄せられた相談では、新型コロナウイルス関連の相談件数が特に多いということはありませんでした。その他、子供の進学などに伴う経済的な相談があり、県の母子父子寡婦福祉資金制度のほか、社会福祉協議会の貸付金や奨学金についての情報を提供しております。昨年度より新型コロナウイルス感染症対策として、各種手当の現況届や医療証の更新時の窓口の混雑を避けるため、郵送による提出をお願いしていることから、窓口で直接相談を受ける機会は減っておりますが、県のひとり親家庭応援センターやハローワークの相談事業の案内を同封し、相談事業についての周知を図っているところであります。

今後の経済的支援に関しましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、収入が減少した生活困窮世帯に対し、市独自で応援金を支給する生活子育て応援臨時特別給付金支給事業に係る予算につきまして、9月補正予算に計上しておりますので、子育て世帯への支援につながるものと考えております。

今後とも関係機関との連携を図るとともに、市民に寄り添い、きめ細かな相談体制など、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、新庄まつりを終えてからの今後のイベントの開催についての御質問であります。今期定例会初日においてこのたびの新庄まつりの行政報告をさせていただいたところであり、コロナ禍での新庄まつりはほとんどの行事が中止もしくは大幅に縮小された内容でありましたが、3日間、天候も何とか持ちこたえ、通常より短い時間でありましたが、神輿渡御行列や山車自主運行が実施されたことは喜ばしく思っており

ます。期間中、事故もなく、無事に終えることができましたこと、改めて御協力いただいた関係各位に感謝申し上げます。

さて、新庄まつりが終わり、秋から冬にかけて、新庄市内はもとより、最上地域圏内でも様々なイベントが控えている時期になってきますが、例年であれば既に準備をし、周知のための広報期間に入っているところではありますが、現在新型コロナウイルス感染症が県内で猛威を振るい、県でも感染症拡大防止特別集中期間の設定がなされており、今後のイベントの開催可否が注目されております。

市におきましても、これから秋に向けて新庄味覚まつりや新庄そばまつりなど食にまつわるイベントを例年実施しておりますが、現在の感染者の発生状況から開催に関しては厳しい面もございます。各イベントの今後の開催については、中止か延期か縮小か、どうすれば実施できるか、翌年につなげるためにはどうしたらいいかなど、現在それぞれの実行委員会が関係機関と協議により検討しているところでもあります。

現在、山形県内において開催するイベントなどについては、県のイベントなどの開催に関する基本方針に準拠し、大規模イベント開催に伴う事前相談表を提出して相談することになっておりますが、実施の判断は実施主体がすることとなります。また、イベントの開催については、実施主体側は感染対策を十分に検討して準備をしていかなければなりません。コロナ禍では行事内容の大小にかかわらず催事を見極め、可能な限りの対策を考えることは来年以降にもつながる前向きな決断ができるものと思いますので、今後とも御理解と御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、本日も施設において9名の感染者がいるということで、今後行われる事業については現状としては全て中止という方向を考えているところでもあります。

次に、本市の工業団地の今後についての御質問にお答えします。

本市の工業団地については、新庄中核工業団地と新庄横根山工業団地がありますが、新庄横根山工業団地については平成2年に分譲完了、新庄中核工業団地についても議員御指摘のとおり令和2年3月より1区画を残すのみとなっております。

本市の大きな課題でありますさらなる魅力ある雇用の場の創出による若者の地元定着の一助とするためにも、工業用地については今後も必要なものであると認識しております。新たな区画の増設や工業団地の造成については多額の費用を要しますので、社会経済情勢の変化に伴う土地需要動向を見極めながら庁内や関係機関と協議し、検討していきたいと考えております。あわせて、市の遊休地や民有地の活用も想定しながら工業用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、横根山工業団地にある大規模企業におきましては、隣地を購入し、工場の拡大を進めるといった報告をいただいているところであります。

続いて、市内の民間立保育施設の維持管理などの状況と課題についてお答えいたします。

現在、公立を除く市内の民間立保育施設は19施設となっております。民間立保育施設等の老朽化に伴う施設の修繕等については、これまでそれぞれの施設において対応していただいております。このうち公立保育所から民間移管した施設は2施設あり、移管する前にいずれの施設においても民営化するに当たって大規模な施設改修工事を行っております。しかしながら、全体的な施設の老朽化が著しく、対応が困難であるとお話も伺っているところです。市内の保育施設に通う全ての児童の安全性の確保や保育環境の向上を図ることは、民間立、公立を問わず必要であると考えますので、民間立の施設整

備等に対する支援に関しましてはそれぞれの状況を把握しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、水難事故防止に向けた体験を通じた安全教育についての御質問にお答えいたします。

学校によっては例年プールの授業の中で衣服を着て水に入る着衣水泳を通して安全教育を行っております。着ている服やビニール袋を使った浮袋の作り方、ペットボトルを使って浮く体験を行っております。低学年の子供たちには服を着たままでは水中で動きにくいことを体験させています。また、学校行事で訪れた神室少年自然の家の活動の中でライフジャケットの使い方について指導を受けたり、実際に着用して川遊び体験を行ったりしている市内の学校もあります。中学校では、保健体育の授業の中で心肺蘇生法やAEDの使い方の講習を通して安全や命を守る教育を行っております。また、夏休み前には休業中の過ごし方の中で水難事故防止に向けた指導を児童生徒に行っており、保護者にもプリントを通してお知らせをしています。

昨年度来、コロナウイルス感染症対策のために、プール授業についても時間を制限しての実施や、できない実技がありました。今後は、感染対策を万全にしながら実体験を通じた安全教育、命を守る教育が行えるように、その重要性を学校に指導してまいります。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。再度質問させていただきます。

1番の暮らしを守るということで、木質バイオマスのお話をしたんですけれども、現実的に一般企業との連携協定となれば幾つか高いハー

ドルはあると思います。しかし、本市のSDGsの取組として、本市の未来のために努力することで、市民にもクリーンエネルギーに対する取組に前向きな新庄市ということで若い方々の支持も得られると思うのですが、この点について再度質問させていただきたいと思います。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 議員がおっしゃるとおり、地域の再生可能エネルギー、クリーンエネルギーの導入に関しましては、市としても積極的にに関わり、また企業の動きとかPRにも参画していきたいと考えております。新庄市において環境基本計画を策定したところでもございますけれども、そちらに同様の取組について計画しているところであり、これに沿った進め方をこの先考えていきたいと考えております。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 前向きなお話をいただきまして、ありがとうございます。

2番目の学校の夏休みの水難事故についてですけれども、ライフジャケット着用の重要性を説くような内容についてはあるのでしょうか、再度質問させてください。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 安全教育については様々な学校教育の中でしておりますが、ライフジャケットということにつきましては校外の施設を使った活動の中での体験が多いのかと思っております。教育課程の中で校内での活動等があればそういう体験もできる場所がございますが、現時点ではそういう形での指導となっております。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも、9年間、義

務教育期間あるので、一度ぐらいはライフジャケットを着用した感じとかそういうのを教えていただけたら、きっと何か困った、パニックになったときに冷静になれるのではないかと。先ほどの教育長のお話の中でいろいろなビニール袋を使ってとかそういうお話も聞いておりますけれども、やはりライフジャケットが一番安全だと思うので、その点について検討していただきたいと思っております。次に移ります。

交通弱者についてです。駅近くのタクシー会社の駐車場前の除雪用重機にメッセージが掲げられていることを御存じでしょうか。「にこにこタクシー、本日も頑張っています」という手書きの文字に事の深刻さが伝わってきます。このような企業の努力も万策尽きているふうに捉えられなくもないなと私自身、心が痛む思いで見させていただきました。

再度お聞きいたします。施策として一日でも早く取り組んでいただきたいと考えております。担当課としてのお考えを再度お尋ねいたします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 今、タクシー会社のそういったメッセージ、お聞かせいただきました。

先ほど市長の答弁の中にありましたように、現在我々はデマンド型乗合タクシーの導入をしたいということで、いろいろなことでタクシー会社と何度も話をしながら計画を進めているところでございます。その方向性につきましても、ある程度タクシー会社と話をした中で、こんな形だったら新庄でできるのではないかとということをもとめてきておりますので、議員の皆様にも方向性、そして計画なんかもお知らせしたいと思っております。タクシー会社でもそうした我々が目指す乗合型のデマンドタクシーを利用して、何とか地域もタクシー会社も元気になればいいのかなと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 今のお話を聞きまして、力づけていただいたような気がします。どうかよろしく願いいたします。

コロナ禍で疲弊する市民への救済策の行方について再度質問させていただきます。

他県からの来客の減少により店舗の経営が深刻であると聞いております。今後の支援体制はどのように進めようとお考えなのでしょうか、再度お尋ねいたします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいま店舗の経営が深刻であるということで、観光客も来ていないということでもあります。また、新庄まつりの際も今回実行委員会では他県からの来場は御遠慮くださいという形で周知しておりました。その関係もありまして、このたびの新庄まつりの際の飲食店の営業につきましてはかなりの店舗がお休みしたと、よそからもし来られたら怖いということもございまして、そういった対応を取られたところが多かったのかなと見ております。

また、現在、県を中心に、コロナ対応をしたお店の認証制度を行っております。現在、市内の飲食店においてはなかなかその認証を取るお店が少ないということもございまして、県と一体となりながらそういった政策を進めて、だんだんとワクチン接種も進んで、動き出し始めた段階ではそういった店舗を中心に、このお店はそういう対応をしていますよということで周知を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） サポートをどうかよろしく願いいたします。

子育て世帯への支援について再度質問させて

ください。社会福祉協議会やNPO、NGO団体、子ども食堂等々との連携について、サポート体制を充実させてほしいと考えますが、この点についての方策はどのように進めていこうとお考えでしょうか、担当課としての役割について再度お尋ねいたします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 相談体制につきましてですけれども、子育て推進課の中に児童相談員2名と婦人相談兼母子・父子自立支援員1名を配置しているところです。いずれも県が主催する相談業務について、あるいは子供たちの心理について、虐待の対応についてなど様々な研修を受けての配置でございます。そうしたところの資質を向上しながら、必要な支援につなげるような対策を取ってまいりたいと思っておりますけれども、その必要な支援について、例えば現在社会福祉協議会で行っている貸付制度ですとか、その方に必要なものを御紹介できるような体制を整えていくということが一つ、それから先ほどおっしゃいました子ども食堂等の関わりですけれども、現在1施設において令和2年度から始めました学習支援を行っております。特に独り親家庭の方を対象にした学習支援ですので、生活の様子などを見守っていただきながら、子ども食堂を利用しつつ、そうした活動をしていただいているわけですが、そうした支援の必要なお子さんについてもより見守り等が強力なものになるようにこれからも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

8番(庄司里香議員) 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8番(庄司里香議員) コロナ禍で何かと孤独にさいなまれている方もたくさんいらっしゃる

と思っておりますので、ぜひとも子育ての部分では課の役割は大きいと思っております。ぜひとも支えてあげてほしいと思っております。よろしく願いいたします。

新庄まつりを終えての再度質問をさせていただきます。市民の皆さんから、まつりが開催できたことへの喜びと市の頑張りにエールの声が多数聞かれております。市民のまつりに対する情熱を無にすることなく、できることを追求し続けた商工観光課や商工会議所並びに観光協会等々の御協力に心から御礼いたします。

特に、地域の若連の皆さんの頑張りに、地域のつながりが薄れていると言われておりますが、新庄市ではそんなことはないなと思ったりしました。まつりを運営する者の一人として、歴史ある新庄まつりが末永く続くことを心よりお祈り申し上げます。また、現在市内の感染拡大が一日も早く鎮静化することを山車に飾られたアマビエの精と共にお祈りしたいと思っております。

次年度は通常開催との声もありますが、この感染拡大の状況下では言い難いことと思っております。担当課として、次年度を見据えた、今言えることとお話してください。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 庄司議員から新庄まつりについての御質問をいただきました。

私どもとしても、来年は何かか大手を振って新庄まつりを全部したいという気持ちに変わりはございません。ただ、現在の状況からすれば、それは大手を振って言える状況ではないということも御承知願いたいと思っております。

そこで、まつり実行委員会の中では、ガイドラインを作成して、状況に応じたまつりの規模を検討してございます。昨年度から検討に入りまして今年度策定したわけですが、早速、まつりが終わりましたので、これから各専門部

会等での検討がなされるということでございます。こちらによりまして、来年度の状況を見据えながら、その開催の可否、規模についても検討してまいって、来年こそは全ての行事ができるよう期待しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 来年は通常開催したいと心から思っております、私も。

工業団地のことについて再質問をさせていただきます。1区画ではとても企業の要望に応えられないと思ったりします。ぜひとも新しい工業団地の新設をと考えますが、その可能性についてはなかなか難しいものだと思っております。今ある区画を増設ということは考えられないのでしょうか、その点について再度質問させていただきます。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいま工業団地の区画についての御質問をいただきました。議員おっしゃるとおり、現在中核工業団地は1区画を残すだけになっております。各企業の要望等に応えるためには用地の確保が必要だと原課としても認識しているところでございます。

その用地の在り方について、庁内の工業用地の検討委員会の中で検討を重ねて、今後どういった形でしていくのがよろしいのかということも検討しながら進めていくべきだろうと考えてございます。団地の造成につきましては多額の事業費がかかりますので、まずは経費がかからないところから進められないかという検討と、経費をかけても団地をどれぐらいまで広げられるのかということも併せながら検討していくべきだろうと考えてございます。よろしくお願ひします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） もちろん新しい区画も大切だと思うんですけども、今ある企業と学卒などの働き口を求めている方々との橋渡しも大切な役割だと思いますので、優良な企業もたくさんありますので、ぜひともその点についても御尽力くださいますよう重ねてお願ひいたします。次に移ります。

市内の施設の課題についてです。

放課後児童クラブなども含めた件数や担当する保育所数などについてはどうでしょうか。待機児童数についてもお知らせください。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 まず待機児童数についてということでございますけれども、9月1日現在の保育所に関する待機児童数ですけれども、7名の方が保留となっているところでございます。放課後児童クラブにつきましては、公立の放課後児童クラブ4所ございますが、合わせまして5名となっているところでございます。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 先ほど話したように、建物の老朽化についての相談などがあるのかということをお尋ねしたいのですけれども、それにも増して、本市では施設の管理計画を立てていらっしゃると思います。民間立の施設に通うお子さんたちも市の子供なので、ぜひとも施設の管理の点で問題が起こらないように配慮してほしいと考えております。その点について今後のお考えをお聞かせください。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長

西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 民間立の保育施設についてでございますけれども、このたび公立の保育所の整備計画を立てるに当たりまして、施設長との意見交換会を行ったところでした。そのときに各施設の状況ですとか今後の予定などをお聞きしたところでございますが、その中で今すぐにも建て替えたい園ですとか、今後の見通しによって定員を減少させて整備していきたいと、また将来的には建て替えを考えているといったような幾つかの園の方からの御意見などは頂戴しているところでございました。

これまで市としては公立保育所も老朽化しているということで、民間立の皆様のところには修繕に関して、また建て替えに関して、修繕費、補助費などはしてこなかったのが現状でございますが、やはり子供たちの保育環境を考えますと民間立も公立の保育所に通う子供たちも全て同じと。その環境の向上を高めていくために、今後よりよい保育環境のために、施設整備については国の整備補助金がございますので、そういったところもどこまで活用できるかということを検討しながら、前向きに検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 前向きなお話をいただきましたまして、ありがとうございます。子供たちの未来も明るくないかと少し思ったりしました。

最後になりますが、コロナ感染症も長くなって出口が見えない状況にも思えます。私も2回目のワクチン接種を終えました。会場ではたくさんの方々のスタッフの方々の献身的で親切な様子に、接種を受けた方々から「安心した。受けていない人にもよかったと伝えたい」と言っている方が多くいらっしゃいました。接種が若い方にも

進んでほしいと思いました。また、アレルギーやその他の疾患で受けられない方々への誹謗中傷についても注意すべきだと思います。

いずれにしても、コロナウイルスとの闘いはまだ続くと思います。これからも市の果たす役割は大きいと思いますので、人類がコロナに打ち勝つその日まで、共に頑張りましょう。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時53分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

石川正志議員の質問

高橋富美子議長 次に、石川正志さん。

（14番石川正志議員登壇）

14番（石川正志議員） 起新の会の石川正志でございます。一般質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは通告書に沿いまして質問いたします。

初めに、ふるさと納税制度の今後の展開についてというところでございます。

新聞などの報道で、コロナ禍の巣籠もり需要によって全国的に各自治体はふるさと納税の実績を大きく伸ばしていることが知らされております。新庄市においても、新庄産はえぬきなど米の返礼品を中心に大きな伸びを示しております。返礼品に関わる事業者の努力のたまものと言えるのではないかと思います。

一方、行政において、返礼品の割合など制度変更による対応を迫られるなど苦勞されている

と推察いたします。しかしながら、まだまだふるさと納税制度を生かし切れていないのではないかとといった市民の声もあることから、今後の展開について市長の考えを伺います。

まず1点目ですが、寄附金の額は予算書並びに補正予算等で広く周知されておりますが、寄附者の数はどのようになっているのかお知らせください。令和2年度の実績で結構でございます。寄附者の傾向など、行政機関でしか知り得ない情報等を把握していくことは今後事業を展開していく上で重要と思われま。あわせて、年度をまたいだリピーターの数もお知らせください。

次に、2点目ですが、寄附者に返礼品をお届けする際、新庄市をアピールする宣伝等どのような方法を取っておられるのか伺います。

ふるさと納税に関し最後の質問になりますが、先月、新聞社の社説で「国はふるさと納税制度を見直すべき」といった記事を拝見いたしました。私見になりますが、ふるさと納税制度を大きく見直すのであれば、まずは交付税をはじめ基礎自治体への支援を見直すのが先ではないかと考えております、若干道筋がそれでしたが。

新庄市においてはこれまでのふるさと納税の取組によってデータなど経験に基づくノウハウが蓄積されていると思います。これらを活用しながら農業をはじめ地場産業との結びつきをさらに強化する必要があると考えられますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、市職員採用方法についてです。

少子化及び人口減少社会を背景に、民間並びに行政機関においては次世代を担っていく人材の確保が大きな課題であり、今後も加速していくであろうと推察されます。

新庄市はこれまでも職員の定数管理計画に沿った職員の採用を行い、市民に行政サービスの提供を行ってきました。一般的に地方公務員を目指す若者の多くは、県及び市町村といった複

数の採用試験を受験いたします。そして、試験の結果によってどこに勤めるのか決定していると思います。1次試験、2次試験を通して僅かな期間の中で人を見極めていくといった作業は非常に困難であると思います。しかし、本当に新庄市や市民の役に立ちたいといった情熱を持った人を採用していく必要があるのではないのでしょうか。そこで、現行の採用試験の在り方、これからの採用試験の在り方について議論したいと思います。

まず1点目になりますが、過去3年間、試験に合格したのに辞退された方は何人おられたのかお伺いいたします。

次に、コロナ禍以前は民間の引き合いが強く、上級建築または土木といった技術職がなかなか新庄市を選んでいただけない状況にあると聞いております。市が望む職員の確保については最近どうなのかお伺いいたします。

職員採用についての最後の質問になりますが、知識偏重から個人の応用力を重視した選抜方式への移行について質問します。

最近、教育の分野で探究型教育が実践されつつあり、自ら学ぶ姿勢、いわゆる能動的に学習していく方法が注目されております。職員が諸課題に直面したとき、市民をはじめ同僚職員あるいは先輩方とコミュニケーションを図りながら問題を解決していくことが重要になってくると思われま。市長の考えをお伺いいたします。よろしくと願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度についての御質問ですが、本市ふるさと納税の令和2年度実績につきましては、寄附額約15億4,000万円、寄附件数は約14万4,000件、寄附者数については約9

万6,000人となっております。

今年の7月末時点では昨年度の寄附者のうち約1万3,000人、率にして13%の方が今年度も本市に寄附していただいております。

本市のふるさと納税ではインターネットを利用した寄附と寄附申込書による寄附があります。寄附申込書による募集につきましては、返礼品や事業者の紹介を盛り込んだパンフレットを作成し、寄附実績のある方へ定期的に発送しているほか、年賀状や暑中見舞いをお送りするなど、寄附者との関係性の構築に努めております。また、インターネットによる募集につきましては、ふるさと納税のポータルサイトを經由することから、返礼品の写真や説明文の充実を図ることにより魅力を高め、サイトの閲覧数の向上に努めております。さらに、各ポータルサイトが独自に展開する米や牛肉、自治体紹介などの特集ページの掲載により本市の情報を発信しております。このように、返礼品や事業者、市の紹介の掲載などを通して本市の魅力を全国にアピールしております。

ふるさと納税制度につきましては、地方で生まれ育ち、現在は都会に住んでいる方が抱えるふるさとへの恩返しという思いを形にする制度として2008年に始まりました。総務省の発表によりますと令和2年度の全国での寄附実績は、寄附件数で約3,488万件、寄附額では6,724億円となっており、ふるさと納税制度の認知拡大に伴い、利用者は年々増加しております。

一方、都市部ではふるさと納税による控除額の増加により税収の減少傾向が見られ、寄附を募集する自治体間でも寄附額の差が開いていることなどから、ふるさと納税制度の是正を求める声も出てきています。

こうした状況の中で、本市では定期的なふるさと納税の現状や返礼品などに関する事業者向けの説明会を行い、市内事業者の協力を得て返礼品の掲載を行っております。今後も事業者と

連携を図りながら、ふるさと納税制度により市内事業者と寄附者との結びつきが強まるようPRに努めていきたいと考えております。

このたび菅総理が辞められるということ、ふるさと納税の発案者がトップにいなくなるということで、周りから責められるのかなということに危惧しているところではありますが、本来、本当に中央に送り出しているのは田舎の皆さんでありますので、この制度の趣旨を田舎の我々が大きく声を出していかなければならないと思っているところでもあります。

次に、市職員の採用方法についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、人口減少と高齢化が進んで混迷の度合いが増した今だからこそ、地域を持続可能にする未来への投資の重要性が高まっており、多様化する行政課題に的確に対応していくことができる優れた人材を確保していく必要があると考えております。

職員採用試験につきましては、現在、前期と後期の2回に分けて実施しており、7月から8月にかけて実施する上級職試験を前期試験、9月から10月にかけて実施する初級職、保健師などの資格職、社会人経験者の試験を後期試験と位置づけております。それぞれ1次試験と2次試験があり、1次試験は教養試験、専門試験、職場適応性検査、2次試験は個別面接試験、集団討論、作文試験の3つの試験を取り入れているところでもあります。

過去3年間で合格した人のうち採用に至らなかった人数についての御質問ですが、平成30年度から令和2年度までの3年間で、採用内定の通知を行った人のうち辞退した人は7名で、この間の採用は合計27名であります。

また、技術職の採用につきましては、全国的にどの自治体も苦慮しているところであり、本市におきましても喫緊の課題であると認識しておりますので、昨年度は前期・後期試験に加え

て12月に社会人経験のある土木職の募集を行いました。応募はございませんでした。今年度につきましては既に前期試験の結果が出ており、上級土木の採用が見込まれるとともに、今月実施する後期試験におきましても、初級土木、初級建築、社会人経験のある土木職とも募集している職種それぞれに応募があり、複数の技術職を採用できるものと見込んでおります。

採用試験に当たっては、議員おっしゃるとおり、受験者の意欲やコミュニケーション能力はもちろんのこと、ストレス耐性や、何よりも隣で一緒に仕事をしたい人物かどうかなど人物面を重視しているところであり、今年度につきましてはこれまでの手法で実施していく考えですが、今後につきましては他の自治体や民間企業での取組の中で参考となるものがあれば積極的に取り入れるなど、公平性を確保した上で新たな手法などについて常に検討を重ねながら、未来を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 分かりました。市長答弁でほぼ納得しているんでございますが、ふるさと納税制度で令和2年度の実績が14万件、寄附者数で大体9万、ほぼ10万人。13%ということで市長答弁にありましたが、1万3,000人が年度をまたいでリピートされていると。

ふるさと納税制度は、新聞社の社説で「官製通販」とやゆする方もおりますが、新庄市にとっては、今回の補正等にもございますが、まちづくり応援基金に積立てをすると、非常にありがたい財源の一つであるという側面があるので。

もう一つは、私が何を言いたいかということ、1万3,000人のリピーターをこのままにしておくのは非常にもったいない。世間話になりますが、1回通販をネットで申込みすると欲しくない製品の御案内がほぼ毎日のように来る。そ

れでも何もしないのはもったいない。市長の答弁の中で、新庄市の物産をアピールするようなPRはこれまでも行ってきていると。私は、できれば、1万3,000人の方がおられるわけですから、できれば新庄のファンクラブをつくっていかなくてはいけないのかなと。そのような観点から、新庄市が他の自治体に自慢できる、例えば移住政策であれば若者等への住宅支援であるとか、市の定住人口を確保する上で様々な施策を展開している、あとはまつりと雪のふるさと新庄市、長年のキャッチフレーズ、新庄市を紹介してきたところ、新庄市自体の宣伝も私は盛り込むべきではないのかなと思いますが、その辺の考え方、お知らせいただければと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 ふるさと納税につきましては、昨年当初予算で2億円という目標を立てて7倍以上の寄附を頂いたということで、急激に、昨年4月に専決させていただきましたけれども、本当に驚くような伸びだったと思います。

そのときから考えていたのが、多くの方が初めて新庄のふるさと納税返礼品を目にして寄附をしていただいたと、この方々に今年度もぜひ寄附をしていただくということが大事だろうと、そのようなことも考えていますということを議会でお話しさせていただいたと思います。

それで、この13%というのは7月現在ですので、これから8月9月、また新米の時期とか合わせて、昨年初めて新庄にしてくれた方が続々とリピートしていただけるように、今は13%ですが、そういう願いを持っています。それに併せて新しい方も今年していただいて、来年度につながればどんどん広がるのかなと思っております。1万3,000人という数字を考えてみますと新庄市の今の人口の約4割弱ということで、それだけの、新庄市の4割弱の方が7月現在寄

附してくださっているわけです。複数回の寄附をしてくださっていますので、その方たちに石川議員が言うように市の魅力を訴えないというのはもったいないと思っています。その寄附者全体の年齢構成とか独身とかいろいろことが分かればターゲット的に移住定住の情報を出したりすることも可能かと思われま

す。ただ、件数も多いですので、我々は今までアナログ的な、市の情報はさっき言いましたように年賀状とかパンフレットと言っていますが、今年もLINEとか始めましたけれども、これだけの広がりを見せてくるとこれから考えていかなければいけないのはメールマガジンとかSNS、ウェブ広告、先ほども出ましたけれども、そういったデジタル時代に合った市の魅力の発信というのを考えていかなければならないかなということをおもっています。まだ研究段階というか、市のホームページのリニューアル等も今しているところですが、そういったこれだけの広がりを見せた中で市の魅力の伝え方の手法も考えていければいいかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 実際、課長が在任しているうちに何とか道筋をつけていただきたいなと。我々は確実に今答弁されたことを実行されるかどうか注視するだけでございます。

あと、ふるさと納税に関しては2つほど質問させていただきたいと思いますが、返礼品、米が中心とはいえ、米も2キロから10キロまであるのかな、その他いろいろなものがある中で、返礼品のパッケージ自体、各社企業努力されている中で、一生懸命工夫を凝らして、できるだけ見栄えのいいものと思っておりますが、件数で先ほど市長答弁にあったように14万件ですね。14万回発送できるわけです。例えばパッケージ

を統一するなど、大変な仕事になりますけれども、できれば、これはどこから来たんだろう、ぱっと開けたときに、先ほども申し上げたように、まつりと雪のふるさと新庄市でございますので、その辺ぱっと見て、これは新庄市からの返礼品だなと分かるようなパッケージの工夫も私は必要なのかなと思っておりますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 まずリピーター、先ほどもありましたように、新庄のものをいいものだと感じて繰り返し申し込んでくださっているんだろうなということを思います。そうしたことから、そういう繰り返しして下さっている方に新庄市からの思いというのを伝えられればいいのだろうなと思っています。

ただ、市でシールを作成して統一的なというの、想像すると壮観、いいイメージも非常にあるんですけど、中には、ふるさと納税をしているということをそれほど、もらう分にはうれしいですけど、しているということをあまり知られたくないという方もいるというお話も聞くので、現時点で我々として考えるのは、中を開けたときにメッセージがある、そういったほうが一番いいのかなと。あとは、ふるさと納税が仮になくなったとしても、今梱包とかに企業が工夫を凝らしているとおっしゃいましたが、その工夫をするということも続けていってほしいんです。行政としては、企業が創意工夫をするということ。そういったことから、現時点では中を開けたときにメッセージが届いているという形が、商品と一緒にメッセージを受け取れるというのがいいのかなと思っています。

参考までに、企業はどういったものを入れているのかなということで、サンプルをもらったんですけど、これは革細工を作っている会

社、たまたま頂けたので見たんですけれども、この中に「人の手の温かさ、山形県新庄に工場を持つ弊社では」ということから始まって「雪国山形の女性職人が一つ一つ丁寧に作り上げました」という形でメッセージが入って、「どうぞ山形県新庄市を、また私たちのところにお願ひします」というのがあるので、こういった形の企業努力と我々のPRをうまく結びつけていけば、先ほど石川議員が言ったように行政と産業との結びつきの深まりになるのかなと思っておりますので、そんなことを考えていければいいかなと。

事業者とは年に数回、事業説明会とかやっていますので、それぞれの事業者のよいところなんかも紹介したりしながら、そういったことをやっていければいいかなと思っております。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 次に質問しようかなと思つたことまで答弁してしまったようですが。

やはり一番大事なものは、先ほど申し上げたように寄附額の4割は新庄市が留保できる部分があつて、それが一つ重要な財源になっていると。それからもう一つは、課長がおっしゃいましたように、地元の企業が活性化しないとふるさと納税を十分に活用したと言ひ切れないんですね。パンフレットを今見せていただきましたが、そこはうちの会派が視察する上で商工観光課の導きで会社訪問をさせていただきました。最終的に地場産業が活性化してこそ効果が出てくるということで、商工観光課長、何か下を向いておられますが、具体的な道筋も既に、制度が存続する限り動き出さないと遅いんじゃないかなと思つておりますが、現時点でお考え何かあれば。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 現時点での考えということで御質問いただきました。

現在、商工観光課でも、ふるさと応援隊の方、会員約5,000名いるわけなんですけれども、昨年度も新年の交流会ができずに終わったということから、新庄市内の宣伝をしたいということで、企業のコラボ商品等のパッケージといたしますか、チラシを入れまして、その募集、それから総合政策課でやっているふるさと納税のパンフレットの送付、それから情報紙に併せて様々な宣伝をしているということでございます。また、そういった企業とのコラボ商品があれば商工観光課に出していただいて、それをまた応援隊の方にフィードバックすると。そのフィードバックされた応援隊の方についてはまた納税もリピートをしていただいたりということもございます。毎年、「今年もしたからね」というお声もたくさんいただいているところでございますので、そういった声に応じるためにも今後とも企業とのコラボ商品等の宣伝もしていければと考えてございます。よろしくお願ひします。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 新庄市の一番大きなものは米をはじめ農産物であると。残念ながら今年春先のひょう害によって、サクランボ、市長がおわびする事態になった。私も非常に心が痛んでおります。それを楽しみしておられた寄附者の皆さんもと思いますが、商工観光課長が発言したので、これは農林課長が自分の考えを示さないと示しがつかないのかなと思つております。米をはじめ今年コロナで大変な、今、状態が悪いのかなと思つても、その辺、ふるさと納税が未来永劫続く制度とは言えませんが、そこら辺、PRの一つとして、私は新庄市の農業活性化においては非常に有効な政策の一つだと思つておりますが、農林課長、今後の展開として、新庄市の農業を切り開くという観点で今現在のお考えがあればお伺ひいたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ふるさと納税に関する御質問の中で農林に関する御質問をいただきましたけれども、サクランボに関しましては本当に、令和2年度は392件ということで、大変好評で、傷がついたものでも結構なんで何とか送っていただけないかなという御要望もございましたけれども、残念ながらこのたびは全量対応できないということでお断りせざるを得ないという状況でございました。

また、石川議員おっしゃいますように、この流れがずっと続くためには地場のサクランボが今後も継続して生産されていかなければならないということから、9月補正でもお願いをしておりますけれども、持続可能な形での支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) ふるさと納税制度を最終的に変更するかどうするかは国の判断に委ねられるんですが、市長の答弁にあったように、今の総理大臣が総務大臣のときに、ふるさとを思う一心でやられた制度、官製通販とか言われる方もいらっしゃいますが、我々新庄市にとっては非常にありがたい。存続を願いつつ、次の問題に移ります。

今年度に限り上級の建築土木がもしかしたら来ていただけるかもしれないというような市長答弁でした。やはりなかなか民間の引き合いが強いのかなと思いますが、一定程度、例えば市の公共事業を発注する際でも、その見積りでいいのか、あるいは手を挙げられた方が実行可能なのかという判断をする上でも、ある程度見識を持った職員を配置しておかないと今後支障を来すのかなと思います。なかなか手を挙げていただけないというときに、総務課の中では、当然都市整備課と協議が必要かと思いますが、来

ていただいている人をどうするのかという一つの観点もあろうかと思いますが、現時点でのお考えであれば、例えば自ら来ていただいた方を育てていくんだとか、そういう具体的な考えがあればお伺ひいたします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 技術職の確保についてという御質問でよろしいですか。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) すいません、質問が明確じゃなくて。

求人をするものの、なかなか採用に至らなかった技術職、その対応をどうするのか。もし採用というか、採れないときの対応をどうされるのか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 議員おっしゃるとおり、技術職というのは職員体制から見るとかなり少ない、全体的に見て少ない、なおかつ技術職については年齢が上のほうに行っているものですから、若い技術職員の確保というのが一番の急務であるという形で考えております。

確保できない場合はどうするかということですが、すけれども、職員採用ということですと、どうやって確保するかということにまずは力点を置かなければいけないだろうと。今現在も例えば関連する高校や大学、専門学校に募集要項を送るとか、またネットを通じて、就職ナビ等を通じて全国の大学にPRするとかということにはしているわけなんですけれども、しかしながら上級土木については競争率が激しくて、辞退される人も多いと。初級土木についてはこれまで受験する方もいなかったということが続きましたので、ちょっと少なくなっていると。

今後どういうふう採用していくかというこ

とになると、一步進んだ、今年も実施しているところなんですけれども、養成する学校に直接受験していただけないかとお願ひに行ったり、または技術職のOBがおりますので、一緒に行ってもらって説明会をしたり勧誘したりする、そういうことも大切になってくるだろうと。

もし上級職の確保が難しいとすれば、初級職で入っていただいて育てていくということは当然必要だと思っています。なおかつ受験機会の拡大ということで、例えば社会人枠をさらに広げる、もしくは今現在の傾向なんですけれども、山形県、宮城県、最近では新潟辺りが多くなっているんですけれども、関東圏の受験者というのがとても少なくなっているの、都会での試験というものも今後考えていかなければいけないんじゃないかなと伺っております。

確保できなかったときにどうするかとなると、今技術職がやっている業務の中で、全てその技術が必要であるということではございませんので、一般職で代わることができるところについては一般職で対応していくというのが今のやり方なんですけれども、基本的に技術職が足りませんので、まずは確保に力を入れていこうと考えております。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 分かりました。

過去3年間の辞退された方ということで、27名中7人が多分1次試験のあたりで辞退されたのかなと、恐らく県職員を選ばれたのかなと推察しますが、例えば県を目指す公務員と市を目指す公務員、同時に受ける方もいますが、本当に新庄のために働きたいということで、1次試験選抜するときに、試験のタイミングと合格発表を県職員と同じぐらいに1回やってみたらいかがですか。多分、県内13市のうちあまり例は聞いていませんが、その辺、ほかの市ではどのようなことをやっているのかお伺いします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 試験日程を県と同じくして、新庄市志望、新庄に行きたい人を絞るということのかなと思いますけれども、やってみたい気持ちもありますけれども、確実性というのも重要ですので、今現在、県職と同時期にしているというのが県内では山形市、天童市、米沢市、長井市の4市、町でもあるんですけれども、高畠町と小国町の2町が県と同じ日程でやっているんですけれども、状況を見ますと山形市以外はやはり受験者が少ないのかなと感じられます。ほとんどの受験者はやはり国や県、そして他の自治体も併願しておりますので、県と同じ日にすれば受験者は少なくなる可能性が高い。

今年度の上級行政の受験状況を見ますと、応募は42人だったんですけれども、1次試験を受けたのは35人です。1次合格者を出したのが16人なんです、2次試験を辞退した人が5人、先ほどの7人というのは内定を出したけれども辞退した人が7名ということなので、実際にその過程において辞退される方が多くいるので、なるべく応募者は多くしておきたいと考えているんです。また、受験生にとっては、新庄を好きになってもらうのは大事なんですけれども、第1志望、第2志望という形で考えておられる方が多いと思いますので、新庄市が第2志望であったとしても、門戸を少し広く開いておかないと受験者数の確保というのが今後できなくなってくるおそれがあると考えています。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 分かりました。それも私は一定の理解をしますが、例えばざくっと3年間の受験者数を見ますと年度にばらつきがあるものの、大体上級から初級、職種を問わず60人ぐらいが手を挙げられていると。平均で10人採用すると、50人は自分でやめられるか、それ

ともある程度点に達しないという方、受験者が減ることはないのかな。私は受験者が減ることはないのかなと推察します。ただ、先ほど言われたように、上級の行政ですとある程度大卒程度の基礎学力がないとついていけない部分があるというのは十分に承知しておりますが、今の現職員を私は批判するつもりは全くないんですが、これからがなじがらめというか、きちきちの職員定数計画が続いていくわけです。人口減少したとしても市民のニーズというのはどんどん広がってきているわけです。職員1人当たりの責務は非常にこれから重くなってくると。市としては市民に対する住民サービスや行政サービスを停滞させるわけにいかないんですね。だから、ちょっと試験の仕方を私は工夫していく必要があるのかなという意味で申し上げているわけでございます。

先ほど市長答弁の中で、人物、どんな人なのかということを見抜くところにポイントを置いてきたんだということでございます。言葉の切れ端、ちょっと恐縮ですけども、例えば集団で討論させる、コロナ禍にあって非常に難しい手法であると思いますが、コロナが終わってしまえば、集団で討論させて一つの答えを導き出すというのは、まさに体験学習というか、そこが目指すところでございますので、コミュニケーション能力、応用力、そこを兼ね備えた方を選んでいく、そのような具体的なお考えがあればお伺いいたします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 職員採用、人物視どうするかということですけども、今現在、先ほど答弁申し上げましたとおり、個別面接、集団討論、そして作文という形でやっているわけですけども、最近においてはコミュニケーション能力であったり、やる気であったり、意欲であったりというところを重視する方向にどこも変わっ

てきていると。そのため、その中で様々な質問に対してどれだけ思考を働かせるかとか、短い時間でどれだけ考え方をまとめられるか、またほかの人と共同して結論を導き出せるか、また話し合う過程でもリーダーシップを発揮したり様々な方がおられますので、そこら辺を見るために今現在2次試験を行っております。

ただ、今後、より人物を引き出すためにという具体的な策は今申し上げることはできませんけれども、やはり民間の手法、様々調べてはいるんですけども、なかなかこれだということも見当たらないところがございますので、なお研究して優秀な人材を確保したいと考えております。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

高橋富美子議長 次に、佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 新庄市の日本共産党と新庄市民を代表して一般質問を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症から市民の命を守るために質問いたします。

①として、全国各地で新型コロナウイルスの新規感染者数が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっています。本市でも8月6日から新規感染者が急増しております。

政府は、重症者以外は原則自宅待機としましたが、中等症という方は肺炎を起こしていると

言われています。自宅療養では家族に感染させたり、手後れになって亡くなったり、重症化したりしているのではないのでしょうか。原則自宅待機という方針の撤回を求め、病状に応じて必要な医療を全ての患者に提供するため、入院病床、医療機能のある宿泊療養施設、在宅医療体制の抜本的強化を政府や県に強く求めるべきではないのでしょうか。また、政府が責任を持って医師や看護師を確保し、全ての医療機関を対象に減収補填と財政支援に踏み切り、安心してコロナ診療に当たれるように政府に要請すべきではないのでしょうか。

市民の命を守る責任者である市長の見解を伺いたいと思います。

②として、感染拡大を止めるためには大規模なPCR検査などの検査を市が実行するべきではないのでしょうか。コロナ陽性となっても、少なくとも2日、多い方は1週間、症状が出ないと言われております。そういう方が自分に気づかないまま人に感染させている、そういうのが今全国で広がっているわけです。そういう意味で、そういう無症状の陽性者を早く発見して隔離し、人にうつさないようになるまで治療していく、これが大事な観点の一つだと思うのです。

2番目に、若者が生き生きと暮らしやすい新庄市にするために質問いたします。

①は、県はゼロ歳から2歳児の保育料について、市民税所得割の課税額9万7,000円未満の世帯まで無償化するために、国基準利用料の2分の1を交付するとしました。これは全国初めての画期的なものです。本市でもさらに支援をすれば、市の負担はどのくらいで、該当する世帯数は何世帯でしょうか。これらの方々の保育料をゼロにできれば、若者が住みやすいまちづくりのために大きく前進できると思います。本市でも支援をすべきではないのでしょうか。

②として、出産費用は平均52万円かかるとのこと。出産一時金として支給される金額は

40万4,000円だそうです。来年1月から差額を県が2分の1を給付するとしています。本市でも残りを支援して、出産費用の負担をなくしてはどうでしょうか。

③として、生理の貧困問題です。生理の貧困は、人に相談したりするのはとてもつらいです。地域女性活躍交付金や地域子どもの未来応援交付金というのがありますが、これを活用して学校や公共施設の子供トイレの個室にトイレトペーパーと同じように生理用ナプキンを設置して支援してはどうでしょうか。

3番目の質問は、米価下落対策、食糧支援制度の充実についてお伺いいたします。

①として、新型コロナの影響で米の需要が減少して在庫が増え、生産者米価が下落しています。米の概算金が昨年も下がっていましたが、さらに下がると言われ、このままでは生産者の稲作からの撤退が懸念される危機的な状況と言われております。過剰在庫を使って、コロナ禍で生活困難になった方々への食糧支援を行うべきではないのでしょうか。政府に、市民の生活を守る立場の市長として、過剰在庫を備蓄米として買い入れ、ミニマムアクセス米を減らし、米価下落の歯止めをかけるよう要請すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

②として、収入保険についてですが、農家が活用しやすいように改めるべきではないでしょうか。例えば保険金の支払い基準を収入の5年平均の9割ではなく、作物の生産費を基準にするとか、保険金の掛金の引下げを行うとか、加入対象を青色申告だけではなく白色申告も対象にして、多くの農家を救済できるようにするなど制度改正の要請が必要ではないのでしょうか。

4つ目の質問は、災害は人災です。気候変動対策を本市から、地域からということでお尋ねいたします。

①として、本市でも人間の活動による地球温暖化によって、最近、異常気象、熱波、豪雨災

害が多発しています。地表の温度は産業革命前より現在は1.1度上昇しているそうです。50年に一度の記録的な熱波が起こる頻度は現在4.8倍に増えております。今後20年以内に1.5度上昇に達し、熱波は8.6倍に増えると予想されております。1.5度以内に抑えるために、二酸化炭素を出さない再エネ100%という目標を立て、市民と共に進める必要があると思うのですが、市長の見解を伺います。

②として、市の公共施設などの電力は全て地域内の再生可能エネルギー由来の電力で賄うように変えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

③として、再生可能エネルギーと言いつつ自然環境を壊したり、人間に健康被害をもたらす可能性のある開発があちこちで提案され、住民と摩擦を起こしております。そしてまた、災害を起こす危険も出ていると言われております。そういう意味で、自然環境を守りつつ、省エネ、再エネの普及を図るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、原則自宅療養の方針の撤回、宿泊療養施設や在宅医療体制の強化を国や県に求めていくべきとの御提案ですが、政府は8月5日に重症化リスクのある中等症以上の方を原則入院対象とし、無症状や軽症の方については原則自宅療養または宿泊療養とする方針を示しております。

現在、本市におきましても、保健所から無症状や軽症と認定された方は自宅療養または宿泊療養となっているケースがあると伺っております。しかし、自宅療養中であっても症状が急変する場合や家庭内での感染拡大も懸念されます

ので、軽症者でも症状が急変した場合に直ちに入院できるよう医療体制を確保することや、安心して療養できる宿泊療養施設を確保することは非常に重要であると捉えております。

また、医療従事者の確保や医療機関への減収補填、財政支援を国に要請すべきであるとの御提案ですが、今後も市民への適切な医療サービスを提供できる体制を維持するため、国や県による財政支援や医療従事者の確保、診療報酬の拡充の検討が必要であると思われまます。適切な医療体制の確保や医療機関への財政支援などの事業はいずれも国や県が担当する業務となっておりますので、本市におきましては市長会などの機会を捉え、国や県に要望してまいりたいと考えております。

次に、PCR検査に関する御提案ですが、現在は発熱や頭痛、喉の痛み、味覚障害などの症状を発症している方が医師の診察によりPCR検査の必要性があると認められた場合、行政検査によるPCR検査が実施されております。また、検査の結果、陽性と判定された方については、保健所が本人から行動歴などを聞き取りし、濃厚接触者を特定し、行政検査によるPCR検査が実施されており、本県においては幅広く検査を実施していると伺っております。

本市におきましても、8月以降、クラスターが発生するなど感染が拡大しておりますので、保健所に対しては濃厚接触者を認定する際は可能な限り幅広くPCR検査の実施を強く要請しております。また、今後市内でさらに感染が拡大し、緊急事態宣言を発出しなければならないような状況となった場合は、無症状の方や濃厚接触者に認定されなかった方へのPCR検査の実施の要否について医師会や保健所などの関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、県が行う保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業についてお答えいたします。

本年2月、県より保育料の段階的無償化を実

施する事業案が市町村に示されました。この県の事業案に対し県内の各市町村から事前協議が不十分であるとして、県事業が統一的に、また継続的に行うことが可能な制度設計を県市長会と共に要望してきたところであります。

県ではその要望を受け、当該事業における全市町村のヒアリングを実施し、今年7月に事業名を変更した上で、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金交付要綱を制定いたしました。内容につきましては、県の交付金を国基準保育料の2分の1とし、その交付金について、国の所得階層8区分のうち推定年収470万円未満までの第3所得階層区分及び第4所得階層区分の世帯の負担を軽減するために充当することとしています。

また、県が示している計画では令和6年度までの事業となっており、それ以降は国に対し無償化の要望を行っていくとともに、事業継続を検討するとしておりますので、令和7年度以降の県事業の継続については現在のところ不透明な状況であります。

これらを踏まえ、本市における対応につきましては、第3所得階層区分、第4所得階層区分の保育料について、市の現行保育料の半額の負担軽減を行ってまいります。対象者数につきましては、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならないゼロ歳から2歳児のうち国基準により既に無償化となっている人数を除いた130人程度、額にして約700万円を見込んでおります。また、第3所得階層区分と第4所得階層区分に対して仮に無償化した場合における市の負担額について、事業開始となる令和3年9月から令和4年3月までの7か月分で350万円ほどと試算しております。

子育て支援は子供の成長に合わせ広く捉えることが必要だと考えておりますので、来年度に向けて子育て支援全体の中で新たな子育て支援事業の創設を検討しているところでもあります。

次に、県が実施する出産支援給付金交付事業と本市の対応について御説明いたします。

この事業は、県内の出産費用52万円と健康保険法に基づく出産一時金40万4,000円に11万6,000円の差があることから、その2分の1の額である5万8,000円を支給し、子育て家庭の家計の支援を行うというものであります。対象児童は令和4年4月1日から3月までに出生し、県内市町村に住民登録をされた者とされていますが、本年4月から12月に出生した子への対象拡大についても県の9月補正予算計上に向けて検討されていると聞いております。既に市町村の独自事業として出産祝い金などを交付している場合には、この独自事業への財源振替も可能とされております。

本市におきましては、県の給付金のみ交付する予定となっており、追加給付は考えておりません。県の給付対象者拡大の動向が決定次第、12月補正に向けて事業実施の準備を進めていきたいと考えています。

なお、市の追加給付は考えておりませんが、さきの質問で申し上げたとおり、保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業同様、子育て支援事業全体でより有効な支援策について検討してまいりたいと考えております。

生理の貧困については教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

米価につきましては、御指摘のとおり米の需要は毎年減少しており、また新型コロナウイルスの影響による外食需要の落ち込みなどから米の在庫量が増え、米の価格への影響が懸念されております。

そのため、需給と価格の安定を図るために、需要に応じた米生産に取り組んでいるところであります。令和3年度産では令和2年度と比較し全国で6.7万ヘクタールの主食用米の減産が必要とされ、全国の産地においては主食用米から加工用米や飼料用米、大豆などへの転換に取

り組んでおり、市内の農家の皆さんにも御協力をいただいているところであります。

6月末における作付状況では、全国で主食用米は6.2万から6.5万ヘクタール程度の減少が見込まれると発表されており、目安とする数値の近いところまで来ていると感じておりますが、今後は作柄の良否も価格に影響しますので、その動向を注視してまいりたいと思います。

過剰在庫を使い、生活困難者への食糧支援を行うべきとの御提案につきましては、現時点でその予定はございませんが、支援を必要としている方に適切な支援を実施するための方策につきましては引き続き検討を重ねてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

また、備蓄米につきましては米が不作となった際の安定供給に備えた制度で、ミニマムアクセス米につきましては貿易協定に関することですので、国の施策として進めていることへの要請は考えておりません。

まずは地方として取り組める需要に応じた米の生産に新庄市としてしっかり取り組み、主食用米から必要とされる作物への転換を進め、農業所得の安定が図られるよう努めてまいりたいと思います。

近年、多発しております災害による農作物への影響や新型コロナウイルスの影響による市場価格の低下が懸念されるなど、農業経営を取り巻く環境は不安定なものとして捉えております。

収入保険につきましては、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償するもので、農業セーフティーネットにおける一つの制度となります。ほかにも農業共済やならし対策、野菜価格安定制度などもございますので、御自身の経営状況に応じた制度に加入し、様々なリスクに備えていただきたいと思います。

各種制度における要件、補償内容は異なりま

すが、県では各種セーフティーネットへの加入を促進するため、市町村、農協、農業共済などの関係団体、農業者で構成するセーフティーネット加入促進協議会を設置しておりますので、制度に関する御意見を集めながら、多数の農家を救済できる制度の在り方について意見交換してまいりたいと考えております。

次に、気候変動対策に対する質問ですが、昨今の異常気象とも思われる状況については地球温暖化が起因とされ、世界各地で洪水や干ばつ、日本国内においても集中豪雨や台風などによる被害が各地で発生し、本市においても同様に被害が発生しております。

議員御質問の再生可能エネルギーについては、太陽光や風力、小水力、地熱、バイオマス発電などが挙げられます。一般家庭における太陽光発電は、地球温暖化防止効果のほか、災害時にも電力の自給が可能となる、電気代が安くなる、余った電力を売電できるなどのメリットがあります。一方で、設置費用が高額なこと、日照時間によって発電量が左右され、屋根に相当な負担がかかるなど、新庄市の気象条件では必ずしも有利と言えない面もあります。また、再生可能エネルギーを導入することにより、国民の電気使用料に対し再生可能エネルギー発電促進賦課金が加算され、再生可能エネルギーをつくり出すにも相当の費用が発生しています。

市では脱炭素社会の構築に向け、再生可能エネルギーの普及状況を見ながら、地域の実情や技術的、費用的な課題を十分勘案し進めてまいりたいと考えております。

国では2050年までに温室効果ガス排出率ゼロを目指すパリ協定に基づく長期戦略を策定いたしました。再生可能エネルギーを最大限に利用し、省エネルギー、廃棄物の削減やリサイクル、二酸化炭素を吸収する森林や里山の保全に努めるなど様々な取組を総合的に進めながら目標を達成するとしております。

本市といたしましては、これまでににおいても省エネに関する啓発やごみの減量化、リサイクル、再資源化に関する取組や自然環境の保全活動など、新庄市環境基本計画を基に企業や住民と連携して展開しております。

なお、このたび土内地内に小水力発電を設置するとした動きがあり、市としても支援、協力してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、市の公共施設などの電力は全て地域内の再生可能エネルギー由来の電力で賄うように変えるべきではないかとの御質問にお答えします。

電力の供給につきましては、電力の小売自由化が実施されており、新規参入した新電力から自由に選択できるようになっておりますが、本市におきましては確実な供給能力や災害などの非常時に迅速な対応が可能である点などから東北地域の電力会社である東北電力株式会社と契約しております。

再生可能エネルギー由来の電力につきましては、新電力では以前よりサービス提供している事業者が、東北電力におきましても新たに始めたとお伺いしております。

再生可能エネルギーは、石炭や石油といった有限の資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、水力といった自然界に常に存在するエネルギーのことであり、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、重要なエネルギーであると認識しております。

しかしながら、太陽光や風力は発電量が季節や天候に左右されやすく、不安定な面があることが懸念されます。また、地域内でとの御意見ですが、新庄市内では太陽光、小水力、バイオマスなどの発電施設があるものの、直接供給は受けられないため、電力小売事業者の対応が必要となります。山形県内ということであれば対応している事業者がありますが、再生可能エネ

ルギー由来の電力の電気料金は通常の電気料金より割高となることから、財政面を考慮すると理念だけで導入することは難しく、市の公共施設は非常時にも使用されることから、安定供給を特に重視したいと考えております。

つきましては、電力事業者の動向を注視するとともに、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、自然環境と省エネ、再生可能エネルギーの普及についてお答えします。

本市環境基本計画におきましては、市民と事業所、行政が一体となって省エネルギー対策の推進を図り、再生可能エネルギーについては地域性に応じた施策の在り方について協議検討を重ねるとしております。

御質問の自然環境の保全について、太陽光や風力などを利用した再生可能エネルギーは地球温暖化防止への貢献度が大きく、今後も全国的に進んでいくものと考えられます。

一方で、環境の乱開発が進められている事実もあることから、一部には自然環境破壊エネルギーだという見方もあります。今後、施設建設の際には、自然環境や野生の動植物、景観などへの影響を多方面から検証し、課題を解決して住民の不安を取り除くことが必要であります。現時点で大規模な再生可能エネルギー施設建設の計画はございませんが、開発計画があれば環境への負荷が少ない適地を見だし、環境影響評価法に基づき事業者が行う環境アセスメントを基に、行政と地元市民が意見を出し合い、3者の話合いで開発の是非から検討することが必要と考えております。

これらを踏まえ、本市の自然環境を守りつつ省エネルギーと再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと考えますので、御理解くださるようお願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。
高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、学校や公共施設の女子トイレにおける生理用品の設置についての御質問にお答えします。

学校におきましては、児童生徒が生理用品を忘れたり必要になったりした場合は、保健室でいつでも提供できる準備を整えております。発達段階に応じた子供たちの心理、体調、家庭状況など様々な事情に配慮するため、養護教諭が直接話を聞き、相談に乗りながら対応しております。6月議会で御質問いただいた以降の対応の中では、貧困を理由としたものはなかったと聞いております。今後も養護教諭が児童生徒と関わる必要と考えておりますので、保健室での対応を継続してまいります。

また、社会教育施設におきましては、利用者が生理用品を必要とする場合、事務室で提供するなどの対応をしております。今後は、利用者へ配慮しながら気軽に使用いただけるような手だてについて検討してまいります。

なお、地域女性活躍推進交付金及び地域子どもの未来応援交付金につきましては、いずれもコロナ禍において女性や子供が社会的孤立などに陥らないよう、つながりの居場所づくりや相談窓口の設置をNPO法人などに業務委託した上で生理用品を提供する場合に交付対象となるものであり、学校や公共施設に設置するための交付金活用は難しいものと考えております。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 大変丁寧なお答えだったと思います。

生理の貧困問題についてですが、生理は一時的なものではありません。女性は生涯で平均35年から40年、生理と共に過ごす期間があります。計算すると生きている間に生理用品の購入に約60万円の支出となります。コロナ禍の影響で取

入が減少し、1日1食あるいは生理用品にまでお金が回らず、小まめに交換できない、最悪なケースとしてトイレットペーパーで代用するという話もあります。生理用品がなければ全ての女性が学校に行かれない、仕事もできない、日常生活もまともに営むことができないのです。残念なことに、日本の社会では生理は恥ずかしいことという誤った認識が定着しています。女性の生理は人類が子孫を残すための必要不可欠な生理現象です。ジェンダー平等を実現するためにも、女性の生理を共有し、理解し、共に考える必要があります。

韓国では2016年から低所得層の女性に生理用品の配布が始まりました。奈良県大和郡山市では災害備品の配布だけでなく、6月1日から予算をつけ、昼用38枚入りと夜用20枚入りを1セットにし、小学校4年から中学3年の女子生徒の必要な方に学校の保健室で配付しているということです。また、市役所や保健センターなど7か所で希望者に配付することを決定しました。群馬県は県立学校や県施設で無料提供すると決めたそうです。神奈川県の大和市では市内の全小中学校のトイレに生理用品が巾着袋に入れられて設置され、人目を気にせず自由に使えるというやり方が導入されています。

こうしたことから、生理用品を子供たち、女性たちに配布するなどの考えはないか、もう一度伺います。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 小中学校における生理用品の提供ということでございますが、先ほどの答弁にもありましたように、小中学生の発達段階に応じて、家庭の状況も踏まえて、様々な事情を聞いて保健室で対応しているところでございます。必要なことであるとか、恥ずかしいことであるとかということにつきましては、子供たちは確かにそう思う子がいることも十分理解

しております。そのためでもないんですが、学校としましては小さいうちから男女の性については男女一緒に学習したり、生理についても正しい知識とか、教育といえますか、そういう形で勉強しておりますので、そういう意味では以前よりは子供たちもそういう学習をする機会が増えているのかなと思っております。また、理科や保健などでも同じような形で指導しておりますので、現状としてお伝えするような形で御理解いただきたいと思います。

当然、必要な子に対してはいつでも提供できるような形を考えておりますので、現時点ではトイレに設置するというははまだ考えておりませんが、状況に応じて今後も検討してまいりたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

次に、1番から質問ですけれども、新型コロナウイルス感染症で入院できずに自宅療養中に命を落とした人は、8月、東京都で31人、千葉県5人、埼玉県4人、神奈川県は3人です。自民・公明政権による棄民政治の犠牲者ではないかと私たちは思っています。9月1日現在、新庄市での自宅療養者は何人になっているでしょうか。現在でいいです、9月1日に限らず、現在自宅療養者は何人になっているか、把握していればお願いします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 自宅療養者が新庄市において何人いるかという御質問でございましたが、新庄市におきましては、保健所からお聞きしたところ、軽症者または無症状者に関してはその家庭の事情により自宅療養または宿泊療養をしているということを聞いております。実際その人数等につきましては公表していないということ

で、把握してないところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市内のある御家庭では家族が陽性となったのに自宅療養とされております。デルタ株は感染力が強いです。自宅療養で隔離は無理ではないですか。東京都の発表でも感染経路の68%が家庭内感染です。そういう意味で、自宅療養で隔離は無理だと、医療機能を強化した宿泊療養施設に保護隔離することが必要ではないですか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 自宅療養での陽性者の隔離は難しいのではないかとこの御意見でございました。新型コロナウイルス感染者の自宅療養についてのことでございますが、国におきまして、重症者や重症化リスクのある方に医療資源を重点化するという観点から入院勧告や措置の対象を見直したことによるものでございます。本当に医療の必要な方に必要な医療をしていただくための措置ということで考えております。

ただし、無症状者や軽症の方について全く何もしてないということはまた違ひまして、もちろん保健所による1日2回の健康観察、もし具合が悪いような場合は、最上管内におきましては最上医師会と協力しまして、電話による診療、また薬剤師会の協力を得てそういった治療薬の配送、そういったこともやっております、もし症状が悪くなった場合はすぐ入院できるような体制を取っているということでお聞きしております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 自宅療養では、いろいろ県としても頑張っているだろうし、今おっしゃったようにいろいろ手だてを尽くしているということですが、実際にはさっき言ったように

命を落としている人が次々出て報道される重大な事態です。そういう意味では、気を緩めることなく、すぐ入院ができるような受入れ体制をつくれるように、入院あるいは治療できるように、宿泊とかも含めていつでも受けられるようにしていただきたいということをお願いします。

次に、子供の感染防止が今必要ではないかと思えます。ゼロ歳児もコロナに感染しています。12歳以下はワクチンを打てません。そこで、検査キットは今どのくらい配っているでしょうか。検査キットを増やすことはどうでしょうか。子供の陽性者を見つけて隔離する必要があると思うんですが、どうでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 12歳以下の陽性者が増えているということで、PCR検査と抗原検査を拡充してはどうかという御意見だったと思えます。

ただいま県は、今回の感染拡大を受けまして、特別集中期間としまして8月20日から9月12日までの期間を設けてございます。その中で早期に陽性者を発見するために、学校や保育所におけるクラスターを防止するため、県内の保育施設、小中学校、高校、大学等に対しまして抗原検査キットを約2万2,000個配布するというところで、現在配布しているところでございます。そういった取組も県で実施しておりますので、そういった体制の整備につきましてこれからも要望してまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、保育料についてですが、国の基準というのは、国の半分、国基準の半分を県が交付するというところで、見えました。3段階の方々に対して、国基準は1万9,500円、この半分が県の交付金9,250円来るようになると思います。市のそれらの3段階の保

育料はそれぞれ1万4,800円と1万6,600円と分かれています。ゼロにするための上乗せというのは1人当たり5,550円や7,350円で、先ほど言った無償化したとすると7か月350万円で僅かだと思えます。

ほかの鶴岡市や酒田市では既に上乗せを決めたそうです。さらに、寒河江市でもやるという方向になりました。このままでは新庄市が後れを取ってしまう、新庄市がいろいろな面で、子育ての面で後れているということは時々指摘してまいりましたが、これで後れてしまうことになっていいのだろうかと思えます。子育てするなら新庄市というならば、県が少しでも頑張ろうとしているところにはちょっと上乗せして、子育てしやすい新庄市になるように、私は保育料も、また出産一時金の上乗せもやるべきだと思えますが、市長、どうでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 県の事業であります段階的負担軽減事業、出産支援給付金事業、この2つの事業でございますが、県が算定する事業としまして、必要な額の2分の1を交付するという事業でございます。この事業につきましては、まず県が主導している事業であること、段階的負担軽減事業につきましてはロードマップとして令和6年度までしか示されておられません。令和7年度以降につきましては今後検討していくと、また国への要望を行っていくといったような回答でございました。

また、さらに県の事業の財源ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を財源としているところでありますので、こちら将来的には持続が可能かどうかというところも不安なところがございます。

そういったところを踏まえまして、市としま

してはこの事業に対する上乘せは行わない方針としておりますが、3階層、4階層といった、子育て期間に限らず、子育て期間と申しますのはもっと長い期間ございますので、そうした全体の中でどういった子育て支援ができるかといったところを検討した上で、また新たな子育て支援策を来年度以降行っていくような検討をしておるところでございますので、御承知いただきたいと思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 令和6年度までというのは、吉村知事が公約し、知事の任期が令和6年までということから、令和6年まではやりますというような中身で、これは県民が吉村知事を選び、子育てに優しい県になってもらいたいと多数の方が、新庄市も含めて選んでやってきたことです。子育て支援に力を入れていただきたい、保育料を安くしてもらいたいというのは、若者を中心に子育てが本当にしにくい今の日本、世の中だという中で、これを支援しなければいけないと山形県の県民が、多くの方が考え、新庄市民もそれを願っていると思うんです。

特に3階層については、住民税均等割が発生している若い方です。均等割発生と均等割がない住民税非課税は本当に僅かな差です。非常に低所得の若い方々なんです。こういう方々がより安心して子供を保育所に入れられる、働きながら子供を育てられると伝えることができたなら、どれほど若い人たちにとって、低所得の人が若い人に多いわけで、そういう方々がどれほどほっとするか。それを考えて、ぜひ早く新庄市でも手を挙げて上乘せして、住民税均等割が発生したぐらいの僅かな住民税を払っている若い方々に無料で、保育料大丈夫だよと言えるような新庄市になるべきでないかなと思っております。

監査委員から、保育料を払ってないのは不公平ではないか、滞納世帯があるというのは問題

じゃないかという指摘があったように私は受け取っていますが、そういう方々の収入を見れば、若い人たちの収入は少ないんです。そういう方々が保育料を払えなくて困っているんだなど私は思うんです。そこに少しでも優しい新庄市になるべきでないかなと思っております。

次に、米価下落対策についてですが、今、米の消費量は確かに減った。2020年は1人当たり1年間で2.5キロも減ったと農水省が言っております。この20年間に1年で2キロ以上消費が減ったというのは、リーマン・ショックで大失業を招いた2008年の2.4キロ減少の一度だけだそうなんです。コロナ禍の影響で食べたくても食べられない困窮の状況が生まれていることを意味しております。生活困窮者への支援を新庄市でやってもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 市長答弁にもございましたように、生活困窮者への食糧支援につきましては現時点では予定はございませんけれども、その支援につきましては適切に支援できるよう今後も検討させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 北海道の出荷の約半分を占めるななつぼしの概算金は1万2,000円余りで昨年より2,300円下がったそうです。農協の手数料などを引いた農家の手取りは9,000円台です。農林水産省の米1俵当たりの生産費は全国平均1万5,000円を超えております。生産費を大きく下回る異常事態ではないですか。このままでは米作りも地域経済も崩壊しかねないのではないですか。どう思いますか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 米価の下落につきましては、例年9月の中頃になりますけれども、各単協より仮払い、概算払いという形で報告を受けておりますので、現段階では全国的な米価下落という内容でございますけれども、当市、当山形県におきましては、はえぬき、つや姫の価格につきましてはそれほどの下落は見込めないのではないかという見方もございますし、また外食用米のはえぬきにつきましても販売先が既に決まっているという形で伺っているところでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 国産米には史上最大の減産を強いながら、需要の1割にも及ぶ77万トンもの米の輸入を続ける、これほど露骨な米、水田潰しがあるのでしょうか。おいしい国産米を食べたいという消費者の願いも危うくします。ミニマムアクセス米の輸入中止を言うべきだと思います。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

13日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時36分 散会

令和3年9月定例会会議録（第3号）

令和3年9月13日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
高齢者福祉推進室長	大江周	子育て推進課長兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員局長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 小関紀夫

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦
査任 小松真子

議事日程（第3号）

令和3年9月13日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤卓也 議員
- 2番 叶内恵子 議員
- 3番 小嶋富弥 議員
- 4番 八鍬長一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和3年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐 藤 卓 也	1. 専門職大学開校におけるまちづくりについて 2. 新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」について 3. 死亡・相続ワンストップサービスについて	市 長
2	叶 内 恵 子	1. 新庄市の道の駅について	市 長
3	小 嶋 富 弥	1. 地域経済について 2. 学校教育について 3. 台湾とのホストタウンについて	市 長 教 育 長
4	八 鍬 長 一	1. 新庄インターチェンジ付近の「道の駅」の協議はなぜ 進まないのか 2. 看護専門学校建設予定地だった土地の整理について 3. 技術系職員の採用について	市 長

開 議

高橋富美子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。欠席通告者は今田浩徳さんの1名です。

なお、成人福祉課長が欠席のため、成人福祉課より高齢者福祉推進室長大江 周さんが出席しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

これより2日目の一般質問を行います。

佐藤卓也議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、佐藤卓也さん。

（17番佐藤卓也議員登壇）

17番（佐藤卓也議員） 皇紀2681年、令和3年9月定例会2日目、最初に一般質問させていただきます。市民・公明クラブ、佐藤卓也です。よろしく願います。

初めに、専門職大学開校におけるまちづくりについてお伺いいたします。

令和6年4月に開校を目指す、仮称ですが、東北農林専門職大学に関し、山形県は8月19日、大学の基本設計を発表しました。整備計画は、高等教育機関らしいアカデミックな風合いを兼

ね備えた施設として、最上地域の気象条件を考慮した構造形式を基本とした設計とすることや、地域のシンボルとなる施設とすること、機能的で、環境、経済性、耐久性に配慮した施設とすることなどを基本方針としております。また、県産木材を交流棟の内装に活用することで、やまがた森林ノミクスの推進が期待されます。新庄最上の願いがかない、待ちに待った専門職大学開校があと3年と迫っております。しっかりと準備をし、受入れ体制を整えていかなければなりません。

そこで、専門職大学基本構想を踏まえ、実地体験学習や臨地実務実習などをどのように大学と連携していくのかお伺いいたします。

また、専門職大学基本構想の概要では入学定員が1学年40名程度とされております。住居や買物など、学生が生活しやすい環境整備が必要と考えます。今後どのように学生が生活しやすい環境整備を行っていくかお伺いいたします。

そして、大きなテーマとなりますが、専門職大学開校を契機としたまちづくりについてお伺いいたします。

今は高等学校を卒業すると最上地域を離れていく学生がほとんどですが、専門職大学が開校すれば、毎年40名、4年で160名程度が最上地域で活動していきます。若者が暮らしやすい新庄市となるために、今後どのようにまちづくりを行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

2番目の質問、新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」についてお伺いいたします。

新庄市エコロジーガーデン利用計画は、平成19年3月に第1期、平成23年2月に第2期、平成25年3月に第3期を策定してきました。第1期計画では新庄バイオマスセンターを中心に環境に関する事業が展開され、第2期計画では有機農業の推進や農業公園の整備を中心とした取組をし、第3期計画では農業振興のほか、観光振興、景観保全を柱として、kitokitoマルシェ

の開催など大幅に交流が拡大されました。

平成30年から令和4年までの第4期利用計画では、第3期計画の基本的な考えを継承しながら保存と活用を軸に策定しております。計画実施のための2本柱として、公開活用による交流拡大では、自然に親しむ公園機能の充実、多様な実施主体との連携、交流活動の場づくり、施設概要やイベント情報の発信として、施設全体の機能を段階的に整備し、多くの方が楽しめる空間をつくり出し、来園の憩いの場として活用や様々な交流を育む場としての活用を図っております。また、歴史・文化資源の保存管理では、民間活力と連携した運営管理、文化財建造物の適正管理、樹木、周辺環境の適正管理、歴史、文化、伝承機能の充実として、文化財建造物の耐震補強並びに公開活用のための改修工事の実施や樹木等の周辺環境についても適正に管理し、エコロジーガーデンの象徴的な景観を保全していくとしております。

これまでの反省点や利用拡大など様々な効果などを検証していかなければなりません。今後どのように第5期利用計画を策定し、原蚕の杜のさらなる可能性を広げていくのかお伺いいたします。

そして、文化財建造物維持管理や、樹木、周辺環境の適正管理の状況は現在どのようになっているのでしょうか、今後の取組についてもお伺いいたします。

最後に、死亡・相続ワンストップサービスについてお伺いいたします。

令和元年4月18日に、各府省CIO連絡会議にて、死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策の取りまとめを決定し、令和2年3月17日、内閣官房IT総合戦略室により、死亡・相続ワンストップサービスのこれまでの取組と今後の方針がまとまりました。

死亡・相続ワンストップサービスの全体像として、行政手続を見直して、遺族が行う手続を

軽減し、故人の生前の情報をデジタル化し、死後、当該情報を信頼できる第三者により相続人であることを電子的に承認された遺族が死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、死亡・相続に関する手続の総合窓口を自治体が円滑に設置運営できるように支援することで、自治体が精神的、経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行えるようにすることを目指しております。

新庄市においても毎年数百人の方がお亡くなりになっており、人ごとではありません。死亡手続のワンストップ化を進めれば遺族の負担軽減にもなり、また故人の生前の情報のデジタル化をすることで、遺族が遠方においてもスムーズな手続を行えることが考えられます。市民に寄り添うためにも、総合窓口の設置について市の考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、専門職大学開校におけるまちづくりについてであります。最上地域初の4年制大学となる専門職大学につきましては、教員の招聘が進まず、開学の予定も遅れ、最短で令和6年4月になるものとお聞きしておりますが、地域にとっては明るい話題ですので、早期の開学を期待しているところであります。

大学との連携につきましては、県と管内町村、JA、森林組合などで構成する農林業専門職大学地域連携プロジェクトチームが設置されており、その中で最上地域における実習先候補の掘り起こしや地域振興策について検討を行ってきたところであります。

大学のミッションは、東北、日本を牽引する

農林業経営者の育成であります。実習においては、現場での知識と技術の学び、問題を解決できる思考力を養うことを目的としており、最上地域だけでなく、県内全域で実習が行われる予定となっています。実習先候補としては、県内4ブロック単位から候補が出されており、3月末の取りまとめ状況では最上地域で74、県全体では329の経営体が候補として挙げられています。実習を通し多くの学生に地域農業に触れていただくことで、本市の農業振興につなげていければと考えているところであります。

次に、学生の住居等についてであります。専門職大学の定員が1学年40名と予定されています。そのため、令和6年の開校時は40名、3年後の令和9年には160名の学生が新庄市で学生生活を送ることになります。このうち最上郡内、県内、県外の学生がどのような割合なのか、自宅から通学する学生とアパートなどから通学する学生の人数がどのくらいか、男女割合がどのくらいかなど予測できない現状であります。大学生という若者が一人でも多く新庄で生活し、そのよさを感じてほしいと考えています。

住居等の環境整備の方策として、中心市街地に点在する空き家、空き店舗をリノベーションし、大学生が新庄で快適で有意義に暮らせる住宅を供給できるよう空き家改修費補助金制度の創設について関係機関と調整を行っております。

御質問にはございませんが、専門職大学、まちづくりの中で、学生ではなく、実は教員の居住ということも大きな一つの課題だと捉えているところであります。

次に、専門職大学を契機としたまちづくりを今後どのように行っていくかという御質問ですが、大学生をまちの中に居住させることによって若者が回遊し、関連サービスが誘導され、多くの交流が生まれることをきっかけに、その相乗効果としてまちににぎわいが生まれることを期待しているところであります。

現在、農林業専門職大学最上地域連携プロジェクトチームの中で、専門職大学と連携した地域振興施策としてフィールドワークの受入れ、大学の専門性を活用した特産品開発やブランド化、祭りやイベントなどへの地域参加、若者の定住に向けた施策などのアイデアが挙げられ、検討しておりますが、いかに大学生に新庄市に定住してもらうかが重要になってくると考えております。新庄市の四季折々の食や風土、歴史や祭り、町並みの景観など、大学生に新庄市をもっと知ってもらうこと、そして4年間の生活で新庄に愛着が湧き、この地で定住したいと思う大学生を増やしていけるような取組を検討してまいりたいと考えております。また、卒業後の起業や就農支援といった対策も重要と考えておりますので、関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいります。

次に、新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」についての質問であります。まず次期利用計画となる第5期利用計画については、現在の第4期計画が来年度までの計画となっていることから、本格的な策定作業を来年度早々から行う予定です。現在、この準備作業として、計画の進捗確認や今後の大まかな整備、活用方針の検討を行っているところであります。

第5期計画策定に当たっては、これまで策定した利用計画の下でうまく進められなかった事業や取組を再精査した上で盛り込むことに加え、第1期耐震改修終了後に始めた新たな活用の状況や今後想定される整備などを十分踏まえたものにしたいと考えております。6月にオープンした文化交流施設は、既に様々な方に使っていただいております。今後も新たな人の流れや活用をつくり出せるよう十分検討してまいります。

また、2つ目の御質問とも関連しますが、施設内の建造物や樹木などにどのような価値があ

るのかという点と保存の必要性や活用の留意点などに関する情報提供を充実させることで、市民も含めた訪れる人に対し保存活用計画の趣旨をもっと広く伝える必要があるとも考えております。

昨年度、工学院大学から保存活用計画の一部改正や概要版作成の提案もいただいていることを踏まえ、これらも盛り込みたいと考えております。

2点目の管理に関する御質問ですが、基本的には条例や保存活用計画における保護の方針に従い、場合により専門家に意見を伺いながら補修や活用を行ってまいります。また、耐震改修後は常時使用する団体等も増えたため、施設管理面も含めてこれらの団体との情報共有や協議の場を今年度から毎月行い、適正管理に役立っているところであります。様々な活動が既に行われ、今後も新たな活用法を模索する本施設において、施設を活用する上でのルールづくりは手探り状態が続くものと考えられますが、条例や保存活用計画などの考え方を基本にしながら適正に使用いただけるよう継続して取り組んでまいります。

なお、樹木や周辺環境の適正管理については、今後さらに取り組む必要があると認識しております。利用者が増えれば増えるほど利便性向上のための整備が求められますが、建造物の文化財登録に当たり周辺環境の状態も含めて評価されていることから、樹木や景観の保存も十分考えなければなりません。この施設の大きな命題であり最大の魅力でもある保存と活用のバランスを適切に判断しながら、今後も活用を進めてまいります。

樹木に関しては、既に衰弱、枯死しているものも散見されることから、景観維持のための計画的な伐採と補植も必要となっております。第5期利用計画ではこれらについても十分踏まえ策定してまいりますので、御理解のほどよろ

しくお願いいたします。

次に、死亡・相続ワンストップサービスについての御質問であります。大事な方を失った御遺族は悲しみの中でも死亡や相続に関する手続を進めなければなりません。慣れない手続について、手続の漏れや必要書類の不備などによって何度も来庁しなければならないなどの負担が生じていることから、相続人の方だけでなく、行政機関や民間事業者などの負担軽減に向けた取組が必要とされています。

議員がおっしゃるとおり、国では行政手続の一部について届出の省略を可能としたり、将来的には亡くなられた方の情報をデジタル化し、相続人が民間の銀行や生命保険の手続にも活用できるような仕組みを目指しており、自治体においては御遺族に必要な支援をスムーズに行えるよう死亡・相続に関する手続の総合窓口の設置を推進しています。

具体的には、お悔やみコーナー設置自治体支援ナビを策定し、そのシステムを自治体に提供しており、内容的には、30項目程度の質問に答えることで必要な手続を特定し申請書を自動作成することで、御遺族が何度も同じことを記入することのないようにするシステムであります。

現在、市では、死亡届を出された方に、福祉や子育て、税金、水道など12の手続について、今後どのような手続が必要になるか一覧にまとめてお渡ししており、後日、遺族の方が来庁する際の参考にしていただいております。

御質問にございます死亡手続をワンストップで受け付ける総合窓口につきましては、スペースや専門性が求められるなど職員配置の課題もあり、現状では難しいものがございますが、手続のデジタル化やシステムの導入につきましては、関係課と業務プロセスなどの見直しを行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） それでは再質問させていただきます。

一番初めに、死亡・相続ワンストップ化についてお伺いいたします。

やはり新庄市でもたくさんの方が毎年亡くなられており、その手続が大変なことは執行部も御存じかと思えます。私も父親や祖母が現に亡くなっており、その手続をする際はかなり複雑でした。この複雑さを解消するためにはワンストップ化が必要かと思えます。先ほど市長もこれから検討するとありましたが、これをしっかりしていかなければ、市民に寄り添う市役所にはならないと思えます。

具体的にどのように進めていくのかが今後の課題だと思えますが、まず第一に、それをやるためには個人情報の扱いが非常に大事だと思いますが、個人情報をうまくデジタル化することによって御遺族の負担軽減につながると思っております。まず、個人情報のデジタル化の今後の進め方について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 新庄市の状況を説明させていただきます。

死亡件数につきましては、昨年度ですと530件ということで、大体開庁日の平均にしますと1日2件程度の死亡届が出されているような状況です。死亡届の後、火葬いたしまして、葬儀が終わった後、御遺族の方の様々な手続がございます。市役所など公的な窓口での手続、また銀行や保険などでの民間の手続、さらには相続といった手続がございます。

議員がおっしゃっております死亡手続をワンストップで受け付ける総合窓口、いわゆるお悔やみコーナーと言われておりますが、こちらは市町村が死亡手続を行うための専用の窓口を設

けて、亡くなった方や遺族の状況に応じて必要な手続を抽出し、申請書の作成の補助、受付、関係課への御案内を行う場とされております。

新庄市でも税とか福祉に関してはマイナンバーで関係している部分もございますが、なお市の全体の手続について再度手続の洗い出し、手続内容の整理を行いまして、総合窓口でできること、担当課まで足を運んでいただく手続、そういったところを整理して、御遺族がスムーズに手続ができるような、国のそういったシステムであったり、民間のベンダーでもいろいろなシステムを開発されておりますので、そういったシステムの活用についても今後検討をしてみたいと考えております。以上です。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。前向きな検討をするということだったので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年度は530件、1日2件程度でしたけれども、御遺族からすればお一人お一人の命がなくなっていく、その手続は精神的にも肉体的にもかなりきついものがございます。特に急に亡くなった場合ですとその手続にかなり時間がかかるということだったので、そういうことを、肉体的じゃなくて精神的に落ち込んでいる方に寄り添うものが必要だと思います。新庄市もデジタル化が始まるということだったので、そういうところを一番最初に始めたほうが市民に寄り添える市役所になると思っておりますので、ぜひそこら辺を考えていただきたいと思えます。マイナンバーは国でも進めておりますし、うまく連携できれば遺族を救える、要は心の支えにもなると思えますので、積極的に進めていただきたいと思えますが、そこら辺いかがでしょうか。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 故人の生前の情報のデジタル

化に関しましては、国が主導しておりまして、金融機関とか生命保険会社、そういったところで故人の資産情報のポータルサイトの構築なんかも検討しているようです。それから、死亡届とか死亡診断書につきましてもデジタル化で手続ができないかという検討も進められておりまして、また相続人が電子的に確定できれば、死亡届を役所に出さずとも全て手続がデジタルで一気通貫で行えるというところまで国では検討しているようです。

市役所は身近な窓口でありますので、そういったデジタル化になかなか、情報格差といいますか、困難な方がいらっしゃるのも現実だと思います。そういったところの相談や支援、そういった窓口の充実といったものが自治体に求められている役割かなと感じておるところです。

以上です。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 国でも今月からデジタル庁が発足し、国全体がデジタル化を進めておりますので、そういう情報をいち早くつかんで進めていただきたいと思います。

また、これからはいろいろな団体と組みましてエンディングノートの作成が必要だと思います。エンディングノートというのは、自分のことに関わることなんですけれども、自分が亡くなった後、死後についてその方針を書き留めておくノートでございます。これはいろいろな場所で発行しておりますが、遺書とは違いまして、形式、内容は自由でございます。法的な拘束力はないんですが、エンディングノートを残すことを普及することも一つの方策かなと思います。亡くなる方ではなくて、遺族の方が、どのようにしてほしいのかが分からないと、通帳だったり、今はパソコン上にお金がある電子マネーもございますし、分からないこともある。パスワードが分からなければパソコンから入れません

し、また遠方の方が、近くにいれば分かるんですが、今は遠くにいらっしゃるってなかなかこっちに来られないといったときにどういう方法か分からない。そういったときにこのエンディングノート、遺書ではないんですけども、そういうことを活用することによって遺族の方の負担も軽くなる、軽減すると思っております。ぜひとも市役所やいろいろなところに配るなどして、エンディングノートの普及も一緒に進めたほうが、今後遺族、必ず人は亡くなりますので、残された方々の負担軽減をするためにもそういうことの活用も必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 エンディングノートにつきましては、現在は民間事業者が提供しているものが多くありまして、冊子のものであったりウェブ上で管理するアプリなんかもありまして、国民の関心も高くなっていると認識しております。

こういったものがあれば、亡くなった方の遺志を酌んだ手続が可能になりますし、有効性は国でも認めておりまして、今までばらばらだったエンディングノートの形式について、2021年3月にデータの標準仕様書を作成して公開しております。その項目は、基本的な故人の情報であったり、医療、介護、葬儀・埋葬、各種サービス、相続等1,700にわたる項目について挙げられておりまして、そういったところを全部ではないにしろ埋めて、残された家族にそういった形で伝えていければいいのではないかとということで進められております。

こういった国全体の死亡・相続ワンストップサービスの動向を見ながら、市では御遺族に必要な支援についてさらに検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。

課長がおっしゃっているお悔やみコーナーは、モニタリングでは船橋市や松阪市、室蘭市、大和市など大体大きな規模で行われております。その中においてもやはり遺族の方の負担軽減になっておりますので、ぜひとも、大都市とは比べ物になりませんが、新庄市らしいお悔やみコーナー、そして遺族に寄り添える新庄市になっていただきたいと思いますので、そこら辺も踏まえまして、デジタル化と一緒にやっていただきたいと思います。亡くなる方にどのくらい寄り添えるかも新庄市には大事だと思いますので、そこら辺の前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、エコロジーガーデン「原蚕の杜」についてお伺いしたいと思います。

令和5年度に向けて第5期を策定することなんですけれども、これから様々な過程を含めることにおきまして心配なのが樹木です。その環境整備だと思います。特に、原蚕の杜では桑の大木がございまして、12本あったものが現在11本になっておりますし、そういった意味でも、景観の保持と言っておりますので、桑の大木をしっかりと管理する必要がありますけれども、これからのエコロジーガーデン「原蚕の杜」の樹木についてどのような管理を行っていくのかお伺いしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 御質問の原蚕の杜の大桑についてでございますが、当初、市の天然記念物になった当時は12本確かに現存しておりました。その後、1本が枯死しまして、危険防止のために倒したということでございます。

エコロジーガーデンについては、開設から80年以上たっておるものですから、かなり老木の樹木が多く存在しているということでもあります。

当初、国から譲与を受けた際に、その樹種、樹齢についての図面を頂きまして、それに基づいて管理をしてきたということでございます。これまでも樹木医をお願いしまして、どのように管理をしていくかということも検討されてきたところでございますが、ここ数年、そういったことをしておりませんので、そういったことも踏まえまして、今後樹木医の専門的な知見を有効に活用しながら、年次計画を立てながら、剪定、伐採、補植について検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。

樹木に関しては、この計画に保存管理は載っているんですけれども、正直、目立った管理をしていなかったものですから、私自身も周りを見てこの木がいいか悪いかの判断もつかず、木にはっているツタを取っていいのかも分からない状態ですし、あそこの景観が好きで皆さん行くわけですから、建物だけではなく樹木、あそこ一体の管理が必要だと思います。課長から年間的な管理も行うということだったので、ぜひともそこら辺は樹木も同時に環境整備をしていただきたいと思います。ただでさえ年間イベントなどで何千人とか来るといった形でしたので、そういった意味でも樹木管理も一緒にしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

また、保存管理の中では、桜の名所や、あそこにはタンポポの原種などもあるのかなと感じております。これから人がいっぱい来れば、知らずに入って踏み固めたり、また知らずに樹木を傷つけたりということもございます。そこら辺の適正管理もしていかなければ、何もしなければ人によって破壊される可能性もございます。ぜひともそこら辺の管理をしっかりしていただ

き、あそこの環境整備、保存管理になると思うんですけども、タンポポや桜、大桑の管理についてももう一度お伺いしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 初めに、桜についてでございますが、桜につきましては南側エリアの外周等に、多くはソメイヨシノとなっております。ソメイヨシノにつきましては、皆様方も御存じのとおり80年から100年程度の耐用年数だと言われております。そろそろ80年を経過しているものですから、そちらについては倒れる前に補植なり途中の間に植えるなりしていかないと桜の景観というものがなくなってしまうということもございますので、現在北側に最上川さくら回廊の並木があるわけですが、そちらについては十数年しかたっておらないということもございますので、そちらの延長も含めた形で園内の樹木の配置も検討しながら進めてまいればと思っております。

それから、タンポポについての質問がございました。ニホンタンポポ、いわゆるエゾタンポポだと思いますけれども、そちらについては春にしか咲かないと。現在咲いているタンポポについてはセイヨウタンポポだと思いますので、そちらについて、よく見ないと見分けがつかないということもございます。ニホンタンポポの場合、ほぼ春にしか咲かないものですから、春に咲いたニホンタンポポとセイヨウタンポポの中で、花びらの下に総苞片がございますけれども、そちらの形状によって区別されると思います。そちらについては、ニホンタンポポの場合、セイヨウタンポポに比べて種が小さくないものですから、重くて飛ばないということもございますので、現在あるところの周辺に多く群生するのかなと考えてございます。そちらについても表示するのがよいのかも含めながら検討していくものだと思っております。

知らず知らずのうちに皆さんが入って踏み固められるということもございますので、そういった大木の樹木につきましても、人が入った後にどういった管理をして、根っこ、木を守っていくのかということも含めながら管理計画を立てていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 分かりました。しっかり商工観光課でも考えているということでした。ぜひともお願いしたいと思います。

これから行われる歴まち法しかり、エコロジーガーデンも含め、新庄市の新たな魅力がどんどん発信されていくと思います。

そこについて、第5期をこれから策定するわけですが、これからの時代は、車では回らず、今はサイクリングなんかで行く方が多いと伺っております。最近ですと山に行く方も同様に自転車で行ったり、町なかを巡るには歩いてはちょっと大変だなという方はレンタルサイクルを使うと。新庄市でもレンタルサイクルがあると思いますけれども、そこについてなんですが、この間少しレンタルサイクルの状況を見てきましたけれども、かなり年数がたっているなど感じておりました。これはあくまでも私の感想です。

そういう方々がレンタルサイクルを使うときに、これからは少しでも気軽にできる、そしてあまり力が必要でないレンタルサイクルといえは今はeバイクですね。eバイクといえは電動アシスト自転車のことで、家庭で乗るやつではなくて、スポーティーになっている、つまり二、三回こげばスピードが出る、そういう自転車でございます。そういうeバイクを使って新庄市を巡ることが、今後歴まち法ができれば使えるのではないかなと思います。駅から降りてエコロジーガーデン「原蚕の杜」に行って雪の里、

それから鳥越八幡宮などを回ったとき、三、四時間で回れる、そのときに普通の自転車ではなくてスポーツ的なeバイクを使った観光巡りも考えられないか。そのとき原蚕の杜が起点となれば、新しい観光の名所や、車では分からない、要はぱっと行くのではなくて、新庄のまちを改めてできるようなことも考えられます。ぜひとも第5期策定のときにはeバイクの活用を、これは新庄市でなくて民間の活用も必要だと思いますが、そこら辺の考え方についてよろしくお願ひします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいまeバイクについて御質問をいただきました。eバイクにつきましては、議員御承知のとおり軽く、スピードが出るということで、確かにほかの観光施設でも活用されている事例があります。我々としても国の交付金などを活用しながらそれをどうにか導入できないかということで提案したことがございしますが、なかなか採択に至らなかった経過がございます。

また、観光協会にあるレンタルサイクルにつきましても、ここ数年、更新がなされていないということもございしますので、そういったことも併せながらその整備の方向について検討していきながら、どれが一番ふさわしいのかということも含めまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。これも市の中で検討しているということでした。ぜひともそういうことを、eバイクについても皆さん知らないことが多いでしょうし、これからの時代をどうつかんでいくのか、コロナ禍ですので、今までとは違った観光が現れてくると思います。集団ではなく、これからは個々で動いて

旅行し、そしてどのような人をターゲットにしていくか、そういう時代の流れもつかみながら先取りしていく、そういうことも必要ですので、ぜひともこれからそういう時代の流れとニーズをつかみながら情報収集をして、そして前向きな検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

専門職大学についてお伺ひいたします。

私もこの基本構想の計画を見たときに、1年延びたことによって市民全体が専門職大学について関心がなくなってしまったように、火が消えてしまったように思います。ぜひとも、専門職大学は新庄市が望んだ大学設置ですので、ぜひとも市民全体に知っていただき、より活用していただきたいと思います。

そのきっかけとなるのは、地元に来る学生が来ることによる住居の問題がまず出てくると思います。私も子供がいますので、大学のときには必ず住居探しに来ると思います。もし4月から入るとすれば前の年から、そのまちがどういうまちなのか調べると思います。逆にそれをきっかけとしてまちづくりができるのではないのでしょうか。先ほど市長から「新庄市からどのくらい、最上郡からどのくらい来るのか分からない、男女比が分からない」ではなくて、これを契機にまちづくりをすることで新庄市も盛り上がり、まちづくりの新しいきっかけとなると思います。ぜひともそういうきっかけを無にするのではなく、可能性としても、来ていただく方の住居や買物などを含めてこれを契機に盛り上げることが必要ではないのでしょうか。ぜひともそこら辺の考え方をお伺ひしたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 専門職大学の開校が延びたということで、情報が非常に少なくなっているというのは危惧されているようでございますけれども、我々としては直近で7月に意見交換

会をさせていただきました。

市長がおっしゃいましたように、我々としても特に中心市街地に点在している空き家とかこの辺をリノベーション、店舗とかをリノベーションして、何とか大学生がまちににぎわいとして存在していただける、そういった有意義なまちづくりになればいいかなと思っているところです。答弁させていただきましたように、今後関係機関と連携しながら、そうしたまちの中で学生がにぎわいをつくれるかなということを、まだ時間はあるんですけども、今のうちからおっしゃるように検討しなければいけないと思っておりますので、その部分につきましては今後も県と連携しながら、情報発信できる部分につきましてはその時期が来ましたらきちんと発信したいと思っています。

直近の7月に情報交換を行ったときに今後のスケジュールとしていただいているので、県からいただいているので、ここで発表してもいいのかなと思うんですけども、最短、令和6年4月開学の場合のイメージとして、今年11月に県の進捗状況の報告ということをいただきます。予定では令和4年5月に骨子案を報告いただけるという形になっていますので、そのあたりでまた皆様方に、県を通じていただいた情報でございますけれども、なるべくいろいろな形でお知らせして、市もそこに向けての準備、新たな課題が出てきたらそれに対応したいと、そのように考えておりますので、どうぞ皆様方もよろしくお願ひしたいと思います。

17番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番（佐藤卓也議員） 分かりました。1年延びたことにより、火がちよっと消えかかっているのは非常に危惧しておりますので、ぜひとも少しでも県からの情報が入りましたら知らせていただきたいと思ひます。

また、先ほど市長からもあつたとおり、実地

研修が4ブロックに分かれているということだったので、最上郡内におきましては花卉が強いのかなと思っています。そこら辺も含めまして、来た方をどのように、おもてなしというわけではないんですけども、来ていただいて、新庄で実習してよかったなという思いですね、そうすれば、実習した方々は新庄市に二、三年定着し、さらによければ地元定着に結びつく、やはりきっかけづくりだと思います。これが今までにはなかったものですから、林業に対しては青森に行って青森で終わってしまう。それが新庄市にということでは新たな魅力発信もできると思ひますので、ぜひともそこら辺を、実地研修が4ブロックに分かれるといつても、そこら辺の協力的なJAだったり森林組合などを通じて新庄市の魅力を同時に発信していただければと思ひます。来るだけではなくて、こちらの魅力も同時に発信していかなければいけませんので、そこら辺の考えについてどのような考えでしょうか、お伺ひしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 臨地実習についての御質問をいただきましたので、全体的にどのような臨地実習を計画されているのかということをお時間をいただきまして御説明させていただきたいと思ひます。

農業経営の実施形態としまして4ブロック、議員おっしゃるように4ブロックに分けておりました、例えば稲作でございますけれども、新庄最上が23、全体としては113の経営体がございます。畑作につきましては、全体で2つですけども、最上からは1つ、置賜に1つという形でブロック分けされております。また、林業もしかりでございます。素材生産ということで最上については6つの会社が候補として挙がっておりますし、全体では22ということで、市長答弁にございましたように、全体として329の

研修先がございまして、うち最上が74ということ
でございます。

県といたしましてはオール山形で取り組んで
いくんだということでございますけれども、議
員おっしゃるように地元が頑張らなければいけ
ないんだなということで、農林部門といたしま
しては実習先とパイプを密にしまして、大学生
がどのようなことを望んでいるのかということ
もおいおいお話を伺いながら支援させていただ
ければと考えているところでございます。以上
です。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 分かりました。ぜひと
もよろしくお願いいたしますと思います。

今回私が質問させていただいた内容は、あく
までも皆さんに知っていただきたいということ
です。農林大学校にしろ、原蚕の杜にしろ、ワ
ンストップサービスにしろ、皆さん知らなけれ
ば使いようがないでしょうし、いろいろな情報
を国なりいろいろなところから、要は知っても
らうことが必要です。その知ってもらったこと
を市民に知らせることも私たちの義務でござい
ますので、ぜひともこれを契機にまちづくり、
そして市役所内でもしっかりとデータ化を
していただきたいと思います。ぜひともそこを
進めなければ、新庄市が掲げる「住みよさをか
たちに」、まさに形にすることが私たちの仕事
でございますし、それは私たちではなく市民全
体が新庄市をつくるんだということが必要だと
思います。そのためには皆様が情報を持ってな
ければ進まないでしょうし、ぜひともいろい
ろなことの可能性も含めまして、皆さんでまちづ
くりを、皆さんと一緒につくっていきたくと思
いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

今回については前向きな答弁をいただきました
ので、ぜひとも、この答弁を含めまして、私
も一步一步進んでいきたくと思いますので、ぜ

ひとも皆さんの御協力をいただきながら、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。よろしくお願ひします。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたし
ます。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

高橋富美子議長 次に、叶内恵子さん。

(2番叶内恵子議員登壇)

2番(叶内恵子議員) 勁草21、叶内恵子、議
席番号2番、通告に従いまして質問をさせてい
ただきます。

新庄市の道の駅についてです。

7月の市報と一緒に、早い町内会ですと26日、
遅くても28日までの間に、市内全戸に市は「新
庄市エコロジーガーデンを道の駅に」のリーフ
レットを配布しました。このリーフレットの裏
面には、ほかの国の補助制度を活用することで、
市の負担としては総事業費の5分の1程度とな
ることを基に協議を進めていきますと公表して
います。これは、当初予算において3月定例会
賛成多数で議会が承認した道の駅登録候補協
議書作成業務委託料を基にして、道の駅登録候
補協議書をもって国土交通省東北整備局山形河
川国道事務所との協議に基づいた成果を公表し
ているものと受け取ったのですが、「ほかの国の
補助制度を活用する」などという曖昧な公表内
容では行政が説明責任を果たしているとは言
えないと思ひます。

まず、エコロジーガーデンを道の駅にするた

めに総事業費約6億5,000万円と試算している
とありますが、市の負担として一般財源を5分
の1程度に圧縮していくと公表している、この
根拠、これを伺います。

次に、厳しいコロナ禍を経験して、さらに厳
しくなろうとしている財政状況の中で、行政運
営の効率化、財政の健全化、これに向けた取組
を継続して推進していくことは当然必須です。
持続可能な行政運営、行財政運営のためには、
限られた行財政資源を効果的、効率的に活用で
きるのかどうかを適正に判断しなければならない、
そのように計画のほうで、行財政改革大綱
であったりそういった計画の中でも市自らが公
表しております。私が申し上げるまでもなく、
行政の皆さんお一人お一人よくよく得心してい
ることであると考えております。

エコロジーガーデンの道の駅を建設し、設置
した後です。発生するのは維持管理費、この維
持管理費についてどのように見込んでいるので
しょうか。道の駅というのは収益性の高い公共
施設となります。道の駅の収益の見込みによっ
て、市の負担がなくても維持、管理、運営がで
きるということを前提に事業計画を進めるとい
うことが行財政改革の中でも求められている、
求められていくことなのではないかと私は思う
のですが、将来にわたって市の行財政運営にこ
の維持管理費が重くのしかかってこないのか、
この事業の収支見込みを伺います。

あわせて、維持管理を行っていく上で、この
道の駅、国との一体化ということで、市の負担
割合を伺います。

まず、この2点について答弁をお願いいたし
ます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお
答えさせていただきます。

御質問の道の駅については、エコロジーガー
デンと連携した駐車場や屋外トイレの要望につ
いて、有利な補助制度を活用して整備するため、
国土交通省との協議を進めているところであり
ます。

1番目の総事業費の試算のうち市の負担割合
を示した根拠についての質問ですが、現在国と
協議中ということで、国道からの接続による国
の直轄事業で整備される部分、それ以外の市が
整備する部分に交付金などの活用を考えており
ます。正式な割合については、全て国との協議
により決まるものと考えております。協議が始
まったばかりでありますので、今後国の考え方、
こちらの考え方をすり合わせていくということ
になると思います。

総事業費につきましても、これまで全国標準
的な算定根拠として高速道路の設計要領に基づ
く標準単価を用いた試算により約6億5,000万
円としてまいりましたが、最近の国との協議の
中で費用の圧縮も可能ではないかという指摘を
受けているところであります。国土交通省とと
もに改めて実質費用の積み上げをする内容で進
めていくものであります。ぜひ御理解のほど賜
りたいと思います。

2番目の維持管理費について、市の負担割合
と収支見込みといった御質問ですが、現在、整
備する施設としては駐車場と屋外トイレ、情報
発信施設などを考えているわけですが、主に警
備、清掃、除排雪といった業務委託に係る費用
として約1,000万円と想定しております。管理
費につきましても、さきに申し上げましたとお
り、今後国との協議によって割合も決定してく
るということをぜひ御理解賜りたいと思います。

収入の見込みについてですが、エコロジーガー
デンの施設運営による使用料収入については
令和2年度で450万円となっておりますが、今
後整備する道の駅部分の収入は発生しないと思
っております。また、エコロジーガーデンの施

設使用料も、農業者などの所得向上や市民活動の広がりなどに寄与する方策で進めてきておりますので、道の駅自体の収支比較といった視点ではなく、エコロジーガーデンの施設利用の拡大とともに、道の駅に設置する市内への誘導など相乗効果を生み出すことが重要であると考えております。

これまでも多くの方々に愛され、利用されてきたエコロジーガーデンですが、その魅力をさらに磨き上げ、利用拡大を目指してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） それでは再質問させていただきます。

国との協議が始まったばかりと今おっしゃいました。答弁いただきました。まずは国交省との協議、初回、何日に行われて、都合何回これまで協議していらっしゃるのでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 国交省との協議の回数ということでの御質問をいただいたところです。

今年度に入りまして、国土交通省との協議のための資料作成業務ということで発注させていただいた成果を基にしまして国土交通省との協議を開始したところでございますが、現在国土交通省に対して市の考え方を示す資料を作らせていただきまして、国に提出させていただいております。国の担当者の方との協議を2度ほど実施しているところでございますが、具体的な内容の部分につきましてはまだ具体的に詰め切っているものではございませんので、その辺は御理解いただければと思っております。

現在、市の考え方としまして、先ほど市長からもありましたように、今後の協議の中で決定していくという負担の割合と施設整備の内容ということでございますが、現在市が考えている

整備の方針について作りました資料を基にしまして現在国に投げかけているということでございますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 協議を進めていくというのは、既に協議の段階から具体的なはずなんですよね。具体化のはずなんです。それが今、課長の答弁で、2度、今までセッションしている、面会をしているにもかかわらず、具体的に進んでいないというのは、何が問題で具体的に進まないんですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 国との協議が進んでいないという御質問でございます。進んでいないということではなくて、現在市が計画している、想定している整備内容について国にお示しし、国の内容で検討をさせていただいているということでございますので、進んでいないということではなく、両者でその整備の内容について検討を行っているということでございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） そうしましたら、市としては、このリーフレットを市民全員に、市内全員に配布をした、その前に国交省と協議をされていますか、それともされていませんか、2回これまでやったという中で、いかがですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回チラシを配らせていただきました内容につきまして、国に示させていただいた内容を基に今回のチラシの文言を整理したところでございます。このチラシの前に、市が考えている内容について国にお示しさせて

いただきまして、協議を実施したところがございます。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 私が質問させてもらったのは、何日と申し上げたんですが、日にちは答えることができないということでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 申し訳ございません。ただいま手元にその日程の資料がございませんでしたので、今お答えすることができませんでした。申し訳ありません。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 私が課長であるならば、日程の資料が手元になくても、行った日にちを明確に覚えているかと思いますが、後ほどその日程の日にちを教えていただければよろしいでしょうか。

そうしましたら、市の考え、市の構想というか、それに従ってこのリーフレットを公表した。市の考えをまずは国交省に提出している、そこまでしか具体的には進んでいないということですね。そうした中で、市として、5分の1の圧縮をしていくという、この事業費用、先ほど今後の検討の中でその事業費自体が圧縮、見直して圧縮の形になっていくかもしれない、それも全部仮定です。具体的に協議が進んでいないわけですから、かもしれない。かもしれないと言っている中で、まずは今現状としてあるのがこの資料だけです。これが現実ですよ。そうしますと、この5分の1、約6億5,000万円を5分の1に圧縮する、そういう試算をしている、それで進めていけるように努力をしていくと。この根拠ですね。市としてどういった国の補助を活用しようと試算しているのか、検討しているのか、それを明確にお答えいただきたいと思

います。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 国との協議を含めての部分ということになりますけれども、まず昨年度2回でしたか、事前相談ということで、3回ですか、行いまして、その中で道の駅の条件はクリアしているということを確認しております。それで、どこからが相談で、事前相談で協議、どこからが協議という部分はございますけれども、4月に入ってから国とのやり取りは行っているところでありまして。そして、市の考え方を今段階で国に伝えて協議しているところで、実際に国は市が示している考え方について改めて整理して、国の考え方を聞くということになるかと思っておりますけれども、その5分の1ということの部分については、事前相談である意味感触とか、一般的な積算の考え方からして、市としては5分の1程度で国と協議を進めていきたいということでございますので、御理解をお願いできればと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 私が申し上げているのは、事前協議じゃない、事前協議というのは去年の段階の事前協議ではもうないわけですよ。まず提案書が可決されて、既に協議の、事前協議ではなく、協議を進められる状況をつくったわけじゃないですか。その協議の中の話は何っているわけであって、それが進んでいない。進んでいなくても市としてこのチラシの中で市民に、市民の税金を使って市民に公表したんですよ。5分の1、事業費5分の1にできると、そういった計画があるから、計画というのは財政の裏づけもあって、計画があるからできるわけじゃないですか、出せるわけじゃないですか、と私は、受け取った側は思うわけです。

そうしますと、では、副市長も前回の答弁の

中でおっしゃっていますよね。歳入部分で有利な制度を活用して、市の負担部分のうちの半分は交付金制度がある、そしてその半分、この交付金制度というのは社総交のことを言っているんだろうなと思うんですけれども、その半分のうちの9割は起債が可能である、じゃあ90%、充当率90%の起債が可能な事業を活用するんだろうなと。その半分は交付税として戻ってくると。措置率が50%あるものと言っているのかな、それは何ですか、そうしたら、具体的に。その事業、事業債、何を示しておっしゃっているんですか。具体的にどの事業債なのか説明いただけますか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 市からの情報発信ということでお示ししたことをございますけれども、なぜしたか、説明したかということでございますが、全額市の負担と解釈されている市民もいらっしゃいますので、道の駅制度という制度を活用することで、確実に市の持ち出しが低くなるという事実を、そういう制度であるということをお伝えしたかったというところでした。

そして、国の道の駅の制度を活用しなければ全額一般会計の持ち出しとなりますけれども、道の駅の制度ということになると圧倒的に市の持ち出しが少なくなる事実をお伝え申し上げたということで御理解いただきたいと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） そうしますと、具体性のある例えば公共等事業債を活用するのであるとか、例えばひと・まち・しごと創生交付金事業に基づいた事業債を使うのであるのだとか。

国は今、全国あちらこちらで自然災害が多発してその対策に追われて、国としての交付金とか、そういった事業にお金を、なかなか財源が実際問題苦しい、厳しい状況になっている。

そういった中で自治体にこういった割り振りをしているのかというと、公共施設等の適正管理事業を進めさせようとしているわけですよね。

その中で、その事業債の集約化、複合化の事業はどうであるのか、これは利率が非常にいいですよね。もしくは長寿命化事業はどうであるのか、立地適正化事業はどうであるのか、ユニバーサルデザイン化事業はどうであるのか。ユニバーサルデザイン化事業なんていうのは、新庄市が今回3月に障害者に優しいまちづくりということで、条例も制定しました。そういった方向に進んでいくのであればこの事業債を活用できるのでは、事業計画をぎっちり組んでですけども、できるのかどうなのかと考えるわけです。

しかし、副市長がお答えくださいましたが、思惑、このぐらいまでできるんじゃないかという、行政たるものがですよ、その思惑の中でこうやって公表するわけです。5分の1に圧縮できるという事業、見つけられないんですね、私のレベルでは、圧縮できる。

ただ、建設当時の事業費が、例えば今まで6億5,000万円の規模でやろうとしていたんだけど、それを国との協議で、新庄市さん、こんなにいっぱい要りませんよねと言われたときに小さくせざるを得なくなっていった場合に、その工事費が小さくなって行って、結果的に計算してみたら5分の1です。これは全く筋が違いますよね、この公表している内容と。

とても曖昧であり、そして言葉の、何か言葉を利用してという言い方は変ですけども、どうとでも取れる表現に終始しているんだろうか。それは市民に対して誠実ではないのではないかと、非常に市に対して信頼できない不信感を持つ市民の方がちょっと多く、この件を通して多くなっているのではないかと、それが顕在化しているのではないかと私は思うわけです。

その事業債、私が今述べました補助事業、事

業債、この中でどれを活用しようと考えて5分の1なのか、そのぐらいは、市として進めていきたいんだからそのぐらいは精査しているのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回、道の駅整備事業に関しまして、活用していこうとしている事業名、また起債等の活用の内容について御質問いただいているところです。

チラシの中で5分の1と記載した中身につきましては、全てを国の交付金等の活用によってそこまで市の負担を圧縮していくということではございません。先ほど市長答弁にもありましたように、現在国と協議をしている最中でございますが、国道と接することで国が国道の管理者として整備する部分とそれ以外の市が整備する部分ということに分けられるというのが今回一体型で進めようとしている道の駅制度の内容でございます。

新庄市が整備しなければならない部分の費用について、有利な交付金の活用をしようということで検討を進めているところでございます。実際にはその事業名まではまだ決定しているものではございません。当初想定していたものでございますが、社会資本整備総合交付金なども活用しながらということ御答弁させていただいたところもあります。社会資本整備総合交付金も含めて、それ以外の交付金、補助金などもいろいろと検討、探しながら、有利な補助金を活用し、できるだけ市の負担を圧縮していきたいという思いの中で進めているところでございますので、御理解いただければと思っております。以上です。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) 求めたいのは、何度も申し上げますが、これはやはり大きい問題なん

です。5分の1、6億5,000万円の事業を5分の1に圧縮する、そういう見込みで試算をしまして、進めていきたいと言っているんです。そうしますと、私が求めたいのは、この事業の本当に明確な試算ですね、積算の根拠であったり計算式であったり、そういったものをしっかりと、しっかりとというか、提出を、提案を出していただきたいなど。このようにパンフレットで市民に公表しているのであるから、その根拠をやはり同じように示していく、実際はこの中でその根拠を示すのが計画というものではないでしょうかと思うんですが。

その中で、市民から質問を受けたんですが、エコロジーガーデンの道の駅を整備していく場合、市の負担8,000万円程度でできるという話が、まちの中でまことしやかに話されているそうです。その出どころは、うわさの出どころはどこかということは明確に申し上げませんが、市当局では具体的な市の負担額についてはこれまで金額ベースで公の場で一切答弁していらっしゃいません。ところが、市の負担額8,000万円というのはこれまでの返答の中でも全く出てこないわけですから、これは適正な数字と言えるのか、言えないのか。うわさの出どころが、これはと思うところだったものですから、今申し上げますが、そうすると市当局と話をしようといううわさが出てくるのかどうなのか、担当課としてはそういった金額が表に出ていくような話し方をこれまでしたか、しないか、それを伺っておきます。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 道の駅整備の市の負担が8,000万円ということのうわさがあるということにつきまして御質問いただいたところです。

私自身、この8,000万円という金額自体が今初めて聞いたことなので、どこが出どころなのか、どこから何を根拠にしたものなのかは私が

知り得る状況ではございませんので、そちらについては御了承いただければと思います。

先ほどの国と協議した日程ということで確認をさせていただきました。1度目が4月28日、国交省に訪問させていただきまして、事前の相談という形で相談をさせていただいたところです。その後、6月17日に市の想定している資料をお持ちして、この内容で国に検討していただけないかということで訪問させていただきまして、協議をさせていただいたところです。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 今ちょっと聞き取れませんが、もう一度、初回が何日で、2回目が何日というところをもう一度お願いしていいでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 1回目が4月28日、2回目が6月17日でございます。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） それでは、6月17日以降、協議が進んでいない。これには国交省から市に対して何らかの宿題というか、あるのではないかと私は思うわけですが、1回目から2回目までおおむね2か月程度です。次はかなり空いているのかなど。何か宿題等があるのではないかと、そういう見方をするわけですが、今現状は、再度伺いますが、どうなんでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 国交省からの協議の内容ということで御質問いただいているところですが、市から想定した資料を基に国土交通省へお邪魔しながら相談をさせていただいた内容について、国土交通省の中で検討を進めているとこ

ろでございます。国から何らかの市に対しての協議内容について宿題等の内容があるのかということで御質問いただいたところですが、具体的な内容としての宿題というものまではまだ来ている状況ではありません。

ただ、市が示させていただいている内容について、改めて考え方や敷地内での施設の整備の方法などの考え方について、道の駅整備としてこの考え方でいいのかどうかということで市が問合せをして、それに答えていただくということについては何度かさせていただいておりますが、こちらについては電話等のやり取りの中でさせていただいたことがありますので、日程等の確認については明確にお答えできないところでありますが、このような内容で協議相談はさせていただいている状況でございます。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まず進んでいないということで、その進んでいないということは理解ができました。また、事業費の5分の1というところに関しても、明確な根拠があって公表した、チラシにまでして公表したものではないということで理解をさせていただきます。

次に、道の駅の維持費、先ほどおっしゃったのが、収支を考えているのではない、まずはその利用の拡大を目指しているのだ、そのようにおっしゃっています。

しかし、道の駅というのは、エコロジーガーデンの利用の拡大のために道の駅という事業があるわけではなくて、道の駅の事業というのは、これは私や多くの方々の理解です、多くの方々というのは他の自治体の道の駅の事業を進めた自治体の考え方であったりそれを基にしておりますが、道の駅の事業というのは収益性を見込むわけですか。なぜ手がけるのか。道の駅の事業をもって市の地域の経済の活性化、生かしたい

産業部門、力を底上げしたい産業部門、そういったところに手を入れられる、それを想定して、想定という言い方は弱いですね、計画して、具体的に事業計画を進めていくと、私はそう理解しております。結局、その自治体の弱い部分、そこにてこ入れをしていく、そういうことに道の駅の事業を活用していると、総じて近年は特にそうであると私は理解をしております。

そういった中で、利用拡大を目指していくためであるならば、まずはkitokitoマルシェを継続させたいという大前提があるように私は思っております。kitokitoマルシェは年間7回、8回ですか、日曜日5時ぐらいまでやるんでしょうか。そうすると、いらっしゃるお客さんは、平日の半日客というか、ずっと長く滞在するというお客さんの層ではないのかなと思うわけです。そうしますと、お客さんが来てもらうことを交流拡大というんですけれども、半日だけ、僅か二、三時間いらっしゃるお客さんから、例えばここが道の駅になっていたらどうだろうかというようなアンケート、意見であったりを時間をかけて吸い上げていってみる、交流拡大に対する考え方がちょっと違うのかなと私自身は思っております。すいません、変な方向に行ってしまうまして、修正させていただきます。

エコロジーガーデンの道の駅の建設後の維持管理費について、こう言われていますね。道の駅の半分は国の持ち物といった形になるので、維持管理費についても除雪や日常の雑費関係を含めて国で半分は補助される。国交省との協議、これまで2回やった協議の中で、必ずどういった負担割合というのはちょっとずつ出てくることだと思っております、だって一体化ですから、一体化でやっていくわけですから。どのような負担となっていくのかなと想定しているのか。半分は国の持ち物なので、国が半分見るんだということが、まちの中でこれも出てきております。この事実関係について確認をしておき

たいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 道の駅整備完了後の維持管理の費用についての負担の額ということで御質問をいただいていたかと思っております。

議員おっしゃるように、道の駅の整備を一体型で進める場合、道路管理者が整備する部分については本来道路管理者が管理も行っていくということが原則となってくると思います。それ以外の市が整備する部分については当然市が管理していくべきものということで、協議の中でその理解については共有しているところでありますが、先ほど来申し上げておりますように、今現在国と協議の最中でございますが、整備の負担区分、割合については今後の協議の中で進められることとありますので、具体的な割合については明確なものではございませんが、おおむね半分として考えたときに、半分については国が維持管理費についても負担を行うと、残りについては市が行うという内容で、その内容で維持管理費の負担割合については国とも協議の内容で共有しているということで御理解いただければと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 国が明確にこんなふう
に整備をして、市の協定書で、何台分まで国が持つのか、これはまださっぱり分かりませんが。そうした場合、補助金が半分だからといって、社総交ですね、整備する際の社総交が半分補助としてもらえるからといって、国が明確に駐車場、何台、ここからここまでは国の対象となりますというものがない段階で「半分は」という曖昧、確証のないことは、課長、言えないのではないかと思うわけです。既に議員も含めて外で話をしていますから、広がっているわけです。

そして、維持費について、これは本当にケー

ス・バイ・ケースです。東北地方整備局管内の国と一体型の道の駅を所有している自治体、どんな維持管理費になっているのか、これは本当にケース・バイ・ケース。

例えば、ある東北管内の最近設置された道の駅、課長が言ったように、例えば保守点検に該当する部分についてはその自治体が56%、国が44%、電気代、水道代も交渉の中でその自治体が50.3%、国が49.7%。日頃の清掃、雑費、トイレトペーパーを補充したりクリーニングをしたり、そういったことが日常的に必要なようになってくるわけですね。それについてはどうかといいますと、これについては国は関与していません。その自治体の負担となります。じゃあ年間どのようにかかっているのかといいますと、そこは雪が降るので除雪費を含めて、その年によってケース・バイ・ケースですが、先ほど言ったように1,000万円を超える維持費、これはその自治体が運営している指定管理者に払うという形で発生してきます。なので、これをゼロにしていくためには、その運営をしている指定管理者の運営力、経営力にかかってくる、そして町としてのバックアップ、PR、それを絶えず行っていかないとこれを解消することができない。その自治体としては、開駅をしてから3年4年たっていますが、解消できていない。それが今どうなっているのか。売上げが上がらない、自治体の財政は厳しくなっているということを正直に話して下さっております。

片や、新庄に近い、同じ東北管内の自治体では、これは非常に新庄市の行財政改革、そういったものに近い方法で運営をしているのかなと思ったんですが、国道と一体化、そしてこの自治体の場合、運営を指定管理に出しているんだけど、計画をしようと構想の段階から次第に基本計画に移っていくわけですが、その計画の段階から庁舎内で徹底的にもむんだそうです。指定管理料、その事業の形態から全て

検討、いろいろな方面から、方向性から検討して1年以上かけてもむんだそうです。そして、その事業、収益性の高い事業を行う場合、これに限っては、指定管理に出しました、その運営で指定管理料とか市の持ち出しが5年後ゼロ円にならないとこういう収益性のある事業に対しては手を出さない決定をします。非常に明確な答えをいただきました。これが自治体のその運営、財政、行財政を任されていることの明確な答えだなと思いました。

これまで質問させていただいた中で、どれもこれも曖昧なんですよ。利用拡大をしていこう、利用者を拡大していこう、でも利用者を拡大して行って、その利用拡大していった後に、その効果、費用をかけた分の目的とする、目標としている効果が地域にどう及ぶのかというのは、当然行政として費用対効果のコスト管理ということで想定されていなければならない、これは当たり前のことだと思うんですね。そういう中で、答えられないというのは、利用拡大が目的だとしても、じゃあその利用拡大がどういうふうにつながっていて、市としての目標のところがこんなふうに変わって影響を波及できるんだ、そういったものが希薄であり、とても納得ができるものではないんですね。そういった点、その費用対効果、実際は厳しく試算して出せなければいけないと思うんですが、出せない理由はどこかあるんでしょうか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 エコロジーガーデンの道の駅ということについてでありますけれども、エコロジーガーデンそのものをなぜ整備するかという部分でございますが、産直まゆの郷が開業して20年を迎えるということもありますし、kitokitoマルシェということで1日2,000人以上の来場者があるというのも事実であります。

そして、エコロジーガーデンの周辺にある地

域資源というものも豊富で、文化財の登録で整備してきたところであり、そのほか御霊屋などもあって、その地域資源を活用して歴まち法によるまちづくりに着手しているところがあります。そして、北側エリアの開発ということも視野に入ってきたところではありますが、現在駐車場が不足しているということで、平成30年当時だったと思いますが、議会の皆様に駐車場整備が必要だということも申し上げてきたところでもあります。

そして、これを普通の制度、一般財源を投入すれば全額負担ということになりますが、道の駅の制度を活用すれば確実に一般財源の持ち出しは少なくなるということでもあります。そして、実際、道の駅として登録することで、国交省を通じて全国に情報発信できるということがまちづくりの視点と考えた中での整備でありますので、御理解いただければと思います。

2 番 (叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番 (叶内恵子議員) 道の駅として整備をするのであれば、平日、あそこを利用する人が現実的に何台、車があって、イベントのときに何台あって、そういった具体的に必要性、道の駅として整備する必要性に係る基本的な提示すべきデータですね、そういったものをきちっと出していきたいと思います。

時間がなくなりまして、最後に締めくくりさせていただきますが、山形県の県民の生の声のコーナーに、北のゲートウェイの道の駅の設置は県の施策として行うのですか、また県が主体となって行うのですかと、これは多分市民の方からの質問だと思うんですが、8月11日付意見が投稿されました。市は、北のゲートウェイは県主導、県主体とこれまで発言を続けてきましたが、山形県としては、道路行政の方針を示す山形県道路中期計画2028において、ゲートウェイとなる道の駅整備促進に向けた市町村の取組

を支援していくこととしています。また、道の駅の設置者は原則として市町村であることとされており、県としては引き続き市町村と経済界の取組を支援することで……。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、これより今田浩徳議員が出席しております。

小嶋富弥議員の質問

高橋富美子議長 次に、小嶋富弥さん。

(15番小嶋富弥議員登壇)

15番 (小嶋富弥議員) 皆さん、御苦労さまです。9月定例議会一般質問者の議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

今般発言通告いたしました発言事項は3点ありますので、順に従いましてお伺ひいたしたいと思います。

最初の質問は、地域経済についてであります。

終えんの出口の見えないコロナ感染禍の中で、国・県、市でも地方創生臨時交付金の活用をはじめ緊急的な経済支援施策を行ってまいりました。そこで、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により地域経済活動が沈滞しておる地域において、消費を促し、地域における消費の拡大、経済活性化を図るために、市では新庄市地域経済活性化商品券(COWCOW商品券)事業を実施いたしました。

私は、タイムリーな企画であったと評価いた

すものであります。そこで、この事業の結果、検証、評価をお尋ねいたしますので、お聞かせください。

次に、キャッシュレス決済を使ったキャンペーンについて、市ではどのような考えをお持ちかお尋ねいたします。

経済対策の例として、自治体においてキャッシュレス決済を使ったキャンペーンを開始して、これらの金額は数億円規模の大きな経済効果を生んだとされております。

申すまでもなく、時代の流れの中でキャッシュレス化が急速に進んでおり、公共料金の電気代、水道料金、税金の支払いも含め、また多くの商店でも利用できるような仕組みが進んでおります。これらは、コロナ禍において、お金の手でのやり取りでなく、非接触で精算ができるので、新しい生活様式に対応しておるので、注目されておるのであります。

新庄市においても、キャッシュレス決済という新しい生活様式により、コロナ対策を講じながら地域にお金を落としてもらえようような仕組みを構築し、コロナ禍の打撃を受けている地域経済を動かし、市内店舗の売上げ増加の起爆剤となり得る手段として考えてはいかがでしょうか。これらについて、市としてのお考えをお聞かせください。

次に、地域経済についての3つ目の質問をいたします。

これは、企業版ふるさと納税制度の活用を図って、市の有力な財源確保のツールとする仕組みについてであります。

申すまでもなく、企業版ふるさと納税の正式名称は地方創生応援税制といい、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に寄附すると寄附額の大半が税額控除される仕組みであると認識しております。地方創生の一環で創設された地域活性化事業に寄附した企業の税負担を軽くす

る仕組みで、坂本哲志地方創生担当大臣は記者会見で、この制度は自治体の財源確保の有力なツールであると述べ、引き続き企業や自治体に活用を呼びかけると報道で述べております。これらについて、市の考えをお聞かせください。

それでは次に、発言事項2番目の学校教育についてお伺いいたします。

まず、国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校児童生徒に1人1台のタブレット型端末が整備されました。本格運用に向け、試行錯誤中だとは思われますが、県内の町村によっては全学年で積極的に活用しておると伺っております。そこで、運用に向けた新庄市の端末活用についてはどのように図られておるのかお伺いいたします。

次の質問です。

さきの5月27日に2年ぶりに実施いたしました全国学力・学習状況調査における結果公表が、去る8月31日、文科省が行いました。調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るものと承知しております。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てて、その取組を通じて教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立するものと思っております。そこで、本市におけるそれらの結果の状況についてお聞かせください。

次に、新型コロナウイルスの第5波とも言われておるコロナ禍の中、児童生徒の2学期が始まりました。学びと健康の維持のため、大変な御苦労が続くものと思っておりますが、児童生徒が安全安心に学校生活が過ごされるように、どのように取組を図られておるのかお伺いいたします。

それでは、発言事項の3番目として、台湾とのホストタウンについてお伺いいたします。

2020東京オリンピック・パラリンピックが終わりました。当市では東京オリンピック競技大会に参加する国、地域の住民等が、スポーツ、文化、経済などの多様な分野での交流を通じ、地域の活性化等に生かし、東京大会を超えた末永い交流を実現することを目的とする取組として、ホストタウンとして台湾のバドミントン競技を選択いたしました。このコロナ禍によって交流事業は思うように事が進みませんでした。しかし、今回の東京オリンピックによる台湾選手のバドミントン競技の活躍は目を見張るもので、男子ダブルスが中国選手と決勝戦で戦い、堂々の金メダル、女子シングルス決勝では中国選手に2対1で惜敗の銀メダルと、すばらしい活躍でありました。ホストタウンの市としても心から祝福をしなければなりません。東京オリ・パラは終わりましたが、それらを含め、今後台湾との取組の考えをお尋ねいたすものであります。

私が通告いたしました質問は以上でありますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、地域経済についての御質問ですが、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、山形県でも8月に入り第5波に突入したと言われ、市内の地域経済に対しても大きな影響を与えております。

御質問にあります新庄市地域経済活性化商品券、通称COWCOW商品券は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により地域の経済活動が沈滞していることから、商品券を利用し、市民の消費行動を喚起することで、地域経済の

活性化を図ることを目的として発行いたしました。令和3年3月1日時点で新庄市に住民登録されている市民全員を対象に配付し、令和3年4月24日から6月20日までの使用期間中、多くの市民の皆様から御利用いただいたところであります。配付した商品券の使用率は約97.5%、換金総額は1億6,803万500円に上り、地域経済活性化の一助となったと認識しております。

次に、キャッシュレス決済を利用したキャンペーンに対する本市の考え方についてですが、キャッシュレス決済を利用したキャンペーンは全国的に展開されており、県内でも昨年10月の酒田市を皮切りに、現在まで5つの市や町で実施されました。非接触で買物ができるため、新しい生活様式にも対応した形で消費喚起を図ることができる点などが注目を集めております。

当市におきましても、地域経済活性化対策や新しい生活様式、インバウンド需要への対応についての事業効果を十分に検証し、事業者への支援策の一つとして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、企業版ふるさと納税ですが、平成28年度に創設された制度で、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して民間企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除を受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減される仕組みとなっております。自治体の地方創生プロジェクトをより一層充実強化するための制度であり、寄附を行う企業と寄附を受ける自治体双方にメリットがあり、地方創生を進める上での財源確保に有効な制度であると捉えております。

新庄市は、令和2年度に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画、新庄市まち・ひと・しごと創生計画の認定をいただき、地方創生プロジェクトへの寄附を受け入れることが可能となり

ました。この計画が第1期新庄市総合戦略に基づくものであったため、3月に策定した第2期新庄市総合戦略にのっとった計画に更新し、7月に国の認定をいただいたところであります。これにより、戦略に記載している幅広い分野の事業にこの制度を活用できることとなっております。

先行してこの制度を活用している自治体では、地域の特色を生かした観光振興、ふるさと回帰を狙った人材育成、災害に強いまちづくり事業、文化芸術事業への活用例が見られます。特に近年、重要視されている持続可能な開発目標SDGsの視点からの事業を構築することで、自治体と企業が共通のゴールに向かって取り組む姿勢が注目されております。

寄附を頂くためには市が企画する事業と企業側とのマッチングが重要であると認識しておりますので、先行自治体を参考にしながら、地方創生プロジェクトの企画立案、磨き上げを行い、制度を活用して寄附を頂ける企業へアピールするための情報発信手法を検討し、有効な財源確保の手段となるよう取り組んでまいります。

次の質問であります学校教育並びに台湾とのホストタウンにつきましては教育長より答弁させていただきますので、私の壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 初めに、GIGAスクール構想に基づいたタブレットの運用に向けた活用の取組についての御質問にお答えします。

タブレットの活用につきましては、まずは1日1回、短い時間でもいいので積極的に使っていくように指導しています。児童生徒、教職員にとってタブレットは特別なものではなく、授業で使うノートや鉛筆と同じように気軽に使える道具になることを目指しています。

授業での活用については、児童生徒がインタ

ーネットを使って気軽に調べ学習をしたり、動画の資料を見たり、写真や動画で撮影したものを記録や観察で使用したりするなどしています。また、タブレットに入っている学習アプリを使ったドリル学習で短い時間での効果的な学習を行ったりしています。

教員は、情報を共有するアプリを使い、皆さんの資料を紙ではなくデータとして児童生徒に提示することで、教材の準備を簡略化することができるようになりました。また、児童生徒の発言や、やり取りの様子を画面上で視覚的に把握することができるので、一人一人の到達度や困り感を見取り、子に対する適切な支援につなげることもできるようになりました。

課題として、校内で児童生徒が一斉に同時使用する際のさらなる高速化などに向けた通信環境の改善が挙げられます。また、今後タブレットを家庭に持ち帰って学習を行ったり、オンラインでの授業が行われたりする際に、どのような問題点があり、どう対処するかを実情を捉えて検討する必要があります。

教職員の授業におけるタブレット利活用の促進に向けては、市の研修会や情報共有アプリなどの具体的な活用方法について周知し、支援を図ってまいります。

今後も児童生徒の情報活用能力の育成と一人一人の学習権の保障に向け、ソフト面、ハード面の両面から改善に向けて取り組んでまいります。

次に、全国学力・学習状況調査における当市の状況についてお答えします。

今年度の学力調査の結果については、全国の平均正答率と比較した場合、小学6年生の国語は上回り、算数については下回る結果となっています。小学校国語は平成30年度より全国平均を上回り、算数は依然課題となっております。また、中学3年生については、今年度は国語、数学のどちらも上回る結果となり、長年の課題

であった学力向上について改善が見られました。

今年度の結果については、小中学校を通してこれまでの授業改善や個に応じた指導の充実など、学力の育成に向けた様々な取組の成果が現れてきたものと捉えております。

学習状況調査については、小中、義務教育学校ともに、自分でやると決めたことはやり遂げるようにしているか、難しいことでも失敗を恐れないで挑戦しているかという設問への回答の割合が高い結果となっています。また、地域行事への関心も県や全国平均よりも高く、市が進めるふるさと学習でふるさと新庄の文化や歴史などについて多くの視点から学んでいる成果と捉えています。

現在、調査結果について詳しく分析を進めておりますので、各校の傾向からしっかり対策を立て、さらなる学力向上につなげられるよう取り組んでまいります。

学校教育に関して最後の新型コロナウイルス感染に関わる取組などについてお答えします。

2学期が始まり、学校では県内や市の状況を踏まえながら緊張感を持って感染対策を講じています。マスク着用や手洗い、3密の回避をはじめとする日常的な取組に加え、様々な教育活動が安全にできるよう各場面で工夫し、指導しています。また、児童生徒の健康状態の把握については、体調不良の際は登校を控え、受診していただくなど家庭と連携し、できるだけ早く対応するよう努めております。

また、8月20日から9月12日までの山形県感染拡大防止特別集中期間の通知を受け、当市教育委員会では9月の対応として、県内外にかかわらず修学旅行は延期する、部活動における交流や移動を一部制限する、校外での感染対策について事前指導を徹底するなど、学校に具体的な指導を行いました。ほかに、修学旅行に行く中学2年生、3年生のワクチン優先接種、密の回避のため、登下校のスクールバスの増便など

を行ったところです。

今後も地域の状況など情報収集を行い、必要な対策を講じながら安全安心な学校生活を実現してまいります。

最後に、台湾とのホストタウンについてお答えします。

本市は、台湾のホストタウンとして平成31年2月28日に登録され、台湾バドミントン協会や台湾オリンピック委員会などを訪問しながら相互に交流を図ってまいりました。しかし、昨年来のコロナ禍において、台湾のバドミントン関係者との交流は困難を来しておりましたが、ホストタウンをきっかけに台湾と本市の小学校との間に交流が生まれ、オンラインによる児童交流を実施することができました。また、日本政府が台湾にコロナウイルスのワクチンを提供したことへのお礼として、台湾の医師の方々からホストタウンである本市にマスクを寄贈したいとの申出があり、1万枚を頂戴して、市内の小中学生などに配布したところです。

今後につきましては、バドミントン競技により生まれた台湾との関係性をレガシーとして、東京2020オリンピックのメダリストを多数輩出している台湾バドミントン協会との関係を強固なものとし、ジュニアアスリートとの交流などを実施できるよう準備をしております。

また、スポーツに限らず、昨年度実施いたしました新庄小学校の児童によるオンラインなどによる交流の継続や交流する学校の拡大など、国際理解教育の充実を図るとともに、市民の皆様にも台湾の方々との交流の機会を設けていただけるようにしていきたいと考えております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に影響されてしまいますが、コロナ禍にあってもできることを模索しながら、市の国際交流の一助となるよう努めてまいります。以上であります。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) 多岐にわたる御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、COWCOW商品券について再質問したいと思います。

かなり九十何%と高い換金率だったと思いますけれども、どの業種、どのお店にお金が回ったかというようなことがあればお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 COWCOW商品券がどのようなお店で使われたのかという御質問にお答えしたいと思います。

商品券につきましては、これまでもそうなんですけれども、多くは大型スーパー等で使用されております。今回のCOWCOW商品券につきましても、上位10店舗のうち多くが大型スーパー、ドラッグストア等の量販店でございました。これが約66%でございます。そのほか33%については小売業等が含まれているということでございます。よろしく願いします。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) やはり日用品的なものが、生活用品に主に回ったというようなことですね。消費喚起になったことに対しては地域経済にとってはよかったかな。ただ、残念なことは、地元の小売店といいますか、その辺が少なかったというのは、その辺課題ではないかなと思うんですけれども、そういった商品券を活用して、自分のお店にもぜひというようなアプローチ、拡大の方法も小売店あたりと、会議所を通じてでしょうけれども、そういうものを使って売込みというか、上がるようなお店の努力も必要ではないかなと思いますので、これを教訓にして、さらに地元の商店街の方々にも頑張るような仕組みを考えていただければなおいいの

ではないかなと思いますので、ひとつその辺、これを経験としてというか、データの的なもの、それになっているわけですので、そういった使い方をやって、なるべくコロナ禍に負けないような地域経済を行政でも後押ししていただければ大変ありがたいのではないかなと思います。

キャッシュレスは検討するというので、これはスマホ決済と、そしてポイントがつくんじゃないですか、ポイント、その辺。片方では現金、我々なんかはどっちかという現金派というか、公費を投入するのに一部の住民しか恩恵を受けず、公平に欠けるというような、なかなか導入に踏み切れない自治体もあるやなしやに聞いていますけれども、時代の流れとして、みんなが待っていると進まないんですね。その辺、使い勝手の悪い方にも、こうやって使うと利便性があるよということもPRしながら、そういったものの先行事例というか、先達みたいなことをやらないとなかなか進まないというようなこともあると思いますので、その辺を考えながらというか、使い勝手の悪い人にもこういうふうにとというようなPRを丁寧に行っていけば、なるほどなと思うんです。

私、大変個人的なことですが、あるコンビニに行ったんですよ。店員さんとお金をやり取りするったら、いや、ここの何とかボタンを押せばあれだと。カード、何々のカード、いっぱい何かあったけれども、現金というのを押してくださいと。現金を押して、ここから入ると領収書が出てきて決済なる。ああ、これが、やはりこういう時代だなと思うんです。1か月ぐらい行かないと進むんですね、そういう近代的なもの。それはお金を入れて決済できるからいいんだけど、やがてそれもなくなるんじゃないかなというような、そういう気もしました。そういうことも含めながら、これ全部やったってこれはとっても難しいでしょうけれども、まずそういうことをやって、利便性のこと

も大事だと思いますので。これ、課長、やる気あるかないか、ひとつ。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 非常に難しい質問を投げかけられました。やる気があるといえはありますし、やれるかどうかということも問題だと思います。

キャッシュレスのキャンペーンにつきましては、他の自治体を見ましても還元のポイントを公費で賄っているという状況がございます。こちらがどれだけ市の財形を圧迫するかということもございますので、消費喚起の起爆剤、非接触型で新しい生活様式に対応したという点では評価できると考えてございますが、それらを総合的に判断しながら、導入するあるいはそれを引っ込めるという判断をしなければならないと思いますので、もうしばらく検討させていただければと思います。よろしくをお願いします。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) 一つの私の提案、提起という形で受け取っていただいて、前向きに御検討なさっていただければありがたいなと思っています。

次に、企業版ふるさと納税、市長の答弁を聞くと、もう下地はできたと、あとはやるのみだというようなことだと思うんです。

例えば企業が100万円をすると90万円が控除なって10万円に課税というような制度なんですよ。観光とかいろいろなものに、人材確保とか多岐に使えるわけで、ここは事務方、行政の知恵がとても必要で、賢い事業展開をしていく必要があるのではないかなと思うんです。

それで、いろいろ考えたんだけど、新庄市は風致のまちをつくると、そういうものにも企業に呼びかけてということも可能なんでしょう。そこで、課長としてはどのような事業にこ

れからふるさと納税の財源を充てるか、やりたいなというお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 企業版ふるさと納税につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、自治体、我々の知恵を使う、我々の企画する事業とそれに対して事業者から、いい事業だねとマッチングしていただけることによって寄附を頂けると思っております。

昨年から、信金、中央金庫のふるさと事業の応募がありまして、今年度も信金と打合せをしながら、いろいろと応募したいという形で動いております。

先例の事例を見ますと、先ほども申しましたように、観光人口とか地域の特色を生かした事業、SDGsの観点から持続可能なまちづくりという視点などが有効だというお話も聞いております。そうしたことから、具体的なところまでは申しませんが、新庄市の歴史、祭り、こうしたものが一つの誇りであり、これから新庄藩の400年祭事業とか歴史的風致とかありますので、その辺の新庄らしさを一つテーマにして応募してみたり、企業にこれからアピールしていけばいいのではないかなと我々は思っておりますので、今おっしゃられましたように知恵を絞りながら企画していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) なぜお尋ねしたかという事は、昨日も私たちの会派の石川議員がふるさと納税の質問をして、当初は2億円を計上したのが15億円になったという大変喜ばしいことを聞いて、よかったなと思うんですけれども、これから決算特別委員会になるわけですが、その前に監査委員からまとめてお話、結び

でありましたね、持続可能な財政基盤の確立が新庄市にとってはこれからも、新庄市のみならず、多くの自治体もそうなんでしょうけれども、そういった手段、国の手段をうまく活用して財源確保というのは、なかなか認証を集めるのは大変でしょうけれども、こういう新しい制度、知恵を絞ればお金が出てくるわけで、青森県の某村ではふるさと版で10億円を集めたという事業体があるし、そんなに大きい金額でなくてもいいわけですので、ぜひぜひそれ一つやって、何か地域、新庄が元気になればいいなという思いですので、よろしく願い申し上げます。

次は、教育関係でお願いします。

G I G Aスクール構想、教育長は1日1回でもいいから、子供たち、児童生徒が使えるようにということなんでしょうけれども、まだなかなかそこまで、全部の学校に行っていないと思うんですね。何かセキュリティが厳しくて、なかなか持ち出しというのが、何か充電するものがあって、勝手にできないということ、まだまだ行っていないのではないかなという気がします。いろいろ問題あるでしょうけれども、先生方の意識革命、先生方は大変だけれども、先生方がまだそこまでいられない、いけないというような、コロナ禍で授業を休んで、予定より進まないということも考えられるのではないかなと、私はそういう気がします。端末の運用、保守が大変だと思うんです。高速化によって容量が足りなくなるというお話もいただいたけれども、その辺のことはどうなんでしょうね。もう少しそういったものに対する設備が本当に、ただ物だけ入れたけれども、使いこなせないような、まだ環境整備がなされていないのかなという気がしますけれども、その辺のことはどうなんでしょうね、教えてください。

高橋昭一 学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子 議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一 学校教育課長 児童生徒のタブレット端

末の運用についての御質問でございますが、議員おっしゃるように、学校によってはアカウントの提供も時間差がございましたので、比較的早くから使っている学校と少し遅れて使った学校があるのは事実でございます。

このたび、全校、全学年の利用状況等も集めておきまして、比較的使い始めているところでもあります。近々全校の担当者を集めてその成果等も報告する予定でございます。

なかなか気軽にということが難しいと先ほどお話しいただきましたけれども、充電については、イメージとしまして、朝、充電器から自分の机に持ってきて、1日手元に置いて、帰るときにまた充電器にという形で、これはあくまでも例示ということで、いつも机に持っているということを提案させていただいております。

職員については、確かに負担感を感じている職員はいるだろうと思いますが、いつも言っているのは、子供たちからも学ぶ姿勢でというか、一緒にやっていくということで、まずは気軽に使っていくというところから指導しているというところでもありますので、また細かいいろいろな報告で、使い方について報告する機会も設けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

平向真也 教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子 議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也 教育次長兼教育総務課長 端末の運用面での御質問については私からお答えさせていただきたいと思っております。

確かにコロナ禍でリモートワークとかが増えていまして、全国でG I G Aタブレットが相当な数あるわけですし、こちら通信が本格化しているということで、回線がかなり混み合ってきているという状況でございます。原因として幾つか考えられると思っておりますけれども、やはり

家庭への持ち帰りですとか通信環境の整備は大事でございますので、今後とも改善に努めてまいりたいと考えております。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) 大変だけれども、頑張っていたかかないとということで、お願いするわけでありませう。

学力テストのことを伺います。結果的には全国平均を小学校6年生の国語はアップ、算数は下回った。中学3年は両方ともアップというようなことで、改善が見られたということで、頑張っていたかかないというような気持ちでありますけれども、これから小学校の算数、若干下回ったというのは詳しく今後聞けると思うんですけども、教科担任制度というのが、萩野学園あたりと普通のを比べてみて、施設一体型の萩野学園あたりは、小学校の算数は、これ言わねが、せっかくなつたから、傾向ぐらいひとつ教えてください。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 ただいま義務教育学校の1つの学校についての結果でございますが、特定しての結果についてはお答えできないんですけども、いわゆる教科担任制が進んでいる学校については効果があると申し上げたいと思つてます。これについては、全国学力調査もそうなんですけども、NRT(全国標準検査)とか到達度のCRTという全国テストをやっておりますので、国語、数学、算数に限らず、いろいろな教科でいいますと教科担任制は効果があると申し

上げたいと思つてます。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) ありがとうございます。

子供たちの安全安心については細心の注意を払ってやられていると思うんですけども、10月以降、修学旅行等は、ワクチンを打った、ある部分では緩和というか、学校サイドに任せるようなことができるんでしょうか。いろいろな行事も、文化祭とかいろいろな行事も含めて、どのようなことなんでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 学校行事とワクチンの話がございましたが、先日、9月の通知をもちまして、市内の小中、義務教育学校の修学旅行については、県外、県内にかかわらず延期をするようにお願いをしたところでございます。現状としましては、10月以降に行き先を変えたりとか、泊を伴うものにつきましては日帰りであるとか様々学校で判断していただいて、感染対策を取りながら、できるだけ修学旅行を実施するような形で進めているところであります。

同じように、文化祭、新庄市は合唱祭が多いんですけども、これにつきましても保護者の数の制限とか、多いのは時間を分けて分散して実施という形が今のところ検討されているようでございます。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) ホストタウンについてお伺いします。

ホストタウン選んだのは、ポストコロナ後のインバウンドで台湾との交流を深めたいというような思惑があつて台湾のバドミントンとしたと思うんですけども、ポストコロナ後もインバウンドの関係で、これは教育委員会じゃなくて市当局だと思つてんですけども、これを契機

に台湾とのインバウンド、どうお考えでしょうか。恐らくポストコロナなると思うんですけども、その後に関してお聞きしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 ポストコロナでのインバウンドということで御質問いただきました。

台湾に限らず、現在交流していただいているところがあるわけですが、そちらにつきましては、現在の状況を見極めながら、これが収束した後は行くよということも多く旅行者から言われております。台湾だけでなく、タイ航空からも直接連絡がありまして、日本のコロナが収まれば、すぐ行く用意はできているので、準備をお願いしたいということでも言われています。

台湾については、親日国でリピーターの方が多くいらっしゃるようで、新庄にも多くの方が来新されておりますので、そちらについてもコロナの状況が改善次第、飛行機も飛んでくるとなるとかなりの方が来新してくれるのかなと思ってございますので、それに向けた準備を現在の段階から進めていかなければならないと考えてございます。よろしくお願いします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 台湾は身近な国であって、今後ともいろいろな交流は大事だなと思いますので、ホストタウンも、もう少し祝福をやってもらいたいな。今、何ですか、子供たちもオンラインでできるわけですので、台湾選手、オリンピックで金メダルを取ったら、よかったなというのをオンラインでもう少し情報を発信してもいいかなという感じがいたしますので、その辺の取組、もう少し頑張っていたきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 ホストタウンとして台湾との子供たちの交流ということで、確かにオリンピックで大活躍された台湾の選手、バドミントンの選手の方々へ、子供たちとか競技連盟の方々を通してオンラインで祝意というか、申し上げるという機会が必要だったのかなと思っておりますので、折を見ながら、遅くなってしまったかもしれませんが、そういうことも併せて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

八鍬長一議員の質問

高橋富美子議長 次に、八鍬長一さん。

（4番八鍬長一議員登壇）

4番（八鍬長一議員） 勁草21、八鍬長一です。9番目、一番最後の質問ということで、お疲れでしょうが、よろしくお願い申し上げます。

今日も本合海から出て、私は農道を走って新庄のまちに向かってきます。本当に黄金の波の中を車で走ってきます。今年は幸い、大きな水害もなくよかったなと思っていた矢先に、せんだって米代金の前渡し金額が新聞に報道されていまして。そのお金が回り回って新庄のまちの中の経済も潤すわけであります。本当に田園都市である新庄、農作物一つ一つの結果について一喜一憂しているこの頃であります。

私は通告に従って3点について質問しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、新庄インターチェンジ付近の道の駅の協議が進んでいないということで、市民は、なぜ進んでないのか、多くの市民が新庄市の今の進め方に違和感を持っています。その原因については後で申し上げます。

まず、山尾市長は、これまで先頭に立って、本当に道路行政、その中でもとりわけ高速交通網の整備促進について陳情や要望、そして新庄での道路大会の開催など沿線自治体と一緒にやって取り組んでまいりました。新庄市政にとって交通網の促進整備をしていくということは歴代市長にとっても大きな課題でありました。市議会も当然そのことを支持して行動してきた、そういう経過を承知しています。それは交通網の整備によって経済を循環させる物流だけでなく、人を運び、交流し、産業をつくり、人が集まることによって、交流することによって新しい文化を運ぶからであります。

いよいよその成果が今、実を結ぼうとしております。私たちの目の前に来ております。言うまでもなく、高規格幹線道路、東北中央自動車道、いわゆる縦軸は前倒しされまして、今年中に新庄までつながるということを聞いております。来年には泉田道路が昭和の入り口まで供用開始されます。地域高規格道路、横軸である新庄酒田道路も順調に工事が進んでいると聞いております。いわゆる高速道路公団による高速道路の整備でなくて、高規格道路の整備という手法によって高速道路は新たな魅力を生んでおります。それは何かといいますと、料金所のない、無料の高速道路であるからであります。そういう点では、高速道路をめぐって車の動き、人の動きが大きく今までの価値観と変わってくると思います。

新庄は江戸時代から陸路の交通の要衝として発展してまいりました。明治以降は鉄道の十字路であります。高速交通網の十字路である新庄市、これはほかでは決して新庄と同じような条

件下にありたいといっても地理的条件から成り立ちません。言わば与えられた新庄の地理的条件、特性を生かすには新庄インターチェンジ付近に道の駅を設置するほうが良いと多くの市民が望んでおります。その協議が進まないのはなぜか。何が理由か質問いたします。

次に、看護専門学校建設断念、ちょうど中止から2年がたちました。その後、その建設予定地は土地開発基金で取得したわけでありすけれども、まだ新庄市の持ち物として持っております。2年たって、どんな努力をして、今後どんな整理をしていくのかお尋ねいたします。

3点目は、技術系職員の採用についてお尋ねします。

初日に石川議員が質問していますので、なるだけ重複しないようにして、私は技術系職員の採用に絞って質問いたします。

今年4月1日現在の新庄市の職員総数は274名であります。昭和40年代の数字からいいますと本当に隔世の感がいたします。その頃は400人を超えていましたので、人口減少とともに職員の数もかなり絞られてきているというのが実態であります。

その274名のうち技術系職員は管理職3名を含めて21名です。職員全体の7%にすぎません。さらに、その半数以上が45歳以上であります。35歳以下の職員は6人しかおりません。年齢構成を考えたときには、今後の課題等を考えたときには異常事態である、そのように思います。

そういう実態から、学園や小中学校を管理する教育総務課、市民プラザ、文化会館、図書館、公民館を管理する社会教育課には、かつて技術系職員、技師が配置されていましたが、2年前から、そして昨年からは1人も配置されておられません。今、新庄市の公共施設は長寿命化計画の実施をはじめアスベストの問題や耐震改修など技術系職員が関わる課題が大きくありますし、そして職員として後輩への問題点の継承、

そういうことが非常に大事であると思います。私は、技術系職員が少な過ぎる、そのように思っております。

そういう中で、今年度の技師の採用の見通しについてお尋ねいたします。

ひとまずこの辺でお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、八ヶ岳市議の御質問にお答えさせていただきます。

新庄インターチェンジ付近を交差する高速交通網整備は、横軸に新庄酒田地域高規格道路及び石巻新庄地域高規格道路、縦軸は新庄湯沢地域間高規格道路といった各同盟会があり、長年の要望活動の成果もあって、開通見通しが発表されるなど着実に進んでいるところであります。

御質問の道の駅につきましては、現在本市は第一にエコロジーガーデン隣接の道の駅を進めておりますが、インターチェンジ付近の道の駅に関する協議は今まで県の主導による最上管内8市町村の間で進められてきました。

その協議が進まないのはなぜかといった質問であります。市としては、施設規模や設置場所、経営母体、収支構造など大きな課題があると考え、将来の財政負担とならないよう慎重に協議を重ねる必要があると考えております。

また、施政方針の中におきましても、道の駅につきましては第一義的にエコロジーガーデン、そして第二義にインターチェンジ付近ということをお答えさせていただいております。

その中で、新庄市の将来を考えたとき、まずは新庄駅に既に駅の駅があるということを私はその当時発言させていただきました。自分も反省しながらですが、この利活用ということに真剣に取り組んできたか、あればいい、そこにあればいいということなのか、この方策自体もしっかりと進めなければいけないだろうと思って

いるところであります。そうした意味で、人口減少社会における本市の在り方ということを実践に考えなければいけないと思っております。

また、エコロジーガーデンにつきましては、登録文化財ということでもありますので、道の駅手法による駐車場の拡大、もし拡大がなされなくても、なくなったとしても、エコロジーガーデンそのものは維持運営しなければいけない。それらをしっかりとするためにも、要望のある駐車場の整備ということは急務であると考えております。

また、道路がつながることによって、その町にどのような形で人を寄せるのかということが大きな目的であり、道の駅そのものが通過点であると、まちの中には誰も入らないということで果たして満足できる道の駅であるか、そこを情報発信として8市町村それぞれの目的に沿って出かけられる、そういうことのお考えもあるのではないかと様々なことを考えながら、将来の財政負担にならないよう慎重に協議を重ねる必要があると考えているところであります。

2番目の高速交通網の十字路の優位性といった質問ですが、検討しているインターチェンジ付近については、主に高規格道路における多くの物流関係の道路利用者の中継や休憩施設といった機能、この機能と連携したサービスの提供が期待されると考えておりますが、設置場所をはじめ様々な課題を整理する議論が必要と考え、今後も県と8市町村の間で協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、旧看護師養成所建設用地についての御質問であります。

旧看護師養成所建設用地につきましては、令和2年1月に庁内検討組織として旧看護師養成所建設用地活用等検討委員会を設置しており、これまで当該用地の活用について検討してきたところであります。今年度に入り、当該用地を中部保育所移転用地の候補の一つとして検討し

てまいりましたが、このたび移転用地が最上公園内に選定されたことから、改めて旧看護師養成所建設用地の活用について検討を進めているところであります。

今後は、町なかのにぎわいの創出などの観点から、専門職大学の学生などの若者を対象とした宿泊施設といった活用も選択肢の一つとして捉え、可能かどうか検討に入りたいと考えております。引き続き当該用地の有効な活用について検討してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、技術系職員の採用についての質問でございます。

オリンピックや災害復興対応など、近年の社会経済情勢により、技術系の人材については官民間問わず需要が多く、多くの自治体が人材の確保に苦慮しているところであります。

市職員の年齢構成を見ましても30代の技師が極端に少ないなど、技術系職員の確保は市として喫緊の課題であると認識しております。技術系職員につきましては、この3年間で土木技師2名、建築技師1名を採用し、来年度の技術系職員につきましても、上級土木技師の採用が見込まれますとともに、今月実施する後期試験におきましても初級土木、初級建築、社会人経験のある土木職等、募集している職種それぞれに応募があったところであり、複数の技術系職員を採用できるものと見込んでおります。

また、第5次総合計画では人を育てる職場づくりを掲げており、採用後におきましても職場内研修の活性化により実践的な知識や技術はもちろん、組織としての価値観、考え方なども含めて共有し継承していくような職場づくりを進めるとともに、引き続き技術系職員の人材確保に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 最初に、土地開発基金によって取得した土地のことについてお伺いいたします。再質問いたします。

既に決算書が渡っていますけれども、現在の土地開発基金は総額で1億7,000万円、うちすぐ土地開発基金の目的に沿ったような使用ができる現金というのは4,000万円であります。この4,000万円の残高について、新庄市が今いろいろな形で多方面にわたって事業展開していますが、その事業の執行に影響があるのか、ないのか、それを1点。

それからもう一つは、断念、中止から2年がたっています。本来であれば、民間の土地でありましたから固定資産税として収入が入っているわけであります。そう長く放置できるものではないと思います。見通しがつかないのであれば、民から得たものは民に返す、そういうことによって新たに収入が確保できれば、それはそれで一つの整理の方法ではないのか、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 初めに、基金の質問でございましたので私からお答えさせていただきます。

決算書の中に記載していますとおり、現金については議員おっしゃるとおり4,000万円の現金がございます。その執行に問題ないか、いろいろな事業をする上で問題ないかということでございますけれども、実際にこの基金条例、公共もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るための基金だということでございます。

実際に今現在、そうした近々の事業に係る土地の取得という部分については、近々の部分については特にないということで、4,000万円の部分については、実際に大きな事業をする上で1億7,000万円の総額の基金でございますが、

これまでも現金の部分についてはそれなりに買戻しの部分で現金化してございますけれども、まだまだ足りないということも承知しておりますので、その辺については、その事業、先行取得するような部分が発生するに影響がないように、基金の部分については今後とも買戻しの部分については進めていかなければならないということは十分把握してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 北本町の看護師養成所建設予定跡地につきましては、これまでも、市長答弁にありましたように、まずは、議会からも提案がありましたけれども、保育所の移転先の用地としての検討ということで8月までさせていただいたところでございます。

答弁にもありますように、これからまた仕切り直しというのはおかしいですけれども、検討に入っていきたいということで思っております。それにつきましては、何とか、午前中の質問にもありましたけれども、せっかく専門職大学の学生が令和6年に40名、それから4年かけて160名という方が来るので、その若い人たちが町なかで生活していただく上で有効活用できる土地になるのではないかなということで、選択肢の一つとして今考えているところでございます。ただ、これから検討に入っていく形になりますけれども、そうしたことを選択肢の一つとして、例えば八鍬議員おっしゃるように民から民へという形で、民間の方がそういったことに敏感に反応していただいて、あの土地を使ったら面白いんじゃないかとかということも出てくるかもしれませんし、様々な在り方はこれから検討してまいりますけれども、今現在考えているのはそういった若い人たちが町なかに来ることの一つのきっかけになるようなことを考えられないだろうかということを選択肢の一つとし

て今捉えておりますので、もうしばらく検討時間をいただきたいと。8月が終わりまして、この議会が終わりましてからまた検討に入りますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 再度いろいろな角度から検討していくということではありますが、あまり引きずってもしようがないと思うんですよね、やはりどこかの段階で整理つけないと。進んでも断念してもどっちの場合でも、いずれはどっちの場合でも問題は起きるということ承知した上で判断したわけですから、その後始末も私は早めにやったほうがいいと思ひます。

それで、大事なことですから確認しておきますが、取得した土地は土地開発基金の中の財産の土地として残っているのか、または新庄市の公有財産の中の普通財産で残っているのか、そのところを確認したいと思ひますので、財政課長、よろしくお願ひします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 今の土地については、土地開発基金を原資として買わせていただいたということになってございます。実際の所管については財政課で所管しているということになっております。実際の活用については、先ほど総合政策課でお答えしたとおり、活用の検討会については事務局が総合政策課にあるということになってございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） そうしますと決算上に出てくる新庄市の公有財産の普通財産には入っていないということですね。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 決算上、決算書の中の基金の財産ということになっております。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番(八鍬長一議員) それでは、職員の採用の問題については、問題を認識していただいておりますので、ぜひそういう方向に進めていってほしいと思います。

職員の皆さんに申し上げたいといいますか、もっと自信を持っていただきたいと思っております。市長の任期は4年です。我々の任期も4年です。しかし職員は40年前後、この新庄のまちのためにいろいろな角度から仕事に携わっております。その時々行政課題をクリアしていかねばならないのは当然のことですが、ぜひ常に長期的視点に立って新庄のまちづくりを考えていってほしいと思います。

採用試験の在り方にもせんだって総務課長が答弁していましたが、採用試験のやり方の問題もありますけれども、何よりも大事なのは、市民に寄り添い、魅力あるまちづくりをしているんだ、新庄はということで、好印象を発信者に持ってもらうということが一番大事ではないでしょうか。そのことを申し上げまして、先ほどの答弁の内容で今後とも進めていっていただきたいと存じます。

引き続きといいますか、再度、冒頭の道の駅の問題に戻ります。

市長から説明あったんですが、せんだっての副市長の説明もそうでしたけれども、どうも大きな点で私と認識の違いがあるのではないかと思っています。それは、先ほど市長の答弁でもありましたけれども、第一義的にはエコロジーガーデン、その後に「県が主導する」という言い方をしています。いわゆる北のゲートウェイですね。県は、主導といいますか、8市町村のまとまりを手助けするための段取りはいろいろありますが、県自体が道の駅をつくるわけ

ではありません。御存じのように道の駅の設置者は市町村が原則であります。その辺の認識の違いがあると思うんですが、これは大事なことです。ですから、どう思っていますか、その辺のところを確認したいと思います。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 今年度、会議というものは開催されておりませんが、昨年度2回、会議は開催されましたが、その説明の後に、私から県の幹部の方に、今の説明については県の施策で進めるのかという質問に対して「そうです」というような回答があったことも事実でありました。その後、その前後も含めて、県が主導で進めるのか支援で進めるのかという部分について、会議の席上、我々に説明しているという記憶は今段階でないというのが現状であります。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番(八鍬長一議員) 最近、新庄の市民の方もいろいろな点で道の駅に関心があって、私もじゃなくて、県に真っすぐいろいろな問合せもやっているようです。これは県のホームページですから発表しても問題ないと思うんですが、これは9月3日付のホームページですが、「北のゲートウェイ道の駅の設置は県の施策として行うのですか。また、県が主体となっていくのですか」と、この問合せが8月11日に入っております。それに対して県の返事は「ゲートウェイとなる道の駅整備促進に向けた市町村の取組を支援していくこととしています。また、道の駅の設置者は原則として市町村であることとされており、県としては引き続き市町村や経済界の取組を支援することで、最上地域全体の機運醸成を図ってまいります」と、そのように返事をしていると思うんです。

それで、市長にお尋ねしたいんですが、8市町村の協議には副市長が出席ということであり

ますけれども、新庄市長、山尾市長としては副市長にどんなミッションを与えて、会議に臨んでもらいたいということを言っているのでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 その当時であります、県が主催し、副市長レベルの皆さんを集めて、こういう形だという説明を聞いたと報告を受けているわけで、こうしなさい、ああしなさいということは私からは言っていないわけであります。

私は、第一義的にエコロジーガーデンの道の駅を進める、新庄市はその方針であると、この1点だけでありまして、インターチェンジ付近については話を聞くという立場で終始していると思っております。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 3月議会の新庄市の予算書の提案から、エコロジーガーデンを第一義的に設置すると。その後、市民の方々からいろいろな反応が出ました。この議場でもある議員から、市民に十分な説明が必要ではないかという話があったんですが、まず議会にということ、市民に執行部が積極的に説明して、市民の理解を得ていくという方針が示されませんでした。やっと7月末になって市民向けの、今日午前中にいろいろ問題になりましたリーフレットが配布されたわけでありまして。

私たちは、コロナ禍の中で、このままでいいのだろうか。私もそれなりに市民の知っている方に聞きましても、エコロジーガーデンの道の駅、聞いてみんなびっくりしました。

私どもの会派勁草21では、7月6日から8月5日まで、ちょうど1か月間です、暑い中でしたが、市内本合海の畑地区から北は土内まで、市内あちこちの113か所で市議会の街頭報告会をしました。もちろんコロナ禍の中でありまして。

1番目にはコロナワクチン接種の問題を市民に報告して、その後に道の駅のことが大変問題になっておりますと。マイクで叫んでもなかなか最初のうちは出てきませんでした。ぼつりぼつりと人が出てきて話を聞いてくれました。113か所やった中で、エコロジーガーデンの新庄市の考えについては「あそこ、ねえべや」という人がほとんどであります。113か所やって「エコロジーガーデンでもええが」という人が2人いました。あとそのほかは、今まで市長がいろいろな高速道路の運動をやってきたということも市民は知っております。そういう点で、インターチェンジ付近の道の駅整備で進んでいる、そのように思っていた、そういう市民がほとんどでありました。それから、意外と市民が知らないのは、無料の高速道路であるということが分かりませんでした。高速道路が開通しても、ある時間になればまた有料なんなべや、有料なれば旧国道に車が戻ってくるのではないかと、そういう理解をしている市民がほとんどでした。途中から私たちは高速道路の制度の在り方、道の駅の制度の在り方ということで、長い説明にはなるんですが、そういうことも含めて市民報告会をやってまいりました。

その結果、私どもは、新庄市が選ぶ道は新庄インターチェンジ付近、それを市民の多くが望んでいる、そのように肌で実感として感じました。

また、さらには8月に、首長たちのほかに、いわゆるウエストラインと言われております新庄石巻道路の4つの市議会の議長たちが集まって連携会議も発足しました。そういう点で、今まで市長が進めてきた高速道路の整備計画、これからもいろいろな山場を迎えながらも、新庄の行政指針として進めていかなければならないのではないかと思います。

市長は道路を造ることと道の駅をどうするかは別だという理解をしているように私は思える

んですが、私はそうではないと思います。与えられたチャンスを行政の新たな課題として生かしていく、そういうことが必要ではないでしょうか。市長の感想で結構ですからお伺いしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 高速道路網の整備と併せて道の駅の在り方についての考え方ということで御質問をいただいたところでございます。

これまでも新庄市といたしまして、縦軸である東北中央道、横軸としての新庄酒田、石巻新庄道路については、要望会の中でも様々な活動をしなが、国、また国会議員の先生方にも要望してきたところでございます。おかげさまで開通見通しなども公表されまして、令和4年度には縦軸の県境をまたぐような開通が見通されているところでございます。

この状況の中で道の駅の整備ということで、在り方についてどう考えるかという御質問でありますが、市といたしましても、高速交通網の交差点付近ということは今後も物流関係の交通量が増加するというので、重要な場所であろうということは当然認識しているところでございます。そのために、物流に係る車両のための休憩または中継点としての道の駅、またはスペースとしての駐車場の整備ということも重要な課題ではないかと考えているところでございますが、この内容につきましては、新庄市をはじめ最上郡内8市町村で活動を行ってきた同盟会の中でもございますので、一致団結した意識の下でその整備を進めていくことが重要であろうということは市としても認識しているところでございます。

このようなことを踏まえまして、最上郡内8市町村で十分な検討を行いながら、中継点となる道の駅については今後とも協議を重ねていきたいと考えているところでございます。以上です。

4番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4番（八鍬長一議員） 高速道路の整備が進むことによって、先にエコロジーガーデンの整備をしてしまうと2つの道の駅を持つという方向になっていかざるを得ないと思います。それが正しいかどうかは今日は申し上げませんが、インターチェンジ付近の道の駅の重要性というのはいろいろな意味で大きな、新庄最上にとってのビッグチャンスであると思っていますし、先ほど前段で質問ありました、私どもが長く願っていました東北農林専門職大学の開校も令和6年に迎えております。大学と連携する道の駅というのもいいんじゃないでしょうか。

それに加えて、ウエストライン構想、ウエストというのは一番腰が細くなっているという意味もあるそうですが、新庄を通って日本海から太平洋、太平洋から日本海に向かうのは一番東北では短距離なんです。

当然、道の駅の整備は第3ステージに入っていると言われていますが、広域連携の災害対策の道の駅、いわゆる防災道の駅としての機能が期待されております。そういう点では新庄は8市町村の一員ではなくて、もっと、何と申しますか、新庄最上の中心都市として積極的にインターチェンジ付近の道の駅に主体的に関わっていく必要があると考えていますが、最後に市長の考えをお尋ねしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 この議場で何度か申し上げているわけでありましてけれども、1つは、何回も言いますが、新幹線が来たとき、市民運動の中でゆめりあを建て、1億円ですか、2億円ですか、集めて、新幹線が欲しいと。新幹線が来れば全てまちの中が活性化できる、こんなビッグチャンスは二度とないということを当時、市民の多くが思ったわけでありまして。

その後、私も議会に身を投ずることになって
の会話は何が始まったか。新庄市が8割負担で
はないか、郡部は何をしているんだというよう
なせめぎ合いがこの議場で何度も繰り広げられ
たわけです。その根源は何かといいますと、なぜ
新庄市だけが8割負担しなければいけないんだ
と。郡内みんな負担するべきだ、そういう
議論には蓋をかけられる。ずっと新庄市が8割
負担でいくということでもあります。しかし持ち
物は広域ということです。広域のほとんどの施設
は新庄市が45%前後を負担するような仕組み
になっているわけでありまして。様々な考え方
があるかもしれませんが、広域にそうした施設を
また抱かせるということがいいのかどうなのか
ということも慎重に考えなければいけないと、
私の頭の中ではそう考えています。

今、防災道の駅も言われました。新庄最上の
防災の拠点である広域消防本部の建て替えとい
うことが間近に迫っております。戸前川の脇に
ある消防署、いつ氾濫するか分からない、そこ
に高機能指令室があると。これは部品が令和7
年度までだということで、延ばし延ばししてい
るわけですが、それもはらはらしながら
見守っているわけでありまして。

新庄市が突っ込め突っ込めということをお
おっしゃるわけですが、その責任と負担とい
うものが常に回ってくると。今回の市報
でも書かせていただきましたが、10年後には最
上郡より新庄市のほうが人口が多くなる。当然
10年後の負担率というものも当然上がってくる
ということが想定されます。

ビッグチャンスというのは言葉では簡単であ
りますけれども、何がビッグなのか私はよく分
からないです。

多くの道の駅がありますけれども、通過点に
なっているところも多くあります。市内に入っ
てこない、そこで終わりだと。

県が当初示した道の駅の構想の中では、8市

町村それぞれが道の駅を持つこと、そして真ん
中に情報センターを造る、そういう提案があっ
たわけでありまして。しかし、その後いろいろな
紆余曲折があつてインターチェンジ付近だと、
何々だということをお県が主導してきたとい
うことでもありますので、じゃあ県で主導してもら
いたいという経過があつたということでもあります。

新庄市が突っ込むということは責任を取ると
いうことでもあります。道の駅の6割以上は赤字
ということは、逆に言えば多くの市民の皆さん
は知らないわけでありまして。

最近できた米沢の道の駅等を見ると確かに多
くの人が入り出している。それはそうです。ポ
ジションもいいなと思います。山形25万人、福
島30万人、人口を入れますと前後で70万人近
くの方々がいて、その真ん中にあります。非常
に利用価値が高いだろうと思います。

今後、新庄市が、インターチェンジ付近と言
われる、計算方法が国土交通省から発表されて、
令和12年度、10年後ですけれども、4万台が通
るだろうと。その根拠というのは数字だけ見て
私も分からないんです、どういう車が通ってい
るのか。私の近くの道路を見ていると、朝昼
晩、大型トラックだけですよ、大型トラック。

道の駅を成功させるには地元の人々の利用が6
割必要だと言われております。6割以上を地元が
使って初めて一般的に言われる産直が成立する
かもしれないということでもあります。多くの皆
さんが道の駅に来るのを想像したとき、何が
目的で来るのでしょうか、恐らくトイレと食事
ですよ。そこで買物は何をするだろう、何を
するんだろうと私は想像してしまうわけ
です。その辺の協議を8市町村でしっかりと
やらないで突っ込んでしまったら、それこそ
大やけどするだろうなと思っています。

先ほどありました、職員は40年、我々は1
期ごとであります。ゆえに慎重にならなければ
いけない。そういうことで、人口減少社会にお
ける

る行財政の在り方ということは、町村はもっと人口が減ってくるんです。ということは全国全部減るんです。今までの経験則の成功事例が全て当てはまるかということはありませんし、ポストコロナの後、これからどういう人々の交流になるのか。今までの経験則ですよ、皆、成功体験を持った、経済成長の時代に育った方々が、これはおかしい、おかしい、道の駅は必要だと。若い人たちから、道の駅なんて聞いたことがない、「僕、行かないから、車に乗らないし」と。そういうことも含めて慎重に考えなければならぬということなわけでありませう。

長くなって大変失礼ですけれども、先ほど申し上げました新庄駅には、情報センター、物産館、食堂、裏には1,000台の駐車場を備えているわけです。また何かがということ、ないよりあったほうがいいということの繰り返しでいいのか、この辺は十分に議論し、協議し、頭の整理をして考えたいということで、第一義的、第二義的と分けていることをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 本音を言っていたきまして、ありがとうございます。

私は、私の考えを、新庄最上全体を考えた場合にはインターチェンジ付近しかない、その主張をしました。今後とも主張してまいります。

ありがとうございます。以上で終わります。

高橋富美子議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日9月14日から9月

23日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を9月14日から9月23日まで休会し、9月24日午前10時から本会議を再開いたしますので御参集願ひます。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

令和3年9月定例会会議録（第4号）

令和3年9月24日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 小関紀夫

農業委員会会長 浅沼玲子

農務委員会会長 横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 庭崎佳子

総務主査 叶内敏彦
主任 小松真子

議事日程（第4号）

令和3年9月24日 金曜日 午前10時00分開議

（決算特別委員長報告、採決）

- 日程第 1 議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 日程第 7 議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 8 議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 9 議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号字の区域の変更について
- 日程第12 議案第55号市道路線の認定について
- 日程第13 請願第2号米の需給調整に関する請願
- 日程第14 請願第5号米の需給調整に関する請願
- 日程第15 請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
- 日程第16 請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引

下げることを求める意見書提出についての請願

(質疑、討論、採決)

- 日程第17 議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第45号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第46号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)

(上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第22 議会案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第23 議会案第3号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について
- 日程第24 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程(第4号)のほか

- 日程第25 議会案第4号米の需給調整に関する意見書の提出について

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

決算特別委員長報告

高橋富美子議長 日程第1議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長佐藤文一さん。

（佐藤文一決算特別委員長登壇）

佐藤文一決算特別委員長 おはようございます。

それでは、私のほうから、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは、御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの計7件であります。

審査につきましては、9月16日及び17日の両日にわたり活発な質疑が行われたところでござ

います。

初めに、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論が、山科正仁委員より認定することに賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件、議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件、並びに議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定

についての計6件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についての1件については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

議案第37号令和2年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第37号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票の結果は、賛成15票、反対1票であります。賛成多数であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第41号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第41号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第41号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第38号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第39号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第40号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号令和2年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての4件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第42号令和2年度新庄市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号及び議案第43号の4件は委員長報告のとおり認定し、議案第42号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第8議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

山科正仁総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

審査のため、9月14日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、今回の改正のポイントをどのように把握しているかといった質問がありました。総合政策課からは、本改正における一番大きな部分は、情報提供ネットワークシステムの管理者が、従来総務大臣だったものが、デジタル庁の発足に伴い、内閣総理大臣になった。デジタル庁が発足して、これから日本のデジタル化社会を自治体と一緒に進めていくというところがポイントになっていると思われるとの説明がありました。

その他、法改正に伴う自治体への影響やマイナンバーカードの取得率についての質問がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく願い申し上げます。

高橋富美子議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 総務文教常任委員長の報告によりますと、マイナンバーカードの取得率について審議があったというお話でしたが、その取得率はいかがだったのでしょうか。

山科正仁総務文教常任委員長 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 総務文教常任委員長山科正仁さん。

山科正仁総務文教常任委員長 取得率という点で質問ありましたが、これは原課で課が違うということで把握しておりませんので、回答いただいております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) そうですか。マイナンバーカードを多くの市民に取得していただこうと国を挙げて進めている状況だと思います。しかし、市民課の課長も前におっしゃっていましたが、強制はしないのだとおっしゃっていました。

しかし、今の国の流れを見ますと、健康保険証をこれに代えるとか、あるいは運転免許証もこれに代えるとか、そういう形でこれがないと医者にも行けなくなりそうな、健康保険証だけでは行けないか、あるいは運転免許証がマイナンバーに変わるということになるのか、そういうふうに全員が持っていくようにしようというのが今の国の流れだと思います。

そうなりますと、1つのマイナンバーカードで、ここには顔認証ということも出てきますが、これらが全て医者に行くにもマイナンバーカードを持って、顔認証をかざさなければならないとか、それを医療関係者はいろいろ照合しなければいけない。照合するための設備も100万円とか、すごくかかるそうですけれども、その人数やその手間暇がすごいらしいです。そういうことを考えたときに、このまま一応強制はしな

いとおっしゃっていただいておりますが、持っていないといけないように持っていかれる今の状況だと思います。そうなったときに、本当に情報を守れるのか。1つの番号で、その人の病気も薬も、あるいはもしかすると信号を赤のときに渡ったのも記録されているかもしれない。プロファイリングという形で、プロファイリングというのが、1人の姿が、本人が分かるだけでなく、全て行政が握る。そして、それが民間にも情報が流される。そして、警察がそれを使うということが今想定されております。中国のような管理社会、選別、そういう方向に今行こうとしていると言われております。

そういう意味では、個人情報に本当に守れるという審議があったのか、どうでしょうか。

山科正仁総務文教常任委員長 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 総務文教常任委員長山科正仁さん。

山科正仁総務文教常任委員長 本案件は、御質問の内容は総務文教常任委員会に付託されておりますので、御回答は控えさせていただきます。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番 (佐藤悦子議員) この個人情報保護という点では、EU、ヨーロッパでは、特にドイツで分かりましたが、マイナンバーという形で国民に総背番号制を迫るやり方は、憲法違反ということでやらないことになっているそうです。EUでは、個人情報を保護するための法律、憲法を守るという形で、かなり強くなっているのに対して、日本では緩い。個人が管理され、選別される、そういうふうに使われる方向に今向かっているという点で、私は住民、市民の暮らし、それから権利、思想信条の自由、行動の自由、そういった個人情報を守られる権利、これが侵されている方向に向かうのではないかと懸念しております。

そういう意味で、総務文教常任委員会におい

ては、審議を今後よく研究なさっていただいて、一つ一つ吟味を今後やっていただくようお願いいたします。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号新庄市個人情報保護条例及び新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第51号については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第9議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第16請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げをを求める意見書提出についての請願までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願4件です。

審査のため、9月15日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてと議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子育て推進課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からは、電磁的方法と文書による方法の併用ということで、電磁的方法によることは義務ではないということよろしいかとの質疑がありました。

子育て推進課からは、電磁的方法については、あくまでもすることができるという表現であり、保護者の方の同意を得てということになってお

り、義務ではないとの説明がありました。

ほかに、マイナンバーカードの取得についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第52号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からは、施行日はいつを予定しているかとの質疑がありました。

子育て推進課からは、議決日と考えているとの説明がありました。

ほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第53号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第54号字の区域の変更についてと議案第55号市道路線の認定については、都市整備課職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第54号字の区域の変更については、審査に入り、委員からは、市内の字の変更をするということで、それによる市への影響はどうかという質疑がありました。

都市整備課からは、国の土地として国有林として管理されていたものが、その一部を国土交通省が所管する国道用地として所管替えになるために必要な地番を付すということであり、市としての関係は出てこないとの説明でありました。

ほかに、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第54号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号市道路線の認定については、審査に入り、委員からは、行き止まりであっても市民の不都合を考えて認定していこうと変わったということかという質疑がありました。

都市整備課からは、市道認定要綱に基づいて、条件を満たす路線について提案しているものであり、行き止まりであっても、事前に道路管理

者と協議し、開発許可を受けたものについては、道路に張りついている市民の方の不都合が生じないように、できるだけ市道に認定できるものについては、市として認定していく方向としているとの説明がありました。

ほかに、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第55号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第2号米の需給調整に関する請願及び請願第5号米の需給調整に関する請願は、件名及び内容が同じであることから、一括審査することとし、請願第2号及び第5号の紹介議員と農林課の職員の出席を求め、紹介議員からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、市の減反の未達成者の面積と乖離面積はどのぐらいかとの確認があり、農林課からは協力していただけなかった方は353名、生産の目安320ヘクタールに対して、521ヘクタールの作付があったということで、その差が減反非協力者の未達成面積だと考えている。また、乖離面積は85ヘクタールということで維持しているとの説明がありました。

ほかの委員からは、保管に関わる倉庫の強化に係る部分の補助の強化について、倉庫の新設とか補助の部分は国の補助メニューでカバーできないのかとの確認があり、農林課からは令和2年度産の予算については、国は補正予算で倉庫の予算を取っていたようであり、来年度産の予算については、まだはっきり示されていないが、同じような制度を続けると難しいのではないかという説明がありました。

その他、令和2年度産と令和3年度産の米の概算払いの価格の比較について確認がありました。

委員からは、米価というのは高ければ高いほうがよい。実際にJAが買ってくれるお金で農家はやっているわけだが、農家自らが約束を守らないで、売る自由だけを言い、米が余るのは

当たり前だと思う。それを十二分に考慮してもらい、県下のJAが一致団結してまとまってくれたのはありがたいと思うといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、採決した結果、請願第2号及び請願第5号については、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願については、請願の紹介議員と農林課の職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、ミニマムアクセス米の輸入についての確認がありました。

委員からは、請願の内容について、主として当てはまる部分はあると思うが、請願の全体の内容となると、請願事項4が入ることかどうかと思うといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、この請願については、先ほど採決した請願とは状況認識が違っている。国は水田フル活用ということで、主食用米を作らなくても、農家の所得を維持できる政策を打ち出しているのでは、その認識が違う。また、GATT、ウルグアイラウンド交渉で米の貿易について約束したわけだが、国対国の約束なので、ここは我々が手をつけられないものだと思うといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、採決した結果、請願第3号については、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

最後に、請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げを求める意見書提出についての請願については、請願の紹介議員と健康課の職員の出席を求め、紹介議員から趣旨説明の後、審査を行いました。

委員からは、ワクチン接種率を高めることによって、外出などの問題はあがるが、マスクをし

たりすることである程度は防げると思う。二類から五類感染症に引き下げることについて、国でも検討しているとすれば、早期に治療して重症化を防ぐためにも大事なことだと思ふといった意見が出されました。

ほかの委員からは、現在は発熱外来を設置している一部の医療機関のみで対応している。保健所だけでなく、医療従事者全体の負担を考えると、この請願は適切かと思ふといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、在宅もしくはホテル等で医師の専門的な治療を受けられず、非常に不安を抱えている方が多い。無症状や軽症のうち医師の判断が受けられるという体制が望まれているのではないかと思ふといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、世界的なパンデミックであり、いまだ収束していない状況である。ワクチン接種も3回目という話もされている状況の中、ウイルスも進化して変化しているので、今の段階では時期尚早ではないかといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、インフルエンザ並みの特効薬が出るとか、病原体の変異をきっちり追跡調査できるような医療的な約束が得られるというのが一つの条件になってくると思ふ。やはりそれまでは我慢というところではないかといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、二類相当から五類感染症に引き下げるとどうなるかについては、1点目に外出自粛要請ができなくなる。2点目に、入院勧告措置ができなくなる。3点目に、就業制限がなくなる。4点目に、陽性であっても無症状の方に対しては治療されない。5点目に、診断の結果、陽性と判断された方の保健所への届出について、直ちに提出しなければならないところが7日以内となる。6点目に、入院できる医療機関が指定病院以外も一般の病院も

可能となる。7点目に、医療費の自己負担が発生するというを含めて、二類相当から五類感染症に引き下げるとは大変危険な行為であると思ふといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした結果、採決した結果、請願第4号については、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

高橋富美子議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第52号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号新庄市家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号字の区域の変更について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号字の区域の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号市道路線の認定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号市道路線の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号及び請願第5号については、件名、内容が同じ請願でありますので、一括して質疑、討論、採決を行います。

それでは、請願第2号及び請願第5号米の需給調整に関する請願について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、

討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号及び請願第5号米の需給調整に関する請願については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号及び請願第5号は採択されました。

次に、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について質疑ありませんか。

3 番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番(新田道尋議員) この請願が不採択という委員長からの報告がありましたのですが、聞いておりますと、内容は、中身は、請願の内容を大きく言えば、米の需給調整と同じなんですよね。改善という言葉は使っていますが、何ら中身は変わらない。在庫米を早く、いかにしてなくすか。多いから、市場価格が下がってくるということになっているわけですから、前年度の古米が少なくなれば、米価が下がらないということで、市場価格制を取っているものですから、こういうこと、請願事項の中に4項目ありますが、こういう方法を取れば、米が、古米が調整できるのでないかということをやっているだけで、何も4番目にうたったミニマムアクセス米がどうかこうとかのことを審議してくれなんて何も言っていない。あくまでも米の需給調整ということ。調整をすれば、古米がなくなれば安定するから、農家の経営も安定してくると。プラス、地域の経済もこれは大きく影響してくるわけですから、そういう対応を取ってもらいたいという請願の内容なんです。何か聞いてみますと、ミニマムアクセス米に固執した

ような審議をしているように聞こえてきたのですが、これちょっとおかしいんじゃないかと思うのですが、どうですか。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 先ほどの報告でも申し上げましたとおり、この第4号、アクセスミニマム米に対してが入ることにより、趣旨が違うようになっていると言う委員の方がいらっしやった結果でございます。

3 番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番(新田道尋議員) 先ほども申し上げたとおり、趣旨を尊重していただきたい。これは、一つの方法であって、こういうことをすれば、三、四項目は調整ができるのではないかということ提案しているんです。そういう捉え方をしていただきたい。あくまでも中身は、その前文の請願の趣旨に沿って審議をしていただきたいという思いです。審議のし直しを要求します。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 ただいまの件でございますが、一応その趣旨に関しても話が出たのは事実でございます。この趣旨に関していろいろな意見があった中で、結果としてこのような結果になったということを御理解いただければと思います。

3 番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番(新田道尋議員) 理解するには、ちょっと私は難しいですね。何ら、その前の請願通った2号、5号と、内容的には、趣旨は全然違っていないんですよね。どこをどういうふうに違ったと見るか、ちょっと分からないのですけれども。大きくは、一番問題になったのは、ミニ

マムアクセス米という字が出てきたから、そこに固執しているということが言えると思うのです、委員長の報告を聞いていると。これは何も、ここをどうにかしろなんて一切言っていないんですよ。あくまでも、一番先の見出しにあるとおり、需給の改善と米価の下落を止めるんだという請願なんです。そこに集中して、皆さんの考えを、この請願に対して審議していただきたかったなと私は思うのです。どうでしょう。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 このたびの請願に対してですけれども、こちらの請願事項の4番というものは、やはり入っているものでありまして、この中に入っているものを審議するというので、私ども委員会では話をした次第でございます。以上でございます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) さきに出ている農協を中心とした請願の内容と、今回この請願者が農民運動山形連合会というところを出している内容と、請願の趣旨というのは大きく変わらないと思って、見ました。

この中で、ミニマムアクセス米の輸入米というのが、農協の中央においても、JAの中でも発表として、これがミニマム米の輸入のために国内生産を縮小させていると、そして減反が強化されてきたのは事実だということを発表しています。こういった内容について、具体的に賛成者なり、反対者なり、この請願を審査するに当たって発言があったのかどうなのか伺います。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 内容については、

ミニマムアクセス米ということで話は出たのですが、それに関しては、やはり国の意向ということで、新庄市には直接なものではないという捉え方の意見で協議されていたところですよ。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) 国の政策があって、私たちの生活、私たちの生産ということが、こうやってやっぱり締められているというか、限定されているというのは事実で、現に農協の組織としても、ミニマム米について解消していくべきだということを、国に対して声明を出している、発表している、その事実があるということ審議の中で、国の政策だから、1970年代に結んだ条約だから仕方がないというものではないと思うのですが、議論の中でそういった賛成者、反対者、出なかったのか、再度伺います。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 そのような話も出ております。先ほど言ったような形で、叶内議員が言ったような内容のことも委員の中から出ております。そのような中で協議した結果、このような結果になったということ報告させていただきます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん、賛成か、反対か。

1 番(佐藤悦子議員) 請願に賛成です。

高橋富美子議長 原案に対し賛成討論として、佐藤悦子さん。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番（佐藤悦子議員） 請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願に賛成討論を行います。その理由は、4つです。

第1点目は、米価の下落状況の深刻さです。市内の農協の農家へ支払う概算金は60キロ当たりで、はえぬき、あきたこまち、ひとめぼれなどが9,300円となり、去年より2,400円下がったということでした。雪若丸とコシヒカリは9,500円で去年より2,500円下がり、つや姫は1万5,000円で800円下がり、モチは9,800円で4,200円も下がったということでした。

米の生産に係る費用、生産費について、農林水産省は、山形県が1万2,422円であると発表しています。生産費を3,000円も下回る概算金となっております。1992年、はえぬきは60キロ当たり1万9,000円でした。これが、今度1万円近くも下がったのです。市内の稲作農家は、このままでは米が作れなくなると言っています。再生産可能な米価を、せめて生産費に見合う米価をとというのは、市内の農家の心からの叫びではないでしょうか。

反対の2つ目の理由ですが、過剰米の責任は国の失政にあるということ。過剰米は、コロナ感染拡大が原因であり、農家には何の責任もありません。需給調整として行われた減反は、ほぼ達成されたと言われております。それにもかかわらず、コロナ危機が長引き、過剰在庫が積み上がる一方です。このままでは来年度産の米価も暴落しかねません。おいしい国産米を食べ続けたいという消費者の願いも危うくしてしまいます。過剰米については、国の責任で市場から隔離すべきです。

3つ目の理由は、政府が買い上げて、生活困窮者への支援米として活用すべきだということです。米の消費量について、農林水産省は、2020年1人当たり2.5キロも減ったと説明しております。この20年間で1年で2キロ以上消費

が減ったのは、リーマン・ショックで大失業を招いた2008年の2.4キロ減の1度だけだそうです。コロナ感染拡大の影響で、食べたくても食べられない困窮の状況が言われています。コロナ感染拡大の中で、仕事やアルバイトをなくした学生や生活困窮者への支援を政府の責任で行う必要があります。

4つ目は、米の77万トンもの輸入が、米価下落の最大の原因だということです。産業厚生常任委員会では、ミニマムアクセス米は国同士の約束だから変えられないと言う委員がおられました。これは、米の輸入を進める立場に立っているものです。稲作に頑張る農家の立場に立っていません。ミニマムアクセス米については義務ではないと、2004年の国会で農林水産大臣が日本共産党の高橋千鶴子議員に答えております。

バターや脱脂粉乳について、輸入調整をこのたび政府は行いました。このことをこの請願でも書かれております。米も輸入を減らす調整ができるのです。アメリカなどでは、日本と違って無理して米を作っているために、塩害、そして土地の砂漠化が心配されています。日本の水田は、塩害も連作障害もなく、何年でも作ることができる。日本の土地と気候に適した農業です。それなのに、水田に主食米を作るなど国産米には過去最大の減産を強いながら、需要の1割にも及ぶ77万トンもの米の輸入を続ける。これほど露骨な米、水田潰しがあるのでしょうか。こんな無責任な農政に対して、本市議会として本請願を採択すべきだと思います。

以上です。

高橋富美子議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。
請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第3号については、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票の結果は、賛成4票、反対12票、賛成者少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。
ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。
次に、請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げを求める意見書提出についての請願について質疑ありませんか。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 先ほど委員長から、この請願を採択するのは時期尚早というお言葉がございました。やはりこの請願書は届くのも時間がかかりますし、国全体でも少しずつ感染が抑えられていると思いつつも、早めに、要はこの請願書を提出するものが必要かと考えます

が、そのような委員会の中で討議があったのか、なかったのかをお伺いしたいと思います。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。
高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 ただいまの質問に関してなのですが、委員会の中では、今の段階では時期尚早ではないかという話のみで、その到着する時間等、日にち等の話は出ておりません。以上です。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 分かりました。やはり請願を届ける際には時間もかかりますし、そういうことは考えて、今出すべきものと思いますが、そういった話も全然なかったのでしょうか。

佐藤文一産業厚生常任委員長 議長、佐藤文一。
高橋富美子議長 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

佐藤文一産業厚生常任委員長 はい。ございました。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 原案に対し賛成ですか、反対ですか。

1番(佐藤悦子議員) 請願に反対です。

高橋富美子議長 ほかに討論する方いらっしゃいませんか。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。請願に賛成ですか、反対ですか。

17番(佐藤卓也議員) 賛成討論。

高橋富美子議長 討論の発言を許します。原案に

反対討論として、佐藤悦子さん。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番 (佐藤悦子議員) 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げをを求める意見書提出についての請願に反対です。

理由は、どうなるかということで調べてみたところ、こういうことが分かりましたので、述べさせていただきます。

二類から五類にすることによって、7点ありますが、まず第1点は、外出の自粛要請というのが現在行われておりますが、自粛要請ができなくなります。陽性だと判定された場合でも、大いに外出していいということになります。

2つ目は、現在は入院勧告措置が行われておりますが、これができなくなります。陽性で、重症であって、いろいろ陽性であれば入院勧告措置ができるのが、できなくなってしまいます。

3つ目は、就業制限が今行われておりますが、これもできなくなります。陽性になったと判定された方が、どうぞ仕事に行ってもいいということになります。それで本当にコロナ感染を抑えることができるか。逆に感染が広がるのが懸念されます。

4つ目は、無症状者への適用が今できるのですけれども、陽性になったと、無症状だけれども陽性だという方に、こうしてくださいと言えるわけですが、これが言えなくなり、無症状で、陽性で、こういう方が何も制限なく出歩けるということなんです。

5つ目は、診断時の届出というのがありますが、今は陽性となれば直ちに届け出なければならない。これが7日以内にとりまして、緩くなってしまいます。

6つ目に、入院の対応の医療機関ですが、今は指定医療機関に入院しなければいけないと言われておりますが、これが指定でなく、一般の病院に入院できるということになってしまいます。

7番目に、医療費の自己負担についてです。今は全額無料で治療が受けられます。治るまで。これが3割負担という有料になってしまいます。

ということで、これが二類から五類に引き下げることが進められてしまうと、明らかに陽性の方が、自宅でいてほしいとか、あるいは宿泊療養、入院とされるわけですが、それが取り払われて、自由に歩いていいということになります。

新型コロナ感染症は、季節性のインフルエンザと違うのは、陽性となっても2日から1週間ぐらい症状が出ない。そういう方が出歩いて、仕事をしたりして、感染を広げている。これが季節性インフルエンザと決定的に違う、今回の新型コロナウイルスの特徴です。これが五類に下がってしまうことによって、感染が広がるということが、間違いなく広がることになってしまいます。

そういう意味で、今必ず治るといふ薬もはっきりしておりませんし、どうやって感染を止めるかということも、日本国内で安定して決まっておられません。そういう中で、第6波の心配もされている中で、この請願を採択して上げてやるといふのは間違いだと思います。以上です。

高橋富美子議長 原案に賛成討論として、佐藤卓也さん。

(17番佐藤卓也議員登壇)

17番 (佐藤卓也議員) 請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げをを求める意見書提出についての請願は、常任委員長の報告は不採択とのことでしたが、私はこの請願については採択すべきといった観点から討論を行います。

現在、国はじめ、各都道府県と市町村は連携を取りながら、新型コロナウイルス感染症、特に感染力が強いとされる変異株による感染拡大を止める対策が取られることは十分に承知しており、市民の皆さんも万全の対応をしていたと

ころであります。

このたびの請願書を拝見いたしますと、納得のいく部分が多々あります。新型コロナウイルス感染症は、二類相当に位置づけられているため、その背景にあるのは、感染拡大に伴う医療提供体制の逼迫ではないでしょうか。指定感染症二類相当は、無症状者も含めた入院勧告や外出自粛の要請、都道府県による経過報告、感染経過の調査などの措置が講じられているため、医療現場や保健所にとって大きな負担が背景にあります。また、メディアでは病床が足りずに、コロナ陽性と診断されても入院できない人を目にいたします。兵庫県のあるクリニック院長は、現状の体制ではコロナの感染判明から入院先が見つかるまで合計1週間もかかり、その間にハイリスクの患者は亡くなり、重症化の可能性も高くなる。大切なのは治療までの時間との闘いだが、今は診断された患者の多くが、入院先が見つかるまで治療を受けられない状態とおっしゃっております。

コロナ患者を受け入れる五類に引き下げれば、それぞれの地域で開業医の方が保健所を介さずに診察が行われるため、在宅で待っている患者に診断と同時に医療や治療を施し、重症化や死を防ぐことが考えられるのではないのでしょうか。

新庄市においては、感染防止の切り札ともなる希望者へのワクチン接種は10月末を目途に完了すると報告を既に受けており、国においても11月上旬に完了する予定であると聞いております。

また、テレビニュース及び新聞等報道では、治療薬については抗体カクテル療法など、国の臨床を経て、軽症の段階で投与すれば、重症化防止に一定の効果が認められるとされています。

前段で申し上げましたが、現在感染拡大防止に全力を挙げていることは承知しております。五類に引き下げられれば、自粛要請や特措法の適用もできず、保健所による入院確保や感染者

の追跡もできません。水面下では感染者が増え、中等症や重症者が増えるかもしれません。しかし、現行のままでは、減圧措置や完全消毒などの措置などの医療の過剰な負担が避けられず、その結果により多くの医療サービスを提供し、皆さんの健康と命を守ることができます。

同僚の議員の皆様には、私の意見に賛同することを切に願い、賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

高橋富美子議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第4号新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引下げをを求める意見書提出についての請願について、委員長報告は不採択であります。請願第4号については、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。
投票の結果は、賛成8票、反対7票、請願第4号は賛成、反対とも過半数に達しません。

日程第17議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

高橋富美子議長 日程第17議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6番（押切明弘議員） 20ページ、8款土木費、4項都市計画費のうちの都市計画道路見直し検討業務委託費、当初予算825万円が100万円の追加となっておりますけれども、この追加の中身、具体的にどういうものか教えていただけるのであれば、お願いします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 このたびの補正予算の都市計画費につきまして、都市計画道路見直し検討委託費の109万円の増額補正についての御質問をいただいたところです。

この内容といたしましては、現在進めております都市計画道路の見直し作業におきまして、交通量に伴う交差点交通量計算の試算、また今後開かれる都市計画審議会、こちら市の審議会と県の審議会がございますが、そちらの資料の作成のための委託料の増額ということになっております。以上でございます。

6番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6番（押切明弘議員） 内容は分かりました。

もう一点、次、その下にある住宅リフォーム支援事業補助金約1,000万円、これも当初予算が2,350万円、4月から約半年でこの予算、これは使い切ったというか、使い切れそうというか、いずれにしても足りないということだと思えますけれども、この状態、半年で使い切ろうとしているこの状態、どういう状況を、どのような分析をしているのか、教えていただきたい。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 こちらも都市計画総務費の中の住宅リフォーム総合支援事業費補助金につきまして、1,000万円の増額というところで御質問いただいたところです。こちらの住宅リフォーム総合支援事業費補助金につきましては、今年度から大きく制度が改正となりました。昨年度までは県の補助金を活用させていただいて、上限12万円ということで限度額を設定させていただいておりましたが、今年度から県費半分、市費半分の合わせて24万円を上限といたしまして制度が改正されたところでございます。

当初予算におきましては、昨年と同等の予算を確保いたしまして、制度の運用を図ってきたところでございますが、限度額の上昇に伴いまして、件数が若干、昨年度よりも減っているというところでございます。

こちらにつきまして、約半年ということで、予算の枠を超えそうだということで、今回補正させていただいているところでありますが、今後10月からリフォーム補助金の最終期日といたしまして、2月頃までの完成を見越したものと想定いたしまして、これまでの実績を踏まえまして、今後40件ほどの件数を見込みまして、1,000万円の増額ということで計上させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 私からは、何点かあるので、先に項目を言ったほうがいいですかね。2款総務費1項7目企画費のふるさと納税事業についてと、あとは同じページ、10ページの総務費の歴史的風致を生かしたまちづくり事業について。3の民生費、ページ数は13ページです。1、社会福祉総務費の行旅貧困者扶助費について。18ページの7款商工費3項観光費、エコロジーガーデン推進事業費について。先ほど押切議員も質問されました20ページ、8款土木費4項1目都市計画総務費の住宅リフォーム総合支援事業費補助金についてに質問させていただきたいと思います。

一番最初のふるさと納税の部分についてなのですが、現在の傾向と企業版ふるさと納税が昨年度から3倍になっているという記事もありました。現在、本市ではどのようになっているのでしょうか。まず、お尋ねいたします。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 ふるさと納税の傾向ということでございますので、まずそちらからですが、当初予算で10億円という形で見積もったところですが、4月につきましては、やはり対前年がとてつもなく伸びたので、比較すれば52.2%ということですが、5月、6月、7月、8月とほぼ昨年度並みということで、特に6月、7月、8月については、対前年度では100%をちょっと超えるような状況になっています。

それで、予算をつくる段階の7月では、寄附総額3億6,700万円ほどで、36.7と、4か月で、これはあと2億円ほど挑戦してもいいのかなと判断させていただいたところでございます。

その後、最新で9月21日の傾向を見ますと、

これまでの総額で5億1,600万円ほどということで、51%ほどということになっていきますので、このような形でだんだん伸びてきている。昨年並みになっているという傾向にあるかと思いません。

あと、企業版ふるさと納税につきましては、既に国から再生計画を出させていただいて、総合戦略が3月でできたので、その第1期分に合わせてもう一度出し直して、7月に全て国の承認も得ているので、下地はできているところでございます。

今後は、ただいま信用金庫中央組合から提案がある部分につきましては、信金と一緒に企画を練り上げていきたいという形で現在進めております。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひともよろしく願います。企業版ふるさと納税は、とても企業でもSDGsに絡めて、企業のイメージアップにもつながる政策ですので、ぜひとも本市でも参画していただきたいと心より願っております。

また、返礼品の充実も大切ではないかと思っております。やっぱり返礼品をもらいたいがためにという方もいらっしゃると思いますので、市内企業のタイアップなど、新しい取組についてもお答えいただきたいと思っております。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 返礼品のブラッシュアップというか、そういうことだと思います。昨今も議会で申し上げましたけれども、うちのほうで返礼品を市内事業者、出していただける方は説明会等や打合せ会をやっております。先般、議会でも申しましたけれども、誠にうれしいことに、これまで全然返礼品として参加しなかった事業者なのでございますけれども、お米を最近扱って

いる事業者なのですけれども、このたび参加したいという形で、少しずつそういった輪が広がってきております。

ふるさと納税、新庄市の伸びの堅調な部分に併せて、そういった効果もあるのかなと思いますので、引き続き市内事業者とは丁寧な説明会や打合せ会を行っていきたいと思っております。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 最後の質問になります。20ページの住宅リフォーム総合支援事業費補助金についてです。以前は、県の施策として、取次ぎの窓口になっていたと思うのですけれども、50%ずつということで、市でも補助金を投入しての業務になったと聞いております。優位点についても私なりに分かっての質問です。この制度を利用されている方の推移とか、あと内容についても、この春から変わった点について、あとほかの申請されている方たちの動向とか、そういうことをお聞かせください。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 住宅リフォーム補助金の内容について御質問いただいたところです。

今年度から制度が大きく変わったということで先ほど申し上げたところでございますが、利用されている方々の数からいたしますと、例年どおり程度で推移している。今年につきましては、昨年の大雪などの関係もございまして、4月、5月、6月という部分については、大変多くの方から御利用いただいているということで推移してまいりました。現在のところは、一部落ち着いてきているところでありますが、例年でありまして、今後冬にかけて、内部の改修等も予定されている方ということもございまして、例年程度の件数について今回補正を上げさせていただいたところでございます。

昨年度については、若干コロナの関係もござ

いまして、少しリフォーム工事についても控えるということもあったということもありまして、昨年度は若干件数についても少し控えめな数字で推移したところでございますので、その反動もございまして、それに加えて豪雪の修理なども含めて、今回は例年どおりの件数に戻ってきたということで御理解いただければと思います。

制度の内容につきましては、これまでどおり、建物の補強、耐震性の補強、あと省エネ、断熱化などに加えまして、バリアフリーや県産木材の活用、あと克雪化に向けて、屋根の改修についても対象となっているところでございます。

また、昨年度につきましては、コロナ対応の住宅の改修ということで、換気の関係だったりという別枠のメニューがございましたが、今年度につきましては、そちらについては対象になっておりませんので、例年度のものとして御理解いただければと思っております。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 1点質問させていただきます。

予算書21ページ、8款土木費6項雪対策費2目雪総合対策費、小型除雪機等購入費補助金のところなのですけれども、7月26日の新庄市のお知らせ版にも載っていましたが、具体的にどのような内容なのか教えてください。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 小型除雪機等購入費補助金の内容についての御質問でございます。

新庄市では、雪対策の補助金ということで、市民向けの補助金も数々と準備させていただいていたところでございます。これまでは、小型除雪機購入の補助につきましては、地域の中で協働して活用していただく除雪機の購入に対して補助金を設けていたところでございますが、

今年度、小型除雪機、個人でも取得される方に対しまして、補助金の制度を設けさせていただいたところです。

こちらの内容につきましては、個人向けの除雪機の購入に対しまして、1割、限度額5万円ということで、購入される方に対して補助を出すということで制度を決めたところでございます。

また、この小型除雪機、一般の小型除雪機に加えまして、農作業用のトラクターなどに取り付ける用の除雪機に対しましても、こちらにも補助の対象としているところでございます。

また、敷地内の融雪関係の設備についても、工事を伴わない部分につきましては、こちらにも補助の対象とするということで、制度を決めたところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） すごくいい事業だと思いますし、市単独でやられるのだと思うのですが、大体何名ぐらいの方が申請してくれるとお考えでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 このたび補正させていただきました250万円ということで、5万円の50台を見込んで補正を計上させていただいているところです。よろしく願いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 前回の市長と区長のまちづくり会議のところでも、区長の雪の悩みとかもたくさん出ていたと思います。そして、いろんな地区では共助の関係で、隣組でやってもらっている人たちもいるということもありましたし、隣近所でも、市長がおっしゃっていたのですが、あそこのおじいさんの除雪もし

て、共に、共助でやっていけるようにという思いもあるんだと、助け合いの思いも込めて、市のほうで今回補助をやったみたいな話もあったのですが、やっぱり雪の問題はすごく大変ですので、これまで以上に本当に区長や市民の声に寄り添って、耳を傾けていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回の小型除雪機等購入費補助金、こちらにつきましては、先ほど議員おっしゃりましたとおり、これまで自分の手で行うのか、手作業で行っていた除雪作業を、機械を用いて行うことによりまして、その作業の動力が軽減されるということもあって、それを機会に、近隣の高齢者、隣組の隣のうちの前まで、少し雪をかいてあげようかという気持ちの醸成などにも少しつながってくるのではないかなということも含めまして、地域のコミュニティーもそのような中でつながっていくようなことも期待しながら、補助制度を活用していただければと思いますので、そちらについてもPR方、よろしく願いしたいと思っております。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

3 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

高橋富美子議長 新田道尋さん。

3 番（新田道尋議員） 17ページの6款1項3目農業振興費、この中で補正が2,355万1,000円、国・県から出る補助金の部分が1,725万円、市の一般財源で630万1,000円と載っていますけれども、右側の説明の欄にはいろいろ書いてあるのですが、この配分、金額、それから内容的なもの、どういうふうになっているかお知らせください。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ただいま農業費の中の農業振

興費、種々項目ございますけれども、その中のどのような内容なのかということの御質問だと思いますので、この中には6項目ございますので、1つずつ説明させていただければと思っております。

それでは、農業振興行政事業費、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の土地利用型ということでございますけれども、これにつきましては、新庄市農業再生協議会の中で、地域特性に応じました経営戦略作物を作っていただくという方に対するの支援策ということになっております。事業主体が新庄市稲作生産協議会ということで、新庄地区に当たります水稻の作付を目指すということで、トラクターの追加補助、国の補助金が、事業費が1,000万円を超えておりますので、対象補助が2分の1ということで、土地利用型作物に対する国の支援策と御理解いただければと思います。

あとは、元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金、これにつきましては県単事業となっております。これにつきましては、地域農業を支える若手農家への支援という項目でございます。ソフト、ハード、両面からの支援を検討しておりますけれども、このたびはコンバイン、トレーラー、グレンタンク、ウイングモアということで、事業費が最高で200万円ということでございますけれども、県3分の1、市が6分の1をかさ上げするというところで99万9,000円の補助項目となっております。

3番目の担い手総合支援対策事業費、これにつきましては、会計年度任用職員の報酬ということで、令和3年4月1日の改定に合わせまして、改正させていただいたということでございます。

次に、果樹園芸振興事業費ということでございますけれども、これから説明させていただきます3件につきましては、全てひょうまたは霜被害に対する支援策ということでございます。

まず、県事業で魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費301万円でございますけれども、これは5月3日、25日、6月15日に発生しましたひょう被害のほか大雨がございました、大雪がございました、強風、高温などの気象災害の全てに対応するというところで、今年度は2件申請されました。1つはハウスの新設、あとは気象災害に対する施設の導入費ということで、1件、JA新庄トマト部会はパイプハウスが1棟、それから井戸の掘削一式ということで、これについても大雪対策に関わるものでございます。あと、もがみ中央農業協同組合、北部花卉生産組合につきましては、トルコギキョウ、これも大雪の対策ということで、温風機2台の申請がございました。

それから、次に農林水産物等災害対策事業費補助金でございますけれども、ひょう被害による病害虫防除のための農薬、それから草勢回復のための肥料の購入費ということで、被害に遭われたものに対するの追加、掛かり増し部分の支援策という内容でございます。県補助率が3分の1、市かさ上げが6分の1ということで、農薬購入費、それから肥料購入費ということで、補助金が154万円という内容となっております。

最後、気象災害対策生産資材緊急支援事業交付金でございます。1,325万円ということでございますけれども、このたびのひょう、霜による甚大な被害を受けた農業者を対象といたしまして、農業の営業継続に向けた必要な農薬の購入費ということでございますけれども、これは来年度に向けての必要な肥料や農薬の購入という目的でございます。現在、ニラ、アスパラ、花卉等につきましては、減収額の回復に向けて、肥料管理、出荷管理等、強化等に体制が講じられておりますけれども、なかなか4月、5月、6月の減収分の回復までには至っていないような状況と伺っているところでございます。以上でございます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 私から3点ほど伺います。

タブレットで、もしかすると紙ベースのページ数と違うかもしれませんが、よろしくお願ひします。タブレットでは補正予算18ページになります。6款1項9目昭和活性化センターの中で、委託料が41万円ほど増となっておりますが、なぜこの時期の委託料の補正なのか。それから、19ページにあります、7款商工費1項商工費のうちの、4目企業誘致費の中の企業立地等雇用促進奨励金、これは事業のあらあらなところは私も承知してございますが、まず事業の中身、どういった補助制度であるのかということをお説明ください。

それから、先ほど来、重なっていますが、20ページ、8款4項1目住宅リフォーム補助金、今回手を挙げてくださった方がたくさんいたということでの補正だと思いますが、先ほど質疑の課長答弁の中でもありましたが、今年度からは県2分の1、市2分の1の補助制度に切り替わったということで、財源の内訳を拝見しますと、ほぼこの事業1,000万円に対応している部分は、一般財源、自主財源から出ている。本来であれば、県も半分、500万円出さなくてはならないのではないかなと私は思うのですが、その辺の説明をお願いいたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 それでは、昭和活性化センターの施設管理業務委託費についてお答えいたします。

委託先はシルバー人材センターに委託しているところでございますけれども、通常の運営でございますと月曜日と木曜日が閉館ということで、利用時間を月平均35時間程度と見込んでお

ったところでございますけれども、ワクチン接種会場となりました山屋セミナーハウスの代替利用ということで、週7日間、希望なさる全ての方を受け入れたところ、月平均100時間を超える利用ということになりました。それで、7月から9月につきまして100時間を超えておりますので、10月以降の利用も見込みまして、施設管理業務委託の増額補正をお願いしたところでございます。以上です。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 企業立地等雇用促進奨励金の制度についてということでの御質問をいただきました。こちらにつきましては、市内に工場等を新設、それから増設、移設等を行いまして、それに伴いまして市内に住所を有する新規常時雇用従業員、こちらを雇用していただきます。その雇用が1年間継続した企業に対して、奨励金を交付するものということでございます。よろしくお願ひいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 住宅リフォーム補助金の財源についての御質問をいただいたところでございます。こちらにつきましては、当初予算の段階におきましては、市費に対しまして、県費からの補填ということで予算計上させていただいていたところでございますが、このたび予定していた件数が半年ほどで終了してしまいそうだとということで、このたび補正させていただいたところなんです。この事業につきましては、市民の皆様から多くの利用もしていただいているほか、地域の建築業界の方々への経済的な効果も大きくあるということで、このたびの補正に関しましては、単独費用においての補正ということで計上させていただいているところです。

ただ、県からも現在過不足調査ということで調査が来ておりますので、県でも何かしらの補

填の準備があるのかなのか、そちらについては情報収集しながら、可能な限り財源の確保に向けて調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 農林はほぼ100%、私納得しました。

企業立地のやつなのですが、大前提として市内に存在する企業の方が、設備投資して、その分に係る人件費への補助という捉え方でいいのかですね。違っていたら、またお答へください。あとは、都市整備課長、話は納得しましたが、制度上、これまでは、昨年度までは県100%の事業だった。今回、新庄市も2分の1出すという制度に変わったと。会計年度、1年間まだこれから折衝するというお話ですが、やはり原点に戻すように、県との折衝を一生懸命やっていたら、それだけ財政課長も喜ぶのではないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 先ほどの説明がちょっと足りなかったのかなと思ひますけれども、工場を新たに新設、それから増設、移設等をしていただいて、大前提がそこあります。そこをしていただいて、なおかつ新規に雇用された、その雇用の人数によって奨励金を支払うということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 住宅リフォーム補助金の財源について、県におきましても今年度からの制度改正ということで、県内各市町村の中でも様々な状況が県にもお知らせが行っているのではないかと考へているところです。

今回の過不足調査につきましても、その状況

を踏まえての県の動きなのだろうと思ひますので、今後、来年度に向けましても、その財源について、県にも要求していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 今般また、私はこれで納得するのですが、いずれの事業も多分、先ほどの企業立地雇用促進事業の奨励金に関しては、当初の予算で650万円しか置いていないと。当然企業の動向を100%つかんでおかななくてはならないということはないのですが、やはり当初予算において、あそこの会社がもう少し増設なり、採用するであろうということは、あらかじめ推測がつくのではないかということで、当初予算の精度をもう少し上げる必要があるのではないか。

あとは、都市整備課長、今は納得しているのです。当初予算多分二千三百幾らだ。そのうちの半分以上が補正で対応しなければならぬ。市民にとっては非常にありがたい制度だから、手を挙げる方が想定より多くいらっしやった。ただ、先ほど答弁いただいた中で、最初の目的は建設業者、元気がないところを少してこ入れしましょうよという県の思い入れがあったとしても、現在市民の中では非常に、言い方変ですけども、使い勝手がよい、使いやすい補助ということですので、やはり初めに多めの見積りを立てるであるとか、その辺の読みが私は必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 先ほどの企業立地等雇用促進奨励金、こちらにつきましても当初予算の計上ではなくて、今回の補正での計上でございます。といいますのも、1年間雇用を継続して行っていて、それを認定した上で交付するというところでございますので、当初の時期で

は間に合わなくて、追加ということでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 制度の目的としては、当然都市整備課で持っているということで、市民の生活の基盤である住宅の質の向上、性能の向上ということで、制度を持っていることと併せまして、業界の経済効果の使途も含めての制度ということでございます。また、その件数につきましても、当初からの見込みをつけておく必要があるだろうということで御意見もいただいたところでございますので、そちらにつきましては、次年度以降、あまり早い時期に予算がなくなることはないように、検討を進めていきたいと思っております。

なお、県とも調整が必要となるかと思っておりますので、そちらについても調整させていただければと思っております。以上でございます。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 21ページの8款土木費に、雪総合対策費の生活道路排雪事業費補助金、これについて説明で限度額引上げとお聞きしているのですが、内容についてお願いします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 雪総合対策費の生活道路排雪事業費補助金の事業概要、事業内容につい

てということで御質問いただきました。

これまで生活道路の排雪事業費補助金につきましては、生活道路の除雪の申請をいただいている地域に関しまして、雪の滞雪場所が、豪雪対策本部ができるなど、大雪のときに排雪が必要になった場合に利用していただける制度となっております。これまで限度額を3万円で設定しておりましたが、このたびこの内容について見直しをさせていただきまして、これまで限度額3万円だったところを6万円に引き上げさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、豪雪対策本部ができる前の連絡協議会が発足した年に限り利用できるという制度でございまして、生活道路の除雪の申請を行っていただいている地区に対しての補助ということになっているところです。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 生活道路の排雪事業費補助金が、限度額が2倍に上がるということで、大変ありがたいことだと思います。なお、使いやすいうように、また市民の要望などをよく聞いていただいて、さらに改善できるように努力していただきたいと思います。

さらに、排雪もならないような生活道路に住んでおられる方が、消雪設備の電気料の負担に苦しんでいると聞いておりますので、そういったことには全く改善点はないのか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 生活道路の消雪設備に関する補助金につきましては、設備の導入時に関しまして、その設備を設置する組織に対しまして補助金を準備してございます。こちらの維持管理費につきましては、補助の制度がございませんが、その設置費用、設置する場合に相当の金額がかかるということを踏まえまして、設置費に対しての補助金の制度を準備しているところで

ございます。よろしくお願ひいたします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 19ページの土木費、河川費の河川維持費の中で、樹木伐採業務委託料について。今年度は、夏に大きな大雨とか、現在のところですが、大雨とかなく、河川の氾濫とかなかったのですけれども、その分河川内の樹木の繁茂が多く河川で見られます。その中で、多分この樹木伐採というところになってきていると思うのですけれども、今後というか、これからまた切りたいところとか、切ってほしいところとか、いろいろ要望が出てくると思うのですけれども、しゅんせつを含めて、そういう中での補正というところなのですけれども、実際に希望する河川であったり、地域であったりというところからの声はどのように出ているかお聞かせください。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 河川維持費の中の樹木伐採業務委託料の内容について御質問いただいたところです。

今回の補正に関しましては、一般河川というよりは、法定外公共物の河川に対して、法定外公共物、本来であれば水路利用者の方々が日常的な維持管理をしていただいていた経過がございますが、近年農耕地が減ってきているということもありまして、なかなか管理されずに、そのままの状態を取り残されてしまっている法定外公共物がございます。今回の補正の内容につきましては、その部分に樹木が生えてしまいまして、その流れを阻害してしまうということで、今回その樹木の伐採を行うという内容の補正でございます。

また、一般的な河川の支障木に関しましては、当然一級河川であれば、国、県の管理下でござ

いますので、県、国に対しまして、市民、住民からの声に関しましては、その都度要望させていただいているところでございます。県に関しましては、昨年、また平成30年豪雨の時期に計画を策定してもらいました河川の流下機能向上計画というもので、緊急的な計画として3年、5年という形で支障木の撤去、また河床のしゅんせつということで集中的に実施もしていただいているところでございますが、まだそちらに計画がなかなか載ってこない部分につきましても、県にはその都度都度要望しているところでございますので、御理解いただければと思っております。以上です。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 県、国への要望をしつかりやるとお伺いしましたので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

やはりどうしても災害の一番の起こるところは、そういう支障木であったり、しゅんせつができていないところでの氾濫というところがありますので、地域の声、地元の声がありましたら、ぜひ聞き届けていただきながら、その対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 18ページ、7款1項3目エコロジーガーデン推進事業費の中の施設管理業務委託料、例年ですと当初予算にあるように250万円程度の内容であるかと思ひます。令和2年度も260万円の委託料でありましたが、この補正予算の段階で、補正しなければならなかった、その内容、具体的にお伺ひします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 エコロジーガーデンの施

設管理業務委託料についての御質問でございます。こちらにつきましては、エコロジーガーデン内で防犯カメラを設置したいということを受けまして、その防犯カメラの設置に係る費用、それから警備会社による監視機能の委託と、そのカメラ設置に伴う電気の引込み工事、それから人感センサー、こちらのライトを設置するために、併せて、警備委託料についても増額するものでございますので、そちらに関わる費用分が増加するということが今回の補正となったということでございます。よろしく申し上げます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） これまで、防犯カメラを設置するに至った何らかの問題があったのでしょうか。何か空き巣の被害があったとか、不法侵入があったとか、そういったことがあったのかどうか、そういった具体例があったらお願いします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 夜間の不審者の施設といえますか、敷地内への侵入、それから定例会での補正予算ではございませんが、水道の原因不明の水漏れ等も発生してございまして、そちらの原因究明がちょっと難しいと。水道管の漏水の調査については実施したわけですが、漏水ではないということもございまして、こちら施設における防犯カメラ等の設置を行った上で、そういった事前の侵入者の警備等を行いながら対策を実施していきたいということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） それでは、これまで原因不明の水の漏水というか、通常より水も使う量が格段に増えていなければ、こういった対策

に入っていかなかったのではないかとと思うのですが、これまではなかったという理解の下でいいのかなと思うのですが、これは例えば昨年からですか、外部に行政財産として貸している状況が生み出されてきたから、こういう状況になってきたのか。どういうふうを考えているのかなど。夜間の不審者というのが、どういったことで夜間の不審者があるということが分かったのか。また、防犯カメラが必要だと思うのですが、敷地全体を何点ぐらい設置して、どういうふうにして見ていくのか。常にカメラの監視はどんな形でやられていくのか。データをどこかに送るのか、どうなのか、そういった面も併せてお答えください。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 今回の水道の漏水については、以前もあったわけですが、そのときは漏水調査を行って、原因が管の老朽化だったということが分かったわけでございます。

ただし、今回の漏水については、その管の漏水ではないということが分かってきた段階で、いろんな状況が考えられたということもございします。また、以前からエコロジーガーデンを利用している方から、いろんな方が出入りするようになってから、夜の施設への車での侵入等が多くなって、ごみや様々な物が不法に投棄されているという状況の要望もありましたので、カメラを設置していただけないかという要望がその施設利用者からあったわけでございます。

今般の漏水の問題にも関連してくるわけですが、そういったことも踏まえて、今回防犯カメラ等を設置するということがございますが、基数については5基を予定してございます。

現在、エコロジーガーデンにつきましては、警備会社に委託契約を結んでございしますので、そちらにそのデータを保管していただいて、何かあった場合には、そちらの警備会社から役所

に連絡が入ってくるという状況になりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第45号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

高橋富美子議長 日程第18議案第45号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第46号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

高橋富美子議長 日程第19議案第46号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

高橋富美子議長 日程第20議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）

高橋富美子議長 日程第21議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 9ページの農業集落排水事業の収益的収入、支出、収入です。これについてですが、世帯の人数による使用料金となっていると思うのですが、どうですか。

矢作宏幸上下水道課長 議長、矢作宏幸。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 もう一度質問を確認したいのですが、9ページの農業集落排水事業でいいんですよね。

農業集落排水事業につきましては、使用料につきましては、1世帯当たりに対する基本料金的な扱いと、あと人数1人当たりに対する使用料という算定になります。よろしくお願ひします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 世帯人数が増えた場合、例えば赤ちゃんが生まれたとか、そういった場合、直ちに使用料が変わるのでしょうか。逆に、死亡などで減った場合はどうなるのでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 議長、矢作宏幸。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 各世帯に応じて、例えば

子供が生まれて1人増えたとか、あとお亡くなりになられて1名減ったという場合は、その都度、利用者の方から届出を出していただきまして、それに基づいて支払いが発生することになっております。よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 生まれたときは、わざわざ集落排水事業、下水道料金に匹敵するものですが、この使用料の話、申請を届出しなくても、どうやら自動的に取られているというか、増えているようです。これは市民からお聞きしました。家族が増えたというと、必ず人数が増えて、農業集落排水事業の下水道料金が、人数で上がっているというのは間違いなくやられていると聞いています。

しかし、死亡届を出して、そのときも自然にすぐなるのかなと思ったら、どうやら言わないとならない。半年も1年もたってから、気づいて、あれと言って、ようやく届けを受けて、では人数を減らしますとなるような状況なので、これは改善が必要かと思うのです。やはり市民課と連携しながら、市民課の担当窓口が、集落排水に該当する世帯だなどと考えたら、死亡届とか、それに応じて下水道課と相談しながらこちらに言っていただくと、市民としてすごく親切な市役所だなど感じることは間違いのないと思うのです。今のままだと、取られるときは黙って、何もしなくても取られるようですが、しかし死亡などで思っているときには、何も教えられないまま取られ続けるといいますか、亡くなった人の分も取られるような状況なのですが、それについては改善の余地があると思うのですが、どうでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 議長、矢作宏幸。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 ただいま議員から御指摘がありましたように、以前ですと、年に2回ほ

ど、全世帯の人数把握等をしていたところだったのですが、昨年度だったとちょっと記憶しているのですが、個人情報の部分もあるということで、人数の増減に関しては届出というところがありました。

また、これも御指摘のとおり、仮に亡くなられた場合、届出というところで一応対応させていただいているのですが、どうしても周知関係の行き届かなかった部分というのは、どうしてもあったところも事実です。今後、そういったところも踏まえまして、よりいい方向に今後考えていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第48号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第2 2 議会案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

高橋富美子議長 日程第22議案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 議案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年9月24日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者は、新庄市議会運営委員会委員長佐藤卓也でございます。

次ページをお願いいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向けて増嵩する財政需要に見合う財源が求められている。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、内閣官房長官宛て、総務大臣宛て、財務大臣宛て、経済産業大臣宛て、経済再生担当大臣宛て、以上でございます。

高橋富美子議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付

託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 題名は悪くないような気がするし、記の中の1と5については大抵いような気がいたしますが、疑問がある点があるのでお聞きしたいと思います。

記の2、固定資産税は、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないようにと書いてありますが、制度の根幹を揺るがす見直しは、例えばどのようなことが行われようとしていると見ておられるのか、お願いします。

それから、3についてですが、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置が令和3年度に行われた、土地に関わる固定資産税についてですが、この内容はどういうふうに見られるのか。

それから、4についてですが、環境自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、内容はどのように把握しておられるのか、お願いします。

佐藤卓也議会運営委員長 議長、佐藤卓也

高橋富美子議長 議会運営委員長佐藤卓也さん。

佐藤卓也議会運営委員長 今回、議会運営委員会におかれましては、新庄市議会議長宛てについた文言について精査されました。そこにおいては、そこについては議会運営委員会では詳しくは審議されておりましたが、皆様の同意を得て今回提出させていただきました。以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 固定資産税の制度の根幹を揺るがす見直しは、例えばどういう内容を指しておられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、3について、これは土地に係る固定資産税について、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置ということで、この内容についてお答えありませんでしたが、私なりに担当の方にお聞きしましたら、価格が上がる土地の固定資産税は上げないとして、市内では6,000件ほど黙ってれば、固定資産税が上がる可能性があったと。しかし、コロナ禍の中で、収入が減り、固定資産税はとても厳しいと、上がったとしても払えないという方が出るなどということから、これは軽減させて、軽減額は300万円、そしてそれは国からその軽減した分は、国が行っていることなので、国から補填されているということでした。

だとすれば、これは国がやって、国が補填しているわけですから、黙って市民の負担軽減になることについては、単年度限りにするというのはおかしいのではないのでしょうか。コロナ感染は令和3年度で終わっているのでしょうか。私は、そんな話は一切聞いたことがない。ニュースなどをお聞きすると、令和3年だけでなく、二、三年ぐらい続くのではないかということが、専門家などは言っていると言われております。

そういう意味では、このままであれば、経済的に大変な、今市民の中で苦しい状況になって、固定資産税を払うのが大変だという方が少なくなっております。それを国で見て軽減措置をやり、国でお金を出す。これをやめろというのは、市民に対して固定資産税を高くするから我慢して払えよということになるわけです。これは、私は市民に対して非常につらい、冷たい。本当は国がもっと補填することを考えていただいて、地方に来るお金を増やすようにすべきだと思うのです。市民に負担を増やしていくよ

うな内容になっているような気がします、これは。

それから、4についてもお答えがありませんでした。専門家の担当する方からお聞きしましたら、これは環境性能のいい、燃費のいい自動車あるいは軽自動車を買ったときの税金、これが3%から1%とかかっているようですが、それを1%下げるといふ、軽減をやっているということでした。これも国がやっていることで、国が全額、軽減分は補填しているということで、これは国が責任を持ってやっている。これをなくせということ、これをやらないようにしろということが4で書いてありますが、そうなりますと市民の負担が増えていくわけです。市民に税金の負担を上げるようにしていくという内容になっていて、これは私おかしいなと思うのです。そういう意味では、この意見書を出す基の文というのは、誰が要望なり、この文章を作ったのか、そのことをもう一度聞かせていただきたいと思います。

佐藤卓也議会運営委員長 議長、佐藤卓也

高橋富美子議長 議会運営委員長佐藤卓也さん。

佐藤卓也議会運営委員長 こちらは5月26日の第97回定期総会、書面会議ですが、令和4年度一般税源総額の確保や固定資産税に係る特別措置の期限の延長を求めないことを主な事項としました、ポストコロナ禍を展望した地方財政の充実に関する決議を決定したところでございます。こちらは全国市議会議長会でさせていただきました。

また、7月7日開催の155回地方財政委員会でも、固定資産税や自動車税等の特別措置のさらなる延長を行わないなど重点要望事項をこちらで決議したようです。それを踏まえまして、その決議を踏まえまして、令和4年度予算概算要求及び税制改正に向け、こちらの要望を市議会議長会で要望展開していただきたいということ踏まえ、議会運営委員会ではそちらを採用

し、今回の議決に至ったところです。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 答えていただいたのは、全国市議会議長会から来たという内容だったと思います。しかし、具体的な、さっき言った、2に関する固定資産税の制度の根幹を揺るがす見直しというのはどういう内容が想定されているかについてもお答えは出ていないし、また令和3年度、3についてのお答えもないですし、4番についてもお答えがありませんでした。

議会運営委員会は、議長会から来たからそのまま上げればよいという、そういう会ではないと思います。議会運営委員会では、やはり地方税だけでなく、市民から取る税金を上げればよいという問題ではなくて、交付税も含め、国庫補助も含めて、国としての税財源を確保する、交付税や国の補助金を確保する、国の税制の在り方を、取るべきところから取る、例えば富裕層とか、大企業の法人税を上げるとか、そういったところから取ることも含めて、地方の財源充実の財源を国が確保するべきだという、そういう内容であれば何も問題はない。すばらしい内容だと思います。しかし、国のほうで補填するものをなくして、市民の負担を上げろというのは、私は市民に対する厳しい、鬼のような厳しい税確保というか、増税ですから、それをやるしかないみたいなやり方は、コロナ禍で苦しんでいる市民に対して、私はとてもこれに賛成してあげるわけにいかない。許すべきではないと思います。

佐藤卓也議会運営委員長 議長、佐藤卓也

高橋富美子議長 議会運営委員長佐藤卓也さん。

佐藤卓也議会運営委員長 個人の意見は何いました。しかしながら、議会運営委員会が全員一致でこの議案を上げることにしておりますので、その構成は常任委員長お二人、そして会派の代表から全員の賛成をもらっていますので、それ

で上げさせていただきましたので、よろしくお
願いします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 会派の代表は出席して
おりますが、1番について、経済財政運営と改
革の基本方針2021において、令和3年度地方財
政計画の水準を下回らない実質的な同水準を確
保するとされているがと、この同水準を確保す
るという内容ですね、具体的な。この具体的な
内容と、これによって同水準確保のものに行く
ことによって、新庄市としては一般財源の確保
について、どのような、これまで国が制度とし
て出してきた、この同水準確保ということにつ
いて、新庄市としてはどういった評価があるの
か。これに伴って、下の文になってくる、地方
歳出に不合理なしわ寄せがなされないようとか
かってくると思うのですが、その歳出の部分に
ついて、このルールがどのような、新庄市とし
てはしわ寄せがあるのか、そういった聞き取り
ということをされているのではないかと思うの
ですが、その点は分かりやすいように説明して
いただきたいと思います。

佐藤卓也議会運営委員長 議長、佐藤卓也

高橋富美子議長 議会運営委員長佐藤卓也さん。

佐藤卓也議会運営委員長 当委員会においては、
そのような質問はございませんでした。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） では、委員会の中で、
委員長の考えでもいいのですが、この内容をど
のように理解されていらっしゃるのでしょうか。

佐藤卓也議会運営委員長 議長、佐藤卓也

高橋富美子議長 議会運営委員長佐藤卓也さん。

佐藤卓也議会運営委員長 私の立場は委員会をま
とめる立場ですので、私の意見を言う委員会では
ございませんので、よろしくお願ひしたいと

思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） そうすると、上から、
全国市議会議長から来た内容は、地方の本当に
一般財源の確保の厳しさ、これを物語っている
のは分かるのですけれども、新庄市としてはど
うなるのかという点が重要なのかなど。それに
当たって、この一般財源、総額実質同水準ルー
ルについても、新庄市としての評価がどうだっ
たのかとすると、一般財源確保のために、この
内容にとどまらず、十分な総額を確保ではなく
て、財政需要額に応じた一般財源の確保を求め
るという形に幾らでも変えていけたのではない
かと思うのですが、その点は議論はなかったの
でしょうか。

佐藤卓也議会運営委員長 議長、佐藤卓也

高橋富美子議長 議会運営委員長佐藤卓也さん。

佐藤卓也議会運営委員長 当委員会ではそのよう
な話はございませんでした。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よ
って、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと
思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第2号コロナ禍による厳しい財政状況
に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提
出については、原案のとおり決することに御異
議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票の結果は、賛成13票、反対1票、棄権2票であります。賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第23議案第3号豪雪地帯 対策特別措置法の改正等に関する 意見書の提出について

高橋富美子議長 日程第23議案第3号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 議案第3号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月24日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者は、新庄市議会運営委員会委員長佐藤卓也でございます。

次ページをお願いいたします。

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

本市は、山形県北部の新庄盆地のほぼ中央に位置する最上地域の中心市であり、冬季の降雪量が多く、日本海側の冬型気候の特徴が顕著に見られる。最大積雪深は毎年のように150センチメートルを超え、降雪日数も多い特別豪雪地帯となっている。

これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に令和2年度の豪雪では、12月中旬から長期にわたりまとまって降り続いた雪の影響により、除排雪の対応が長期化したことに加え、高齢者や障害者宅、危険空き家等への対応が増加し、さらには雪下ろし等除雪作業に伴った、高齢者を中心とした死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、

内閣総理大臣宛て、財務大臣宛て、総務大臣宛て、文部科学大臣宛て、厚生労働大臣宛て、農林水産大臣宛て、経済産業大臣宛て、国土交通大臣宛て、環境大臣宛て。

以上でございます。

高橋富美子議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議会議案第3号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第3号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第24議員派遣について

高橋富美子議長 日程第24議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり議会報編集委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員6名を派遣することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後1時57分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

高橋富美子議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日、午後1時54分から議会運営委員6名出席の下、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、議会議案第4号米の需給調整に関する意見書の提出についての議会議案1件を本日

の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時02分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。それでは、追加日程に入ります。

日程第25 議会案第4号米の需給調整に関する意見書の提出について

高橋富美子議長 日程第25議会案第4号米の需給調整に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 議会案第4号米の需給調整に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年9月24日、新庄市議会議長高橋富美

子殿。

提出者、新庄市産業厚生常任委員会委員長佐藤文一。

別紙。

米の需給調整に関する意見書。

コロナ禍による予期せぬ需要減等により主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、令和3年6月末で219万トンと適正水準とされる180万トンを大幅に超過している。

農林水産省は令和3年7月29日の食糧部会において、3年産米の生産量見通し693万トン(作付転換マイナス6.7万ヘクタール)をほぼ達成したとしたが、この見通しはコロナ禍による予期せぬ需要減まで見込んでいるものではなく、今後の作況が豊作基調となれば、さらに生産量は増加する。

2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落、加えて4年産作付転換にも上乘せされ、稲作を根幹とする本県農業への甚大な影響が懸念される。

については、持続可能な水田農業の維持・発展に向け、下記のとおり強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

コロナ禍による予期せぬ米の需要減に対して、政府備蓄米の運用改善等あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施、さらには倉庫の新設や低温倉庫の改修に係る支援等、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充すること。

提出先は、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、財務大臣宛て、農林水産大臣宛て。

以上でございます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第4号米の需給調整に関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への

付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第4号米の需給調整に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会

高橋富美子議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 9月定例会、慎重な審議、誠にありがとうございました。

9月今議会は決算議会ということで、佐藤委員長には大変御苦勞をおかけし、誠にありがと

うございました。議員の皆さんから出された意見、あるいは様々な具体的な指示等をいただいたわけではありますが、決算議会の意義につきましては、過去には12月議会に決算議会を行っていたわけではありますが、3か月前倒しにしたという意味合いは、来年度の予算にどのように反映させるかという意味合いがあったと記憶しております。そうした意味におきましても、今議会で言われた、御意見いただいたことは真摯に受け止めながら、来年度の事業に生かせるものはしっかりと生かしてまいりたいと思います。

今日は9月24日、新庄まつりから1月ということで、あのおまつりは何だったのかというぐらいのあつと言う間の1月だなと。皆さんも同じではないかと思えます。この間、コロナの拡大化ということが叫ばれ、本市におきましてもクラスター病院が出るなど、本当に現場においては大変な状況が続いているのかなと思っております。そんなこともありまして、本来新庄の秋の味覚と続く行事なども、今回は中止させていただいたということがございます。各実行委員会の皆様の御判断に心から敬意を表したいと思っております。

また、今年は大雨も台風も少ない状況の中で、米が大変豊作であるということで、議会におきましても需給調整の国への要望を出されたわけでもありますけれども、新庄市は過去から、水稲単作地帯と言われるところでもありますので、非常に技術力が高く、この新庄で生産される米の取引先というものは、ほとんど農家の皆さん、確保されているというお話もお聞きしております。

しかしながら、これだけ余剰米が出れば、やはり買う側からとれば、安くたたかれるというのは経済の原則、どんなにおいしい米で、どれだけ努力して、売り先が決まっていたとしても、高く買ってくれるかどうかは非常に不安なわけでもあります。

こういう状況の中で、先日、中間業者とお話しする機会がありましたが、心配されているのは、この価格で農家を続けられないということで、やめる方が出るということがあってはならないなという心配をされております。そういう意味合いを込めて、今回でも議員皆さんの熱い議論があったのかなと思います。

こうした状況を今後とも続くとすれば、水稲単作地帯ではありながらも、別の作物に変えながら、安定した収入をどのように図っていくかということも、十分に皆さんと議論を図りながら進めなければいけないこと、農業を主産業とする本市での取組の大事な1点かなと思ったところであります。

また、コロナ禍において、コロナにおける様々な御意見もございましたが、おかげさまで9月16日から12歳以上の方々の接種が始まりましたので、10月末には希望者のほとんどの方が2回目の接種が終わるといえることができるような見通しを立てているところであります。これにつきましては、新庄最上地区医師会の皆さんの絶大なる御協力の下に達成できたものと思っております。

また、今回のチラシの中にも配らせていただきましたが、ワクチン接種のパスポートもつくらせていただいて、1万枚つくったのですが、足りないということで、追加1万枚をしているわけですけれども、必要な方はぜひ、届けに行けばいいのでありますけれども、健康課の職員、そこもなかなかできないところであります。もし友人、知人が欲しいということがありましたら、議員の皆さん、がばっととは言いませんけれども、何枚か懐にしまいながら、近所の方に、これを使ってはどうかということをお願いいただければ大変ありがたいと思います。

これから台風が来るという話もありますが、被害が最小限に抑えられて、本当に安全な新庄市民の生活が送られることを皆さんとともに

くり上げていきたいと思っております。

9月議会における慎重審議に誠に感謝申し上げます。私からの御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

高橋富美子議長 以上をもちまして、令和3年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時13分 閉会

新庄市議会 議長 高橋 富美子

会議録署名議員 八 鍬 長 一

〃 〃 石 川 正 志